

令和6年12月11日開会

令和6年12月19日閉会

(定例第7回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（12月11日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
2 番 神田 栄治議員	6
1 番 内山 昌晃議員	14
11 番 伊村 渉議員	29
6 番 國本 悦郎議員	37
4 番 松田規久夫議員	55
7 番 高月 義夫議員	66
3 番 西本 篤史議員	85
散 会	97
署 名	98

第2号（12月12日）

議事日程	99
本日の会議に付した事件	100
出席議員	101
欠席議員	101
事務局出席職員職氏名	102
説明のため出席した者の職氏名	102
開 会	102
会議録署名議員の指名	102
一般質問	102
10 番 瀬石 公夫議員	102
5 番 落合 祥二議員	113
8 番 河内 賀寿議員	126
議案第53号	133
議案第54号	133
議案第55号	133
議案第56号	133
議案第57号	133
議案第58号	133
議案第59号	133
議案第60号	133
議案第61号	133

議案第 6 2 号	1 3 3
議案第 6 3 号	1 3 3
議案第 6 4 号	1 3 3
議案第 6 5 号	1 3 3
散 会	1 3 8
署 名	1 3 9

第 3 号（1 2 月 1 9 日）

議事日程	1 4 0
本日の会議に付した事件	1 4 1
出席議員	1 4 3
欠席議員	1 4 3
事務局出席職員職氏名	1 4 3
説明のため出席した者の職氏名	1 4 4
開 会	1 4 4
会議録署名議員の指名	1 4 4
議案第 5 3 号	1 4 4
議案第 5 4 号	1 4 4
議案第 5 5 号	1 4 4
議案第 5 6 号	1 4 4
議案第 5 7 号	1 4 4
議案第 5 8 号	1 4 4
議案第 5 9 号	1 4 4
議案第 6 0 号	1 4 4
議案第 6 1 号	1 4 4
議案第 6 2 号	1 4 5
議案第 6 3 号	1 4 5
議案第 6 4 号	1 4 5
議案第 6 5 号	1 4 5
議員提出議案第 1 号	1 5 0
閉会中の継続審査及び調査	1 5 1
議員派遣について	1 5 1
閉 会	1 5 2
署 名	1 5 3

田布施町告示第52号

令和6年第7回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和6年11月27日

田布施町長 東 浩 二

1 期 日 令和6年12月11日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

内山 昌晃議員	神田 栄治議員
西本 篤史議員	松田規久夫議員
落合 祥二議員	國本 悦郎議員
高月 義夫議員	河内 賀寿議員
谷村 善彦議員	瀬石 公夫議員
伊村 渉議員	南 一成議員

○12月12日に応招した議員

内山 昌晃議員	神田 栄治議員
西本 篤史議員	松田規久夫議員
落合 祥二議員	國本 悦郎議員
高月 義夫議員	河内 賀寿議員
谷村 善彦議員	瀬石 公夫議員
伊村 渉議員	南 一成議員

○ 1 2 月 1 9 日に応招した議員

内山 昌晃議員

神田 栄治議員

西本 篤史議員

松田規久夫議員

落合 祥二議員

國本 悦郎議員

高月 義夫議員

河内 賀寿議員

谷村 善彦議員

瀬石 公夫議員

伊村 渉議員

南 一成議員

○ 応招しなかった議員

なし

令和6年 第7回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和6年12月11日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和6年12月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 定期監査の報告
- 例月出納検査の報告
- 議員派遣
- 各常任委員会の調査報告
- 日程第4 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 定期監査の報告
- 例月出納検査の報告
- 議員派遣
- 各常任委員会の調査報告
- 日程第4 一般質問
-

出席議員（１２名）

１番	内山 昌晃議員	２番	神田 栄治議員
３番	西本 篤史議員	４番	松田規久夫議員
５番	落合 祥二議員	６番	國本 悦郎議員
７番	高月 義夫議員	８番	河内 賀寿議員
９番	谷村 善彦議員	１０番	瀬石 公夫議員
１１番	伊村 渉議員	１２番	南 一成議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原 慎一君	書記	羽山 斉克君
書記	手島 千晶君	書記	有吉 純一君
書記	稲木 陽君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税 務 課 長	藤本 直樹君	税務課長補佐	友森 康之君
町民福祉課長	長合 保典君	健康保険課長	寶城 和之君
経 済 課 長	長谷 満晴君	建 設 課 長	吉藤 功治君
建設課長補佐	松葉 譲児君	学校教育課長	山中 浩徳君
社会教育課長	福田 幸治君	会 計 室 長	江良 和美君

午前 9 時 0 0 分開会

(ベル)

○議長（南 一成議員） ただいまから、令和 6 年第 7 回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、内山昌晃議員、河内賀寿議員を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定

○議長（南 一成議員） 日程第 2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 19 日までの 9 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は 12 月 19 日までの 9 日間に決定いたしました。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（南 一成議員） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本日は、定期監査及び例月出納検査の結果報告のため、内田代表監査委員に出席を求めています。

定期監査及び例月出納検査の報告を求めます。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田 勝己君） 監査の報告をいたします。

松田監査委員と私の 2 名で実施しました定期監査及び例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

定期監査は、10月2日から6日にわたり行いました。その結果は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

次に、例月出納検査でございますが、令和6年9月、10月及び11月における一般会計、特別会計、下水道事業会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

歳入実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であることを認めましたので御報告申し上げます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 次に、議員派遣について報告をいたします。

9月定例会以降の議員派遣は1件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、常任委員会における調査の報告は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職・氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

神田栄治議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 本日、2番、神田栄治議員の一般質問を行うに当たり、口頭で質問することが困難であることから、議会事務局の手島が一般質問を代読させていただきます。

また、再質問がある場合も、一般質問同様に代読させていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問方式は一問一答形式で、答弁者は町長にお願いします。

1問目は、被災時を想定した準備は万全かについてでございます。

先月、季節外れの台風が同時に4個も発生したり、11月にもかかわらず大雨警報が石垣島に出されるなど、温暖化が原因と思われる異常気象が多発しております。町では、防災体制の整備に努めており、完成度の高いものができていると推察しますが、異常気象による想定外の事象まで考慮しておかないと十分とは言えません。確認の意味を含め、以下についてお尋ねします。

①各地域において個別避難計画は作成済みでしょうか。

- ②各家庭が必要な防災グッズを取りそろえているでしょうか。
- ③避難所運営に必要な用品、食料等はそろえてあるでしょうか。
- ④避難所運営と被災対応の役割分担はできているでしょうか。
- ⑤更新中の町ホームページに防災のコーナーはあるでしょうか。
- ⑥BCP計画は作成済みでしょうか。

併せて、提言ですが、自動車で牽引する移動式トイレと、川の水を浄化して飲料以外に使える水を作る装置を購入しておく、と、不測の事態対応となると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目は、個別避難計画の作成状況についてでございます。

昨年度、本町では、クラウド型の被災者支援システムを導入し、要支援者名簿及び個別避難計画の作成等をシステム化いたしております。

今後は、田布施町避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例に基づきまして、対応していきたいと考えております。

そのため、今年度中に外部有識者の方を入れました避難行動要支援者対策検討会議を開催し、各避難支援等の関係団体に説明を行い、国が示す支援に関する取組指針に基づき、3つのパターンで進めていく予定といたしております。

パターンの1点目は、町や福祉専門職の協力を得て、本人、家族、地域が一体となった作成、2つ目は、本人・家族と地域で作成する場合、3つ目は、本人と家族のみで作成するものが考えられると考えております。

なお、避難行動要支援者名簿の進捗状況でございますが、平成21年に、高齢者や障がい者などが災害時に地域の支援を受けて安全に避難できるよう、国の災害時要援護者支援ガイドラインに基づいて、避難行動要支援者台帳を作成いたしております。

令和6年10月末時点での登録者数は39名となっており、そのうち、避難の際に必要な支援者の氏名や連絡先、避難場所等の具体的な情報を記載いたしました避難行動要支援者避難支援プランを提出していただいておりますのは、17名でございます。

次に、2点目は、各家庭での防災グッズの備えについてでございます。

このことにつきましては、令和6年能登半島地震を受け、町広報紙の3月号に、「地震に対する日常の備え」と題して、「家庭での防災会議」、「家族との連絡方法の確認」、「備蓄品や非常持ち出し品を備える」、「災害や防災に関する情報について」、「避難訓練などへの参加」などを掲載をいたして

おります。

その中で、備蓄品につきましては、最低3日間（できれば1週間分）の飲料水や食料を備蓄し、非常持ち出し品は、飲料水、食料品、衣類、救急用品、マスク、懐中電灯など避難の際に最低限必要なものを準備しておくことを掲載し、各家庭で防災グッズを備えるようお願いをいたしているところでございます。

次に、3点目は、避難所運営に必要な用品、食料等は備えてあるかについてでございます。

南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達、その輸送方法については、国、県及び市町の役割分担を踏まえて対応してまいりますが、町では、災害対策法及び田布施町地域防災計画における食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画に基づき、今後の備蓄における基本的な方針、備蓄品目及び備蓄数量等の見直しを行い、今年度中を目途に田布施町備蓄計画を策定する予定といたしております。

また、民間企業等からの物資調達については、災害協定の締結企業等との協力体制をしっかりと確保していきたいと考えております。

続いて、4点目は、避難所運営と被災者対応の役割分担はできているかについてでございますが、東日本大震災や能登半島地震のような大規模災害時には、行政自身も被災すると同時に、災害対応業務に追われるため、町の職員だけで、本当に大きな災害の場合は、避難所運営に当たることが大変難しいというふうに思われます。

このため、今後、各施設の管理者や、自治会・自主防災会の協力を得て、初動対応に当たりたいというふうに思います。

そのため、今年度設立した田布施町自主防災組織連絡協議会や関係者等との避難所の運営について、協議・検討していく予定にしており、できれば、台風等の事前避難の際にも実施し、今後想定される大規模災害時にも適切に対応できるよう準備を進めていきたいというふうに思います。

また、長期的な避難所の運営となれば、円滑な避難所運営を行うため、令和3年に策定いたしました田布施町災害時受援計画に基づき、国、県、他市町及び民間に応援要請を行い、派遣職員等を受け入れることとなりますが、さらに、避難生活が長期化する場合、避難者のみならず、地域の住民の方やボランティアなどとの連絡も重要になってくるというふうに考えております。

5点目は、更新中の町ホームページに防災コーナーはあるのかについてでございますが、このたび更新いたしますホームページは、災害時には、トップページ自体が、災害モードに特化したモードに自動的に切り替わる機能といたしております。

これは、田布施町LINE公式アカウントにも導入いたしておりますが、ホームページにおいて

も、災害時モードと言われる、災害などが起きたときに、災害専用のトップページに変更し、より住民の皆様に、災害に特化した情報を提供できる環境を構築していきます。

6 点目でございますが、BCP、田布施町業務継続計画の作成についてでございますが、平成 29 年 1 月に計画を作成し、直近では令和 5 年 5 月に一部の改正を行っております。

最後に、「不測の事態に備え、自動車で牽引する移動式トイレ、川の水を浄化する飲料以外にも使える水の装置を購入しては」との御提言をいただいております。ありがとうございます。

国では、災害時に設置する避難所の環境改善に向け、水洗式の便器を備えた移動式のトイレなどについて、導入経費を補助するため、地方創生交付金の一部が使えるよう補助対象を拡大すると報じられておりますので、今後、こうした国の動向を注視していきたいというふうに考えております。

また、災害時におきましては、民間企業等と資機材等の提供について、災害協定を締結しておりますので、協力体制をしっかりと確認をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2 番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。

再質問ですが、回答に「民間企業等と資機材等の提供について災害協定を締結している」とありましたが、どのような資機材なのか教えてくださいませんか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 現在、本町と災害協定を締結いただいている民間企業は 43 社ございますが、その中で資機材を提供していただけるのは 3 社でございます。

資機材の種類でございますが、相当数の種類がございますが、一部をお示しいたしますと、バックホーやブルドーザー、フォークリフト、高所作業車、水中ポンプ、ダンプトラック、電光・LED 標示版、信号機、投光機、コンテナハウス、移動式トイレ、簡易トイレ、ユニットバスなどを提供いただくことになっています。

しかし、バックホーなどの建設機械は、運転できるオペレーターが必要となりますので、現在、町内の建設業者や電気業者など、20 業者と近日中に、こうした資機材の支援協定というものを締結する予定にいたしております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 神田栄治議員。

○議員（2 番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。

もう一点質問ですが、町民の防災グッズの備蓄状況を調べるため、また、防災に関する意見や要

望を聞くために町民アンケートを実施したらいいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 御提案ありがとうございます。

そうした町民アンケートの実施については必要だろうと思いますが、具体的なものは、今、持っておりませんので、今後、各地域で行います防災訓練や出前講座の機会を捉えまして、御意見等お聞きして、どうしたものにしたらいいかというのを、至急検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（２番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございます。

最後の質問ですが、先月、麻里府、麻郷地区で防災訓練が実施されましたが、お疲れさまでした。今後、他地域で実施する予定はあるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 来年度以降の地域単位の防災訓練につきましては、今後、地元の自主防災会、また田布施町自主防災会連絡協議会で検討して、どうした地域連携が必要かなというのは、話し合っていたと思いますが、町が行います職員の参集訓練や災害対策本部の設置訓練、また、図上訓練につきましては、引き続き、実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（２番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございます。

防災では、準備が勝敗を分けると思います。町民に自信を持って「防災体制は完璧だよ」と言えるよう、引き続きの取組をお願いしまして、最初の質問を終わらせていただきます。

それでは、引き続きまして、次の質問に移らせていただきます。

答弁は、町長をお願いします。タイトルは、「田布施町ホームページの充実と新聞紙面でのPRを」です。

町のホームページは、住民への情報提供だけでなく、地域の魅力を発信し、誘客・移住にもつながる重要なツールです。当町では、今年度全面改定を実施中であるため、以下の点についてお尋ねします。

１点目は、ホームページの目的は、住民向けの情報提供なのか、他県への魅力発信なのか、それとも両方なのでしょうか。

２点目は、さくさく検索できるよう情報構造がシンプルになっているのでしょうか。また、一つの情報に対し、様々な方法でたどり着けるようになっているのでしょうか。

3点目は、スマホの 아이폰のホームボタン同様に、ワンクリックでホームページのトップ画面に戻れないのでしょうか。

4点目は、地域のイベント、観光スポット、特産品など魅力的な情報を発信しているなど、コンテンツは充実しているのでしょうか。

5点目は、文字サイズ、色、コントラストなどを調整し、高齢者にも見やすいデザインになっているのでしょうか。

6点目は、ホームページへのアンケートや意見要望を含め、定期的な改良を想定しているのでしょうか。併せて、ホームページの魅力発信機能に関連して、町のイメージアップ、PRのため、新聞広告を全紙面1面を使って定期的に掲出することはPR効果が高いと思いますが、いかがお考えでしょうか。

7点目は、全面改訂を実施する町ホームページの現在の進捗状況をお聞かせください。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

1点目の御質問でございます、田布施町ホームページの目的ですが、これまでは、どちらかと申しますと、町民向けの情報提供を中心とした運用をしてまいったと思っております。紙の媒体である広報紙と異なり、限られた紙面という枠がなく、印刷という作業がないため、住民の皆様へ迅速に、より詳しい情報を提供することが可能でありますので、こうしたホームページの利点を生かして、住民の皆様へ行政情報提供することが必要だろうというふうに考えております。

一方で、町外、特に県外に向けた情報発信につきましても、ふるさと寄附金の増収等を図っていく中で、強化していく必要性は認識いたしております。現在、更新を進めておりますホームページシステムは、トップページと異なるレイアウトでのページ、サブタイトルというものが作れるようになっておりますので、そうした機能を利用すると、これまでとは異なった効果の情報発信が可能になっていくのではないかと考えております。

次に、2点目の御質問であります、知りたい情報に簡単にたどり着けるかとの御質問でございます。自治体の扱います情報は大変多岐にわたりますので、できる限り階層は深くないよう、また、ホームページの中で様々な経路でたどり着けるような機能も新たなシステムに備えるとともに、運用の中でも、そうしたものを十分活用できるようにしてまいりたいと考えております。

3点目の、各ページからホームへ返る機能につきましては、現行のホームページでもできるようになっておりますが、今回、更新いたしますホームページにおきましても、引き続き、各ページを見た後に、すぐトップページに戻れる機能を設けたいと考えております。

次に、4点目の、地域のイベント、観光スポット、特産品などの魅力のある情報・コンテンツは充実しているかとお尋ねでございますが、地域のイベントの掲載につきましては、現行のシステムのイベントカレンダーの活用等について、非常に不十分な点が今あるというふうに思っております。このたび導入予定のシステムでは、各ページを作成する際に、これまでより簡易にイベント情報などの発信が誰でも職員ができる機能があると聞いておりますので、そうしたものを職員全員がしっかり使って、積極的に、魅力的な情報発信ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5点目の、文字サイズや色、コントラストにつきましては、これまでも田布施町は、高齢者や障がい者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるウェブアクセシビリティへの対応として取り組んでおり、総務省が策定したガイドライン「みんなの公共ガイドライン」に基づいて、沿って、ホームページの作成に取り組んでまいりました。今回のホームページの更新に当たりましたが、この規格に基づき、対応してまいりたいと考えます。

次に、6点目の御質問でございますが、まず、ホームページの定期的な改良につきましては、例えば、トップ画面や各ページの背景にあるレイアウトのデザインの変更を行うと、どうしても改修費が保守費用とは別に必要となってまいりますので、毎年というわけにはいきませんが、皆さんの御意見をお聞きしながら、しかるべき機会を捉えて、デザイン等の改良等も検討したいと考えております。

また、新聞の全面を利用した定期的な広告につきましては、デザイン作成等を含む多額の広告費用が見込まれ、また、近年、新聞紙の発行部数が減少してきていると言われておりますので、現在のところは費用対効果等の面から予定はいたしておりません。

本町におきましては、このたび導入いたします新たなホームページをはじめ、公式LINEやたぶせメールなどのICTツールがございますので、これらを十分活用しながら、広く効果的な情報発信が行えるように努めてまいりたいと考えております。

最後に、7点目の御質問でございます、町ホームページ改訂の進捗の状況でございます。山口県内のホームページを開発、管理、運用する業者については、現在、山口県、そして県内19市町のうち、14市町が2つの業者のいずれかが開発したシステムを導入しておりますことから、通常の保守や運用支援で、また、小さな改修についても充実したサポート体制が得られると思われるため、まず、この2社にデモの実施と資料、見積書等の提出をいただきました。その結果、本町が予定しております、こうしたシステムにしたいという、こうした運用にしたいというものの的確な提案をしていただきました、その1社を内定業者として、現在詳細を詰めております。このことについま

しては、最終日の全員協議会で御説明ができるよう、今、準備を行っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（２番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。

繰り返しになりますが、ホームページは町民への情報提供もさることながら、町の魅力発信や移住にもつながる重要なツールです。今年度の改訂で、ホームページの目的や検索方法、掲載記事等、広範囲にわたり御検討されているようで安堵しました。

新聞の全面を使つての定期的な広告掲出についてですが、通常ですと回答のとおり難しいでしょう。しかしながら、民間企業のテレビCMが永続的に流され続けるのは、やはりイメージ構築のためだと思います。満開の桜並木をバックに町のキャッチコピーを大きく入れて、小見出しで、例えば、介護保険料県下最安値など、町の売りや主要政策などを入れてはいかがでしょうか。

そこでお尋ねですが、全国紙で新聞片面を全面単色で３０万部刷るのに、どのくらい費用がかかるのでしょうか。分かる範囲で結構です。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 御提案ありがとうございます。

御質問の、全国紙で新聞片面を単色３０万部で印刷するということですが、なかなか調べ方もいろんなものがありまして難しいんですけども、大体、全国紙については、部数ではなくて、それぞれ全国版、大阪版、西日本版とか、エリアごとに掲載料が定められているようでございます。

お尋ねの費用でございますが、おおむね全国版であれば、数千万円程度のお金がかかるというふうに聞いておりますし、地区別にしましても、数百万円という経費がかかるようでございますので、こうした費用がかかりますので、先ほど申し上げましたように、ホームページなどのツールを効果的に使って、活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（２番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。

ホームページは町の顔です。今年度完成ということで、楽しみにしております。田布施町のよさが伝わるホームページを目指して取り組んでいただきますようお願いしまして、２問目の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

神田栄治議員の一般質問の代読でございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、神田栄治議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、内山昌晃議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） それでは、今回は３問質問させていただきます。

一問一答方式で、答弁者はいずれも町長でお願いいたします。

それでは、１問目です。地方創生２．０、どう対応するか。

政府は１１月８日、新しい地方経済・生活環境創生本部を開き、首相肝煎りの地方創生２．０の議論をスタートさせました。

地方創生交付金の倍増を掲げ、基本的な考えのポイントとして、１、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、２、東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散、３、付加価値創出型の新しい地方経済の創生、４、デジタル・新技術の徹底活用、５、産官学金労言のステークスホルダーの連携など、国民的な機運の向上を掲げ、年末までには考え方を整理する方針のようです。

本町においても、倍増されるであろう予算をどのように活用していくか、実効性・将来性のある施策が求められることとなります。まだ概要も予算も決まっていない現状ではありますが、どう実施していくのか、他市町とは違うオンリーワン施策の妙案はあるか、さらに施策の決定に当たっては、町民の意思を反映したものが重要であると考えますが、そのプロセスや体制をどのようにお考えか、併せてお尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

石破総理の今回の所信表明は、地方こそ成長の主役であり、地方創生をめぐるこれまでの成果と反省を生かし、地方創生２．０として再起動させるとし、また、全国各地の取組を一層強化・強力に支援するため、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増することを目指すとされております。

御質問のように、１１月８日には、総理を本部長とする、新しい地方経済・生活環境創生本部の初会合が開催され、同２９日には有識者会議での議論が始まりました。予定では、本日２回目の有識者会議が開かれると聞いております。

そうした議論を踏まえて、新設されます地方創生交付金でございます、新しい地方経済・生活環境創生交付金につきましては、御質問にもありましたように、現在、制度設計が進められ、今後詳細が判明し次第、これまでの事業実績などを踏まえ、新たな交付金の活用のための計画を策定してまいりたいと考えております。

また、今回の交付金については、新しい枠もあるようでございますので、効果的に活用できる施策はないか、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

また、新しい交付金については、補助要件等がまだ明らかではありませんので、具体的なことは申し上げられませんが、このたびの新しい地方経済・生活環境創生交付金は、これまでのデジタル田園都市国家構想交付金にあります地方創生推進タイプ、そして地方創生拠点整備タイプについて、制度を改めるようでございます。それらと要件が同様であれば、まず第一に、田布施町まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる事業であるということが対象要件となつてまいります。

平成27年に、田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成し、令和2年度に第2期を改訂しており、令和7年度が計画の最終年度となつてまいります。

この田布施町まち・ひと・しごと総合戦略は、数値目標、K P I を掲げており、毎年、田布施町地方創生検討委員会で委員の皆様から御意見を頂戴しているところでございます。

令和7年度は、第7次田布施町総合計画と第3期田布施町まち・ひと・しごと総合戦略の策定年度に当たります。

令和2年度におきましては、田布施町総合計画策定委員会と田布施町地方創生検討委員会で委員を兼任していただき、同時に2つの計画について、御審議、意見を頂いたところでございます。

お尋ねのプロセスや体制については、令和7年度も2つの委員会において、委員により、それぞれ計画及び戦略について御意見を頂戴し、その上でパブリックコメントを実施することで、広く町民の皆様の御意見を反映していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） それでは、追加の質問をさせていただきます。

地方創生交付金、今はデジタル田園都市国家構想交付金というようなことになろうかと思うんですけど、内閣府が示す資料を読んでも、なかなか難しい言葉で書いてあったり、先ほど町長も言われましたけど、総合戦略に掲げた施策でないと採択されないとか、使途が制限をされているといいますか、なかなか、地方の小さな町にはそぐわないような交付金だというように、ちょっと私は認識しているんですけど。

今年度、この交付金を使って、今、行っている事業というのはどのようなものがあるか、よろしくをお願いします。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 御承知のとおり、LINEの公式アカウントの追加の機能ですとか、先日も行われました町内駅伝でも使いましたけれども、集計機械の導入とか、そういったものを使っております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） 主にはその２つだということだと思います。本当は、なかなか、何というんでしょう、総合戦略にはいろんな事業を載せていますけど、それにそぐわないというか、なかなか採択をされないような、なかなか難しい交付金だということだと思います。

ちょっと、これも内閣府の資料なんですけど、読むとですね、地方創生に関する石破総理の主な発言というようなものが載ってまして、すみません、ちょっと読ませていただきますけど、「政府と４７都道府県、１，７１８市町村あるいは２３東京特別区、そういうような自治体がもう一度心一つにすることだと思っております」と、「予算を倍増するということを申し上げました。私が１０年前、地方創生担当大臣を拝命したときは１，０００億円でございました。もちろん、１，０００億というのは大変なお金でございます。ただ、それを１，７１８市町村に配分いたした場合、本当にそこにおいてやりたいことがやれたのかということは確かにあったということ、それから、あのときの一体感は、私はもう一度取り戻したいと思っております。一人一人の市町村長の皆様方、そしてそこにおられる住民の皆様方が一緒にやろうと、そういう思いを、もう一度取り戻したいと思っております」ということを言われております。

この言葉を捉えれば、１０年前のそういうことももう一回取り戻そうと、そして地域の市町村、それぞれの事情があると思いますが、それに、事情に即したような交付金事業にしたいというふうには私はこの言葉を、そう、私自身は読み取ってますので、果たしてどういう交付金になるかというのは、またこれから蓋を開けてみないと分かりませんが、そういうことを念頭において補正予算、来年度予算になるとは思いますが、実効性のある、そして将来性のある施策をぜひ考えていただいて、それが町民が望むものであってほしいというふうに思っております。

それで、先ほど答弁の中にもありましたけど、新設枠もあるようだというような答弁でございました。言える範囲で結構ですんで、こういった感じの交付金を想定されているのかということ、もし分かれば、よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 詳細についてはちょっとまだ出てきていないところがありますけれども、例えば、防災関係の枠とか、そういったものが出てくるようには聞いてはおります。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） もうそれ以上は言っていられないということなんでしょうね。もし出てきましたら、議会のほうにも、すぐに情報共有していただけたらというふうに思います。当然、総合戦略に載っている事業でないと採択をされないということでございますけど、総合戦略、

4つの大きな柱があつてですね、あります。どれも大切な事業だというふうに思いますけど、実効性、将来性のある事業を考えた場合、この4つの柱の施策、そして13か14ぐらいの詳細な施策載ってますけど、どこを重点的にやっていきたいというふうにお思いでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） まちづくり全体の方向性ということに関係してくると思いますけれども、例えば、今、人口減少の問題ですとか、町長もいろいろ答弁されておりますけれども、皆が楽しくにぎやかに生きていけるような、そういう、人口減少の中でも充実した生活を生きていけるというようなことを、全体的にそういった方向性でございますので、その中で何を、具体的にどういう施策を選んでいくかということは考えてまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。

まさしくそのとおりだと私も思います。今、言われました人口減少の問題については、施策の体系で言えば、大きい柱の2番、人材の定着・反流、移住の推進というところ、U J I ターンの推進、移住定住への取組というところだろうと思いますし、にぎやかなまちづくりは大きい柱4番、持続可能な元気な地域の社会の形成というところだと思います。

私も本当に、これ原稿にも書いてるんですけど、大切なのは本当に人口減少の抑制というところだと思っています。自然増、もし自然増の流れを図るためであれば、若い世代の結婚や子育ての支援などが大切ですし、社会増を図るためであればU J I ターンの推進というのが重要だと思います。

他市町から本町へ、もし人口の反流を願うならば、やっぱりそこには雇用の確保も必要ですし、雇用の確保・創出というようなことも相まってこようかというふうに思います。ぜひ、このように、ぜひ、未来を見据えたタイムリーな施策ということ、そして、どこの市町を見ても似たような施策ばかりですので、ぜひ田布施ならではの、オンリーワンの施策を考えていただいたらというふうに思います。

そして、これがこの交付金に当てはまるかどうかというのはちょっと定かではないんですけど、先日、山口県議会で国本議員がちょっと一般質問をされたことがあるんですけど、観光資源のない自治体に、新たな観光資源の開発とか再生とか、県として、そういうことが応援できないかというような一般質問をされております。まだ全然、事業も何も決まってはおりませんが、県の中においても、こういう動きもありますので、その辺はちょっとよく状況を注視しといていただいて、事業化されれば、本町にとってはとってもありがたいことです。新たな観光資源を作っていくということも、人を呼び込んでいく新たな一つの手段ではないのかなというふうに思っておりますので、

これもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、もう一つ、地域交流会のところをアスファルトで舗装するというようなことでございます。もし、こういう交付金が、そこでもし活用できるのであれば、せっかくその地域交流館横を整備しようということでもありますので、前回の議会のときには、それに合わせて遊具を設置したり、ちょっと食事をしたりというようなことも聞いております。この際、公園らしく、みんなが集まりやすい公園を、交付金もし活用できれば、整備をしていただきたらなというふうに思っております。

役場横の公園のところは、テニスの壁打ちがあったり、バスケのコートがあったりとか、子どもが遊べる遊具があったりというふうに、それなりになかなかちょっと体裁よくなっていると思います。地域交流館横のところ、やっぱり田布施の本当の中心部であります。子どもから高齢者まで、みんなが集まれる公園、何というんでしょう、公園らしい公園というか、そういうことを目指して、ぜひ町民の憩いの場となるような公園にしていだけたらなというふうな私の思いです。

例えば、周南市に青空公園というのがありますけど、何の変哲もない公園です。しかし、毎週のように何か、これはもう民間の事業者がされているんだと思うんですけど、イベントを開催されたり、季節季節に応じた、そういう催し事であったり、食を通じた、そういうイベントであったり、これは本当、民間事業者のおかげだと思うんですけど、ぜひ人が集まるような、そういう公園を目指していただきたらなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今から行います、先ほど申されました、地域交流館の向こう側の舗装整備ですけども、緊急防災事業でやります。防災事業でやりますから、どうしてもこうした事業とかぶさっていくというのができないわけでございますので、どうしても違うところで、新たなものでないといけんというのがあります。なかなか難しいんですけども、あそこは、一つの大きなゾーンとして確保しておきたいなと思いますし、詩情公園なり、近隣公園がありますので、公園というのは、あそこにまた機能を求めるというのは、ちょっと面積的にもどうかなというふうに思いますが、使い方については、内山議員おっしゃいますように、いろんな、毎週のようにイベントがあったり、人が集まれるようなものがあるように、またこれから使い方については、商工会等も、観光協会等も話をしていきたいなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 緊防災を使つての整備ということは、重々分かっております。難しいだろうなというふうに思いながらも、ちょっと質問をさせていただきましたけど、要は使い方

というか、どうやって人を集めていくか、憩いの場をどうつくっていくかということだと思いますので、アイデアのほうを出していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

石破首相も言われましたけど、産官学金労言、この方たちが叡智を結集して行っていくということとでございます。田布施においても、検討委員会も委員さんおられますので、本当にいろんな意見を聞かれて、本町が目指すことと、町民が欲していることに乖離が生じないように、ぜひいろんなアイデアを出していただけたらということをお願いいたしまして、1問目を終わりたいと思います。

それでは、続いて2問目です。空き家対策について。

空き家対策について、10月30日、島根県江津市で、経済厚生委員会研修視察に行ってきました。江津市は面積が268.51平米、人口は約2万人と、本町とは一概に比較はできませんが、空き家バンクの実績として、累計で、登録物件451件、入居件数250件、利用者数529人、うち、UIターン者305人と、人口減少対策に寄与をしております。

空き家バンクの登録件数を増やすためのポイントとして、1、人口減少や高齢化の振興に危機感を持つ地域コミュニティと連携をする、2、UIターン者の受入れに熱心な地域や団体、人と連携を図ると空き家情報が取得しやすくなる、3、広報紙等による定期的な募集、4、空き家相談ウェブ申込みを挙げられました。

また、空き店舗改修補助金は、令和元年から令和5年まで、累計で29件と多くの利用があるほか、空き家と農地をセットで貸し出したり、町なかでは、シェアオフィスやコワーキングスペースとして、山間部では、コミュニティスペースやシェアハウスとして活用しております。

これら事項について、本町はどのように取り組んでいるか、また、これから空き家対策のさらなる充実を図る上で、参考となることがあるか、お尋ねをいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

空き家バンク制度は、空き家の有効活用を進めながら、UIターンの定住促進による地域の活力の維持と増進を図るために実施しているものでございます。この目的を実現すべく、本町含め、全国の地方自治体では、少子高齢化と人口減少対策に向けて、空き家バンク登録に取り組んでおります。本来なら空き家がないほうがいいわけで、空き家がたくさんあるというのは、反面、人口がどんどん減っているし、どんどん転出されているということもありますので、これを一概に、空き家バンクが多ければいいということにはならないと思いますけども、実際、空き家がどんどん増えてきておりますので、そうしたものに真摯に取り組んでいかなければならないというふうにも考えております。

まず、御質問の、本町では、空き家対策にどのように取り組んでいるか、また、参考となる取組は、とのお尋ねでございますが、取組事例の、実績の一例を申し上げますと、空き家バンクに登録すると活用できます、空き家バンクリフォーム事業助成金も、6割以上の物件で使用の実績があり、今年度、新規登録した物件も活用が見込まれております。

さらに、今年度から、町内の商業や地域コミュニティの活性化を図るため、空き店舗を活用して事業を開始する方に対して補助金を交付できるようにいたしております。現在、1つの事業者の方から申請が出てきておりますので、何とかそうした事業に取り組んでいただけたらというふうに思っております。

また、移住定住に結びつく方策といたしましては、兼ねてより専門的な相談体制や、町内の巡回による優良物件の掘り起こしが行える空き家コンシェルジュの配置の検討を進めてまいりました。その検討の中で、まずは空き家物件の実態把握が先決であるとの先行事例の取組事例を参考にいたしまして、空き家の実態調査を行った上で、優良物件の掘り起こしを、今後、行っていきたいなどというふうに考えております。そこから、移住者向けの物件、所有者の把握及び働きかけ、空き家の相談窓口のあっせん、移住希望者へ向けた情報発信など、段階的に進めていく計画を立てております。

その取組に向けての体制につきましては、専門知識を有したプランナーに委託するのか、町職員が実施可能なのか、地域おこし協力隊の活用など、空き家コンシェルジュが段階的にどの取組がどの分野を担えるのか、今後また調整を行っていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。

まず最初に、ちょっと、御容赦というか、いただきたいんですけど、前回9月議会のときも似たような質問を落合議員がされて、また私が質問するということで、二重のような形になるので、ちょっと御容赦いただきたいというように思います。

質問でも言いましたけど、10月30日に経済厚生委員会で、空き家のバンクの、空き家対策の先進地である江津市に行ったということで、その中で講義を受けた事項について、この場でどう考えておられるかということを質問したいということが1つと、執行部側から同行者として、副町長、そして経済課の地域振興係長という執行部側からも参加がございましたので、我々議員から見るとその制度と、そして執行部側から見ると制度と、やっぱり見方でいろいろ違ってこようかと思っておりますので、その辺を議論できたらなということで質問させていただきます。

まず、今、答弁でもありました、本町の実績ということですが、空き家バンクリフォーム事業、6割以上の物件で実績があるということ、そして空き店舗の活用補助金ということで、これも事業者のほうから申請が出ているということでございます。それなりに実績がございますので、これはこれでいいことだなというふうに思います。

それでは、江津市の研修を終えて、ちょっと幾つか質問をしたいと思います。

江津市は、空き家対策を守りの定住対策というふうに位置づけて、田舎暮らし志向の都市住民を移住させる仕組みをつくるということとしております。空き家を、単なる空き家というふうに捉えるのではなくて、地域資源というふうに捉えて、行政、NPO法人、宅建業者、建設業者と協働して取り組んでおられるということでございます。

そもそも空き家の取扱いということは、不動産仲介手数料が安価で、宅建業者としては採算性が低いということが言われているんですけど、江津市については、宅建業者が建設業者も兼ねているというところが多くて、改修工事も併せて行うということで、その辺の低い採算性というのもカバーをしているということでございます。行政だけでは物件数も増えない、協働していくということは非常に重要です。本町では、そのような宅建業と建設業を兼ねている業者はいないと思われますが、前回、落合議員が質問をした事項で、宅建業者には2つの組織といいますか、組合といいますか、協会といいますか、2つあります。今現在、1つの組合、協会としか恐らく協定は結んでおりません。もう1つの業者とも結ぶようにできないかというような質問があったと思うんですが、その後、進捗状況あれば、どうなったかということをお聞かせ願えたらと思います。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） お答えいたします。

江津市では、UIターン者限定物件を設定したり、業者と空き家対策に取り組むNPO法人、コーディネートされている方と連携して事業を展開していると、そういった優良事例だと認識しております。今後の参考にしていきたいというふうに考えております。

議員がおっしゃられるように、2つある協会、1つが全日本不動産協会山口県本部、もう1つが山口県宅建協会柳井支部、こちらのほうが平成26年度に運用を行わないという連絡があって、今、全日のほうとのみ連携させていただいている状況でございます。まだ、もう1つの不動産協会とは、連携についてお話のほうはさせていただいておりません。

理由といたしましては、町長の答弁でございましたように、今後、段階的に進めていく新たな空き家対策を確立させた後に、土地販売やディベロッパーが建築した家屋の分譲販売など、利益が見込める業務と比較しても、中古物件の仲介にあまりメリットを感じられていないと、そういうふう

なようでしたら、本町が、今後、取り組む地域活性化の趣旨を改めて再度丁寧に御説明していく中で、協力の要請を再度行っていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） やはり仲介手数料等、安くてあまりメリットがないというのが民間の考え方だと思います。そこをやっぱり行政のほうはどれだけ情熱を持って、その、何というんでしょう、メリットだけではないよ、やっぱり町がいろんな課題を一緒に解決していきましょうというような、そういう熱意を伝えていただいて、段階的に推し進めていただけたらなというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、次なんですけど、先ほども神田議員から説明がありましたホームページの問題です。

江津市のホームページ、空き家のホームページを見てみますと、その一物件について、外観もちろん、その部屋、全ての部屋の写真があったりとか、その農地がセットですよとか、そういう情報が写真つきで載っています。そして、その物件の詳細情報、平米数から部屋数から、そういうような詳細情報プラス生活情報、近くの小学校までは何キロです、何小学校ですとか、保育園はどこにあります、公共機関までどのぐらいですとか、もう本当にそういう詳細の情報とかいうのが全部載っております。

片や田布施のほうは、外観写真が1枚、2枚、そして物件情報が載っているというふうに思います。A4、1枚という情報量、片や江津のほうはそれだけ載っていますので、A4で言えば多分3枚、4枚ぐらいの情報量が載っております。ぜひ、ホームページ、改修をされるということ、この辺も、リニューアルというか、情報がたくさん載るというか、こういうのを見て、ちょっとこの空き家を借りてみようとか興味を持っていただくような、そういうふうなホームページのほうにしていきたいというふうに思います。

それと、やはりそういう情報を載せるときは、担当者が恐らく載せるようになるんでしょうか。簡単にそういう更新ができるような、そういうホームページにしていいただけたらなというふうに思いますが、よろしいですかね。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 先ほども県内で2つの業者という話をしましたけれども、全国的に自治体のホームページといいますのは、大変情報量が多いということで、1つの部門が、全部のホームページの記事を掲載して管理するというのは、なかなか難しいという面がございまして、それぞれの担当が記事を掲載して管理もするという、そういうちょっと特殊なシステムを使っておりますので、新しく、現在もそうなんですけれども、新しく更新するホームページについても、そう

いうシステムでございますので、担当レベルで記事を掲載して、速やかに承認をしてという手続で掲載をしてまいることになります。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。ちょっと時間があまりないので。

江津市は、ちょっと江津市の担当者にお聞きしたんですけど、空き家バンク、入居が決まれば、移住者の同意があれば、その地域コミュニティに、地域になじめるよう情報を共有するというようなことがございました。近年、その地域の方と移住者の方とのトラブルがあったりとか、そういうこともあるように聞いてますので、こういうふうに関係共有したり、共有をするということがあれば、そういうトラブルも未然に防げたり、その移住者の方が地域になじめるのかなというふうに思いますが、これはいかがかということがちょっと１つと、もう１つ、空き家の登録数を増やすには、人口減少や高齢化の進行に危機感を持つ地域コミュニティと連携をすることが大事だというふうに言われましたが、本町においては、どこかとそういうふうに連携をしているような、そういう地域はありますか。ちょっと２つほど、よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 移住者の地域コミュニティへの参画の在り方につきましては、各自治会へのスムーズな参加など、環境整備が必要だというふうに認識しております。その上で、イベント等への参加や運営への参画など、地域全体で共同して取り組めるよう推進のほうをしていきたいというふうに考えております。

連携に関しましての一例としましては、麻里府地域の集落支援員の活動の一環として、空き家の情報収集を行っていただくよう依頼をしております。今後はより連携を深めつつ、地域活性化に資する取組を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） 今、言われましたように、集落支援員さんの活用というのは、こういうところで生きてくるのかなというふうに思います。ぜひ、高齢化の進行に、田布施町も人ごとではありません。こういうところに危機感を持っている地域と、そういうふうにちょっとつながっていったらと、いつていただいたらというふうに思います。

そして、最後の質問になりますけど、空き家物件の実態把握が先決だということを言われました。その実態調査、いつ頃行うのか、町内全域を対象にするのか、併せて危険家屋等の調査も行うのか、誰が行うのか、その調査の体制はどうするのか、地域は関わっていくのかというような、これらを

どうかお考えか、お願いします。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） まだ方針の段階ですので、決定のほうはしておりませんが、できれば来年度から始めて、いずれは町内全域を網羅していきたいというふうに考えております。結果的に危険家屋等も含まれるとは思いますが、調査の内容は。ただ、危険家屋等の調査項目ではなく、空き家ではないかと思われる項目に合致するか、そういったものでデータベース化のほうをしていきたいというふうに考えております。

こういった業務を行える業者のめどは一定程度立っておりますが、当然ながら、実施者は今のところ決まっております。調査の体制には実質的に関わることはございませんが、その結果を基に地域からの情報提供を受けながら、リストアップのほうを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） またいろいろ決まりましたら、ぜひ情報を共有していただけたらというふうに思います。

登録物件を増やし、空き家の相談窓口のあっせん、移住希望者に向けた情報発信と段階的に進めていくということと答弁をされております。空き家は地域資源であるとの認識の下、空き家対策が人口減少対策にもつながっていくようお願いして、2問目の質問を終わりたいと思います。

それでは、3問目の質問に入ります。

カスタマーハラスメントについて。顧客等からの迷惑行為等のハラスメント、いわゆるカスハラといいますけど、から労働者を守るため、厚労省はカスハラを定義した上、企業に対策を義務づける方針案を示しました。

方針案では、定義について、1、顧客や取引先、施設利用者、その他の利害関係者が行うこと、2、社会通年上相当な範囲を超えた言動であること、3、労働者の就業環境が害されることの3点をいずれも満たすものとされており、その上で企業が講ずべき措置として、企業の方針を明確化し、周知啓発を行い、労働者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備などが挙げられています。

そこで、本町における現在の取組状況をお尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

今日、社会問題として顕在化しているカスタマーハラスメントについては、官民間問わず、顧客等

からの暴行、脅迫、暴言や不当な要求等の著しい迷惑行為が増加傾向にあります。こうしたことから、対策強化が急務となっているところだというふうに認識をいたしております。

職員に対するハードクレームやカスタマーハラスメントは、一般的な苦情の範疇を超えている社会通念上過度な要求であり、不当要求等に分類をされております。

ハードクレーム等への対応は、何度も長時間にわたる対応が多いために、業務への支障が生じるだけでなく、対応する職員にも深刻な、精神的な苦痛を与えることになります。また、職員のメンタルヘルスを阻害し、最悪の場合、精神疾患による休職や離職等につながる可能性も考えられます。

全日本自治体労働組合が行った、職場における迷惑行為、悪質クレームに関する調査の結果から、多くの公務職場でもカスハラが発生している実態が明らかになり、4分の3の職場でカスハラが発生し、迷惑行為を受けた職員のほぼ全てがストレスを感じており、約3分の2が強いストレスを感じていると報告がされております。しかしながら、2019年に労働施策総合推進法が改正され、パワーハラスメント法対策が法制化されましたが、カスハラ防止のための包括的な措置義務は実現していない状況にあると認識をいたしております。

厚生労働省が2020年1月に示したパワハラ指針では、顧客等から著しい迷惑行為により、就業環境が害されることがないように配慮することが求められ、内山議員が示された定義以外にも、事業主の望ましい取組例として、3つの被害防止に取り組むよう示されております。

1つ目は、組織体制の整備、2つ目は、メンタルヘルス相談などの被害対応、3つ目は、マニュアル作成などが示されております。

また、公務部門での定義について、2020年4月に策定された人事院規則の運用通知で定義化され、この人事院規則の制定を踏まえて、総務省は、同年4月にパワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止に向けた対応について、文書が発出されているところでございます。

議員お尋ねの、本町における現在の取組状況についてでございます。現在、職員の名札はフルネームの記載をいたしておりますが、職員自身のプライバシーが侵害される可能性があるため、令和7年1月から平仮名の名字のみの名札に変更する予定といたしております。また、同様の理由で、役場の中に掲示しております各課の職員配置案内板も廃止をさせていただきたいというふうに考えております。

さらに、今年7月に、愛知県高浜市役所で起きた、不当要求や傷害事件を受けて、本庁1階にさすまたを2か所配置し、職員の対応訓練を検討するよう、総務課長に指示するとともに、併せて、ハードクレームやカスハラにより、職員個人が問題を抱え込むことがないように、組織的に毅然として対応する必要があることから、これらの行為等に関しての基本的な対応方法について記載した田

布施町職員のための不当要求行為等対応マニュアルを策定するように指示をいたしております。

今後も、カスハラ対策の法的根拠などを踏まえ、職員組合とも協議を重ね、職員の安全と健康を守るための具体的な取組を進めてまいります。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 早速、来月から名札のほうも、ちょっと名字だけにするとか、案内版も変更すると、また、さすまたを設置して対応訓練もするというところで、できるところからぜひやっていただきたいということが1つと、カスハラ対策をやり過ぎて、逆に住民サービス下がるとか、そういうことのないように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

実際、ちょっと今、現状を聞きたいんですけど、本庁内において、カスハラと呼ばれるようなことが発生をしているというか、起きたことがあるのかということなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） カスハラの件数、内容、特にまとめているものは特にございませんが、過剰な要求とか、ハードクレームがあった場合には、報告は受けております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 少なからずは起きているということだろうと思います。マニュアルを作成するということでございました。ちょっと今の答弁からすると、恐らくアンケート調査等は行ってはいないなというふうに思います。実際、作成するに当たり、アンケート調査は実施したほうが良いと思いますけど、その辺は考えておられますか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 今、議員言われるように、アンケート調査は行っておりませんが、組合とはしっかり協議していった上で、マニュアルのほうは作成をしていきたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 組合は労働者の組合といいますか、ちゃんとそういうところですので、きちんとそこと協議をして、生の現場の声というのを盛り込んでいただけたらなというふうに思います。

ここからちょっと幾つか、内容といいますか、質問なんですけど、まず、実際カスハラが起こるというようなところ、偏った部署があるのか、例えば1階の窓口であるとか、当然、住民の方と接する機会が多いところとか、偏った場所、偏った人、特定の人物というか、あるのか、そして全くカスハラがないような部署もあるのか、それが1点。それから、その手段というか、それは窓口で

直接起きるのか、それは電話なのか、メールなのか、はたまた自宅に呼び出されるとか、そういうことも起きているのかということが1つ。そして、今度は時間的なもの、どのぐらい、例えば、1時間なのか2時間なのか、それが毎日起きるのか、毎週なのか、ちょっとその辺をお聞かせいただきたらと思います。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） まず偏った部署、人というところでお答えいたしますと、どこの部署にも、そういうカスハラとか、ハードクレームというのは多少あると思っております。議員言われるように、特に私のところの総務課とか、税務課、建設課など多いんだろーと思います。また、今、言われるように、あまり住民の方と接触の少ない部署、係においては、やはりそこはカスハラは少ないのではないかなというふうには思っております。

2点目です。直接の窓口、電話とかメールとか呼び出しということであつたと思いますが、これについても、いろんなパターン、方法でカスハラとか、ハードクレームというのは起こっているというふうには思っております。

さらに、その場合の、長時間が頻繁に起こっているのかというお尋ねだったと思いますが、時間とか、頻度、そのクレームの内容によって、それは違ってくるんだろーとは思っておりますが、特に税の関係とか、そういう窓口のところは、やはり長時間、電話とか窓口とかに拘束されているというような状況であろーというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） そうですね、なかなか長時間にわたったり、ハードクレームだったりすると、やっぱり本当に心が沈むというか、傷むというか、なったりもします。

答弁の中にもありましたけど、やはりそういうところの相談窓口、駆け込み寺といいますか、相談窓口をぜひ設けていただきたいということもありますし、メンタルヘルス対策、心のケアというふうなものも大事だと思いますので、ぜひその辺のことも、マニュアルのほうに入れていただきたらというふうには思います。

それから、県内、他市町なんですけど、例えば、長門市や阿武町などは、住民サービスの向上及び業務の公正かつ適正な執行を確保することを目的に、電話の通話録音を行っています。電話に出れば、この電話は録音されていますというアナウンスが流れてくる、そういう分と思うんですけど、録音されれば、やはりその電話をしてくる方にも、録音されるので、一定の抑止力効果があるのかなというふうには思っていますけど、こういうことを導入されるというふうなことは考えておられますか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） まず、電話の録音機能、これについては、やはり具体的な証拠の確保とか、今、議員言われるように、過剰なクレームの抑制効果というのは確かに期待できるものと思っておりますし、職員の安心感の向上にもつながるものとは思っております。

ただ、現時点で、すぐに設置する予定は考えておりません。しかしながら、各自治体において、この電話の録音機能が一般的な運用になるのであれば、そういったタイミングで設置のほうは検討してみたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） できれば、すぐに入れていただければと思うんですけど、周囲の運用状況を見るということで、この方法が主流になれば当然入れるようになるのかなというふうに思います。

例えばのちょっと話をさせていただくんですけど、マニュアルの中に、マニュアルにこういう文言を入れるのかどうかちょっと分かりませんが、ニュース等で聞いたあれなんですけど、例えば、電話でやり取りをされていて、こういう言葉を言われたら、もう直ちに切りますというように、もう一方的にこちらで切ってしまうとか、時間が、例えば、1時間を超えたらもう切りますというような、例えば、そういう具体的なことを言われましたけど、そういうこともマニュアルの中に盛り込んでいくのかどうかというようなことも、ちょっとお伺いいたします。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 今、その、職員のための不当要求対応マニュアルというのを、今、私、作っているんですけど、まだ6割7割ぐらいの完成のところで今止まってて、今、議員おっしゃる、電話を一方的に、その、切るっていうことをマニュアルに盛り込むかどうか、ちょっと何か、なかなか難しいなっていうところは思っておりますが、それは少し、そういうところも含め、職員組合ともちょっと検討してみたいと思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） なかなか、本当、難しいことだと思います。どこからがカスハラで、どこからがカスハラじゃないとか、やはりこういう線引きというのは、なかなか難しいなど。時間的にもそうです。1時間しゃべったからどうか、だけど、短時間だけど、すごいハードクレームだったというような、いろいろあると思いますので、ちょっといろいろ、本当、職員組合とよく協議をされて、実効性のあるマニュアルを作っていただいたらというふうに思います。

最後になりますけど、カスハラというのはもう絶対にやってはいけないということ、カスハラに

は断固対処しますといったアピールを、外に向けてぜひやっていただきたいなというふうに思います。

役場のみならず、ほかの企業も同じことだと思います。そういったことをマニュアル等に盛り込んでいただいて、職員に安心して住民サービスをこれからも提供することが、職員が住民サービスを提供できるような職場環境を整えていただきたいというようなことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（南 一成議員） 以上で、内山昌晃議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を１０時４０分、１０分間休憩いたします。

午前１０時３０分休憩

.....

午前１０時４０分再開

○議長（南 一成議員） それでは、休憩を解きます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、伊村渉議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） 失礼しました。

それでは、一般質問をさせていただきます。

今回は２問で、答弁者は東町長と鳥枝教育長でお願いいたします。

質問事項１、魅力ある馬島のＰＲ。

令和５年６月の一般質問で質問をさせていただきました。馬島の景観のことをお願いいたします。渡船場から本土側に向けて桜を植樹したら、四、五年たつと、春には馬島はもちろん、対岸の本土側からもすばらしい桜並木が見る人の心を揺さぶり、どうしても行ってみたいと思うのは私だけではないと思います。想像するだけでもわくわくします。

本土側の尾津中地区にも、グランピング（動物と一緒にキャンプができる場所）がオープンし、民間業者が古民家のカフェも計画中との話もあります。のんびらんど・うましまも、今年は春の行事をはじめ、夏の海水浴も結構な人出だったと聞いています。

そこで質問します。

１、田布施川の桜と馬島の桜の二刀流で馬島をＰＲしたらどうでしょうか。

２、要害山を整備して、海と山の観光地にしたらどうでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1 点目の、田布施川の桜、そして馬島の桜の二刀流で馬島のPRをしたらどうかとの御提案でございます。

令和5年6月定例会の一般質問でも御提案いただいておりますが、植栽に関しましては、緑化推進協議会において植栽計画を策定することで、緑の募金事業を活用し、苗木を無償で調達することが可能となっております。しかし、桜全般の共通した欠点として、病虫害の被害を受けやすいことに加えて免疫力が弱く、菌の繁殖による病気にかかりやすいという傾向にもございます。植栽後の管理体制を整えておかなければ、地元関係者に御迷惑をおかけすることもありますので、その辺りの方針を整理した上で、地元関係者等との協議を行って、植栽に向け、実施体制も含め、御相談をさせていただきたいというふうに思います。

次に、2点目の、要害山を整備して、海と山の観光地にしたらどうかとの御提案でございますが、昨年、頂上付近の雑木の伐採を行い、これまで頂上から見るができなかった、のんびらんど・うましや海水浴場、また陸続きになる刎島などが見渡せるようになっております。

また、頂上には、大きなブロッコリー型に似ている椎の木が1本立っており、雑木伐採を行ったことで、本土側から見ましても、こうしたブロッコリー型の形がはっきりと確認ができるようになっております。頂上にはあずまやもあり、休憩場所として利用されておりますが、問題となっておりますのは、登山道の整備でございます。

今後、整備については、また検討してまいります。1点目の桜の植栽の検討も進めながら、今後、自然を生かした馬島、麻里府を観光名所としてPRできるようにしていきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

私も、小さい頃は、対岸の尾津西の立石というところに住んでおまして、昔は、今の町長の答弁にもありましたように、椎の木というのが1本立っておりますけど、昔は何もなかったんですね。小学校へ通う頃は、国道188号線は未舗装で、トラックやバスが通ると、ほこりで息ができない。車が通るとすぐ息を止めて、それで、ほこりがなくなる頃に息をするというようなことをふと思いました。

そういうふうな状況で、対岸の馬島を見るのに、結局、夏は海に行けば何か口に入るものがありますから、そういう流れでいつも馬島を見るんですけど、9月の潮というのが一番大きな潮、年間で。それですごい干潮になるわけですね。そうすると、馬島の途中に割れ岩という半分に割れた大

きな岩があります。そこがずうっと一直線に干潮になりますね。そうすると、口にする食べ物がいっぱいあるわけですね、そこまで泳いでいくと。そういう流れで、馬島というのがすばらしい魅力の島であります。

それから、馬島の右隣にかなあでという、またこれが岩が出るあでがありまして、今現在は、そこはもうサザエがいっぱい取れよったんですね。今現在は漁業権の問題とか、いろんな問題がありまして、海の中に入っちゃいけないというような規制ができまして、そういうこともできない状況にはなりましたが、そういう流れで、冬の寒さから春、冬眠が明けるような気持ちで桜が咲いてくる。初め、山桜が咲いて、それから田布施川のほうに咲いてくるんじゃないかと思うんですけど、馬島に桜が咲きますと、そういう魅力は十分堪能できるんじゃないかと思います。

そういう流れでも、この馬島に桜を、木の病気である、そういう問題もあるかも分かりませんが、それが小さい、その、1メートルぐらいの木を植えても、桜っちゅうのはすぐ大きゅうなるんですね。そういう、日本人の、そういう、桜の木に対する思いといいますか、これは何かよその国の人にはない気持ちがあるんじゃないかと思います。

そういう意味でも、今、大谷翔平の二刀流というようなキャッチフレーズが出ておりますけど、田布施川のその桜と馬島の桜が、二刀流でやれば、またこれは一つのきっかけになって、次の世代につながっていくような気がいたします。

そこらで再質問ですが、ひとつそういう流れで、いつ頃の、何といいますか、目的で計画ができるか、そこらもひとつお願いしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） お答えいたします。

具体的なスケジュールは、今のところちょっと立ててはおりませんが、今後、馬島自治会含めて、そういったお話の場があれば、こういった御提案をさせていただくなり、また桜保存会、観光協会とも連携を取りながら、問題となるのはやはり、植栽は、簡単と言ってはあれなんですけども、その後の維持管理、その部分を詰めておかないと、やはりどこかに過度な負担がかかってはいけないということもございますので、そこら辺を明確にしながら、この取組が可能かどうか、検討のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

とにかくまずはそういう形をつくって、一步一步進んでいってもらいたいと思いますが、私もいろいろ夢を見まして、フランスにモンサンミシエルという島がありますけど、結局、あれは干潮

時にはつながって、人が歩いて渡れるんじゃないかと。それが、馬島が歩いて渡れる、干潮ですよ、そういう夢を何遍か見ました。そういうことが、現実っちゃあおかしいんですけどが、近い馬島のようにも思われます。

そういうところも踏まえて、馬島の魅力といたしますか、もう一遍、一つ一つを掘り起こしていただきたいと思います、かように思います。

それと2番目の、要害山を整備して、海と山の観光地にしたらどうかということですけどが、先ほど町長の答弁に椎の木というのが出ましたが、昔は何にもなかったんですが、10年ぐらい前から1本ぽつんと、見ると、いつも木が立っちょるんです。それがその椎の木じゃろうと思うんですよ。

木というのは、庭にちょこっと植えると、何年かたつとどんどん大きゅうなる。ほいで、しまいにゃあ、はあ、切らんにゃいけんようになるわけですね。ほやけ、植えるところをよう考えて植えないと、もう年を取ってくると、そういう管理ができない。そういうこともあろうかと思うんですが、要害山というのが対岸から見えるわけですね。

それが、いつか、この秋の10月の連休があった土曜日、10月の12日ですか、所用で馬島に渡りました。そのときに渡船の時間があって、馬島八幡宮という八幡さんがありますが、そこへお参りに行きました。もう竹藪で、山道は竹藪の中を歩いていくんですけどが、馬島八幡宮は確かに立派な八幡宮です。ほいで、お参りをして帰りよったら、一人下から上がってくる、見知らぬ人に出会いました。肩からかばんを1つ下げておられましたけど、挨拶をしてまた渡船場のほうに行ったんですけど、その方もまたすぐ降りてこられて、その方に、この近くの人じゃないんですが、何か用で来られたんですかちいて言うたら、この方が福島県から来たと言うんですね。福島県の浪江町から来られた。何で来られたかちて言うたら、要害山が山城にインターネットで載っておったと、私もびっくりですよ。

ほいで、その方が、メインは長府にその山城があると、そこに行くのに、手前に馬島の要害山が、山城があるというふうに載っておった。ほいで、それを、まず馬島の要害山を見て、それから長府に行く算段して、いうことじゃったんです。それが、その、山城が好きで、いろいろ周りよるんですよということで、地元のもんも全然知らないようなことが発見であつた。一期一会といたしますか、人の出会いですよ。そういうことが、何か要害山の発見を新たに皆さんにゃいけんのじゃないかというようなニュアンスで私も捉えましたので、どうでもこれはこの一般質問で、要害山の観光開発といたしますか、一つの方法を取って、そういう、連休に電車やバスを使って馬島の要害山を見る、東北のほうから来る方がおられるわけですから。そういうことも新しい発見だと、そういうふう

思いまして、船の中でも話したんですが、今度どっちみち電車で行かれるんでしょうから、田布施駅まで連れていっちゃげようちて言うたら、その方が、バスを使いますっっちゃうんですね。ほいで、188号線の馬島渡船の前のバス停まで行って、それから周南市に、徳山駅までバスで行き、それから電車で行きますっっちゃう。もう全部ネットで、そういうルートを計算しちやるわけですね。それにもまたびっくりなんで、好きな方というのは、今、何でもネットで調べられる時代、昔とは全然違う。ええこともありますけど、今の、前の内山議員の質問にもありましたように、いろんな弊害が生じる部分も多々ある。ハラスメントであるとか、いろんな、そのことも、個人情報であるとかありますが、こういう面では非常に、そういう、特性のある1つのツールを利用して開発もできるんじゃないかというふうに思いました。そこらの意見はどうかと思うんですが、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 要害山の関係ですけど、2年前ぐらいですか、自治会長の藤田さんと一緒に上がって、その後、職員と地元の人と、周りの木を伐採して、見晴らしができるように、10年ぶり、前のときに内山議員含めて職員がやって、それから10年ぶりぐらいだったんですけど、かなり木が伸びて、やって、すごい見晴らしのいい、360度かな、見れるような感じで今なっています。

今、木があって、展望台もあるんですよ。そのときに藤田さん言われるのは、ここに上がって、何か、カップルが上がって何かお願い事をかなえたら、何かできるような仕掛けがあったら、お客が呼べるのにと、いろんな提案をされています。すごいいい提案があって、いずれそれが実現できればいいなというふうに、そのときに思ったんですけど、まずその前に、上がる道路が、結構凹凸があって厳しかったんで、いろいろ要望上がってきています。

やれるところから、手前ののんびらんどから要害山登山口までは、ある程度車が行けるような形で予算つけて整備をしたんですけど、それ以降、どういう形で整備をするかというのが、県の事業もそのときに、名称忘れましたが、あったんですけど、なかなか大がかりな事業になったりするんで、今、今後、町としてできる範囲の検討であれば、支障なく上がれるような登山道をどういう形でか整備していきたいというような計画は持ってますので。地元の若い人たちがいらっしやいますんで、非常に、言われるように、すごいいいです、見晴らしも。木を切った後はまだ行ってないんですけど、これがなかったらいいなというイメージがずっと湧いて、今そういう状態になってますんで。

おっしゃられるように、どういうことができるかをずっと考えておりますので、地元の方と協議

しながら、本当に予算がばかっと、補助予算がつく事業があれば簡単にやれるような気もするんですが、なかなかそういう事業がないんで、どういった、その辺も含めて、今後、検討させていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） ありがとうございます。とにかくその要害山まで行くまでのそういう道路整備、そういうものも含めて、やっぱり、国、県の補助がないとなかなか難しいと思うんで、ルーツといいますか、そういう、山城という一つのヒントがありますから、そういう流れで何か発掘の補助金が出ないかとか、そういうことも一遍調べていただいて、まずは一步一步進んでいっていただけたら、かように思います。

今、馬島に若い家族が、二家族さんおられますけどが、彼らも根を張って、馬島の発展のために頑張っておられますし、我々も協力できるものはどんどん協力して行って、お互い本土側と馬島側でいろんな行事をやりながら、お互い切磋琢磨をしながら、新しい公民館もできますし、一つの起爆剤になればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項の２に移ります。

昨年と今年の麻里府公民館まつりで、中学生がボランティアでお手伝いをしておられました。何名が出席されていたかは分かりませんが、二、三人は見ました。物販の販売ボランティアかは確かではありませんが、見ていて非常に気持ちがいいし、また高齢者中心の行事で若者を見ることによって、我々も若返ったような気持ちになりました。

そこで質問いたします。

１、いつ頃から中学生が参加していましたか。高校生も含めて多くの生徒のボランティア活動ができないでしょうか。

２、麻里府公民館まつりで出品作品が年々少なくなっています。保育園、小学生の作品はありますが、高校生や若者の出品がほとんどありません。習いものであり、自分のお宝を収集している若者の出品を参加させることはできないでしょうか。

以上２点、よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） まず１点目の、中高生ボランティアについてお答えをいたします。

教育委員会では、目指すたぶせっ子の姿の一つとして、「ふるさとを愛し、未来の創り手となる人づくり」を掲げまして、地域と連携した教育を推し進めているところであります。その一環といたしまして、社会に関心を持ち、地域社会に貢献する生徒の育成を目指して、積極的に中学生のボラ

ンティア活動を推進しているところであります。

現在、中学校や保護者並びに活動を提供してくださる団体等の理解を得まして、「たくまるボランティア」と称して、中学生による活動を年間を通して計画的に展開するようになり、2年目となります。

今年度は、公民館まつりをはじめ、町のイベントの運営補助、それから公園や花壇の整備作業、図書館の本の整備、子ども食堂への運営補助、街頭での募金活動や小学生への学習補助など、幅広く70余りの活動や事業において活動しておりまして、延べ400人を超える中学生がボランティアに取り組んでいるところであります。

今後、一層この取組の拡充を図るとともに、小学生や高校生のボランティア活動への取組が広がっていくことも視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

2点目の、麻里府文化展など、公民館単位に開催されております祭りの作品の出展等につきましては、それぞれの実行委員会において、企画や運営について協議されて決定されるものと承知しておりますので、高校生や若者が制作した作品等の出展がこれまで以上に充実するよう、関係先にて検討されるよう依頼してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） ありがとうございます。たくまるボランティアという、いかにもたくましいような名称で、みんなボランティア活動に参加しようというような気分になるようなキャッチフレーズで、非常にいいんじゃないかと思いますし、また、これだけの中学生を中心としたボランティアがおられたというのも初耳でございます。とにかく中学生を中心とした、高校生も含めて、我々のこまい子どもの頃は、上級生が下級生を管理するといいますが、指導をしながら、こういうふうにやりなさいとか、そういうことを見て社会勉強をしていく、そういう流れができちゃったんじゃないかと思いますし、そこらで、やっぱり地域の行事を、子どもたちが今年はこの時期に何をするというのを把握できると思うんですね。そういう流れによって、地域というものを大事にする、そういう気持ちを、子どもたちが自然と自分たちの心の中に植え付けていく。そういうことによって、子どもが進学をし、また就職をし、都会で仕事をされる方もおられると思いますけど、愛着ある地域に帰って、田布施のためにやらんにゃいけんのじゃ、というような、そういう気持ちにもなろうかと思えます。

そういう、一つだけじゃいけない、やっぱりそういう地域の流れといいますが、そういうものを大事にしながら、この田布施町を維持できるような形で、我々も一つ一つを行事として、また子ども

もたちをいかに育てていくか、そういうことも考えながら、ボランティアということがすんなりとそういう行動に把握できるように、率先して動けるような、先ほど内山議員が情熱を持って事に当たってくださいというように言われておりましたが、ほんまに情熱という言葉は、本当に一つ一つのことに心を込めてやるということじゃろうと思うんで、そこらも子どもたちに情熱ということが何であろうかというようなことも考えさせられるんじゃないかと、かように思います。

ひとつ、これから、中学生を中心にして、小学生、高校生、また保育園生、そういう人材をボランティアという形で育てていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは2の質問で、麻里府公民館まつりで出品作品が年々少なくなっています。保育園、小学生の作品はありますが、高校生や若者の出品がほとんどありません。習いものであり、自分のお宝を収集している若者の出品を参加させることはできないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 福田社会教育課長。

○社会教育課長（福田 幸治君） どの公民館まつりも、出品数は減ってきております。これはやはりコロナ禍の影響で、講座とか教室の数が停滞して、高齢化の影響もありまして、教室の数も減ったということです。

やはり令和4年度に作品数が220ぐらいあったのが、聞いてみると、今年度は150と、約70ぐらい減っているというような状況です。公民館長さんも、自分の作品を新たに出されたというようなことも聞いておりますので、関係先、実行委員会のほうに聞いてみたら、これは多分大歓迎されると思いますので、働きかけを、工夫して出してもらえるような働きかけを考えてみたらと思います。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） ありがとうございます。出品数が少ないというのは、まずは我々も展示品を展示するのに、去年はここに何段あったんじやが、これがもう全然ないと、どういうバランスで展示をしたらいいか考えるわけなんですよね。それが出品される方は竹細工であったり、それから陶器、絵画、それから習字、写真、いろいろあるんですけど、もう今年は去年の半分以下ぐらいじゃろうと思うんですよ。それは展示をする準備は早く済みますけど、今度はそのバランスを考えると、また非常に時間もかかるわけで。

本当にその子どもたちのいろんな作品、今は特に個人個人のその個性といいますか、そういう、変わった人も多々おられるんじゃないかと思うんで、ほんまに今の麻里府公民館長が出されたようなおもちゃの展示も、これも一つのお宝じゃないかと思ひますし、切手であり、古銭であり、あんまり高価なものを出されてもなくなっちゃ困りますし、そこらも踏まえてやっていただきたいと思います。

いますし、それと職員の方も、今の入り口に何か田布施ガチャという、何かはやっちょるらしいんですが、どうも麻里府のほうじゃあ何がガチャなんか、さっぱり分からんような、よその公民館じゃあ、これ、すごいやったんですよというような、企画課長も言っておりましたが、どうもそこらが、あれも子どもが表へ立って誘導すると、また雰囲気も変わるんじゃないかと思いますし、やり方次第じゃないかなと。本当に職員の方も日曜日に出てこられて、いろいろ頑張っておられました。それは感心します。そういう協力者がおらないと、やっぱり過疎地域は成り立っていきません。

それから最後の、大概その行事の中にカラオケというのがあるんですけど、これも定番で、子どもたちの合唱でもええですし、何かまた雰囲気の変った、子ども中心の演芸じゃないですけど、そういうプログラムといいですか、そういうものも面白いんじゃないかなと。

とにかく子どもが来ることによって、たいぎいが子どもが出るけ行ってみようというような雰囲気にもなりますし、また他地区におられる方も、公民館まつりには帰ってから、うどんを食べて、雑煮を食べて、雑煮じゃない、ありゃあ何じゃったかね、しるこですか、しるこを食べて餅まきに参加しようっちゅうような雰囲気にもなろうと思いますし、そこらもプログラムと協力者の人選といいですか、年齢層を考えながら企画をしていただきたいと、かように思います。そこら、ちょっと一言お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 福田社会教育課長。

○社会教育課長（福田 幸治君） 町内の公民館もやはり、そういう、皆、類似した状況ですので、実行委員会等にお声がけをしていきたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） ありがとうございます。ほいじゃあ、ひとつよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、伊村渉議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 引き続き一般質問を続けます。

次に、國本悦郎議員。

○議員（６番 國本 悦郎議員） 一般質問に入る前に、一言言わせていただきます。

今回の一般質問で、２期８年に及ぶ私の議員生活最後の質問となります。これまでと同様に、前議会後から次回の質問は担当課に予告し、いろんな資料も渡してきました。質問は多岐に渡ります

ので、それなりの資料を収集し、執行部宛ての詳細な質問内容には再質問の内容をも書き込んで渡しています。そして今回のように、いつも再質問の内容も含めて発言原稿を作成し、議会に臨んでいます。これは他の委員会の質問でも、議員などを事前にチェックして発言原稿を作っていますから、同様なことです。

ここで、質問する前に1つの懸念があります。それは、議員の皆さんや執行部の皆さんは全て御存じのように、昨年の予算審査特別委員会に続き、9月議会の決算審査特別委員会でも、前議長が私の質問中に、委員長から指名もないのに質問を遮り、妨害発言をしたことです。決算審査特別委員会では、勝手に退席して、議場は大混乱をしました。他の議会では例を見ない、田布施町議会始まって以来の暴挙です。傍聴人がいなかったり、会議録が……

○議長（南 一成議員） 國本議員、一般質問の前に発言されるのはいいんですが、ちょっとそれはあなたがもう町民の方に配っていただける内容ですから、町民の方に文書として配っていらっしゃる内容でしょうから、それでもう発言をやめてください。

○議員（6番 國本 悦郎議員） ええ……

○議長（南 一成議員） やめてください。ここでこんな……、もう陳謝もしていますから、そんなことで水かけ論する時間はありません。

○議員（6番 國本 悦郎議員） いいえ。

○議長（南 一成議員） いいえじゃありません。

○議員（6番 國本 悦郎議員） いいえ。

○議長（南 一成議員） あなたがそれで発言したいんならば、ここにいらっしゃる幹部職員、全て文書をコピーして渡してください。よろしいでしょうか。

○議員（6番 國本 悦郎議員） はい。まあ、二度あることは三度あるかも分かりませんので、3回目はないことを願って、それでは質問に入ります。

○議長（南 一成議員） お願いします。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 今回の質問方式は、最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答でお願いします。

では、質問1に入ります。質問は、人が循環するまちづくりで、答弁者は東町長にお願いします。

私は、田布施町に移住して14年になります。その間、「人と自然が循環するまちづくり」を掲げ、少子高齢化が進む麻里府地区内の住む里からまちづくり活動を進めてきました。

そこで今回は、人が循環するまちづくりに絞り、町内の現状はどうかや、こうしたらどうかという要望含めて質問します。

1、議会議決を得て選任する委員等の町からの人選について、多様な意見が反映されるよう、地区別、男女別、年代別、任期等を考慮していますか。

2番目です。70年代にニュータウンとして造成した団地が町内各所にあり、低所得者用に町営住宅も整備されています。団地の空き家の移住者への提供と町営住宅の満室化をマッチングして、うまく活用できませんか。

3つ目です。お試し暮らしの家おいでえ活用の移住者向けの取組と空き家への移住はどうでしょう。

4つ目です。関係人口の創出から移住に取り組める協力隊員の募集をしませんか。

5番目です。麻里府地区に今年度から集落支援員が採用され、策定した夢プランを実現する運びになっていますが、その現状と成果をお尋ねします。

次に、質問の2です。質問は、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるためには、答弁は同じく東町長をお願いします。

9月議会で再質問できなかった続編として、また質問後の取組について、これからますます認知症とその予備軍が増えてくると予想されるだけに、誰をターゲットにし、具体的にどういった取組を進めていくのかをお尋ねします。特に、外部に委託している田布施地域包括支援センターや認知症地域支援推進員と密接に連携を取りながら、それらを進めていく必要があります。

1つ目です。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護家族、支援する地域、小・中・高校生、事業所等への具体的な取組はどうか、個別にお願いします。

2つ目です。田布施地域包括支援センターと認知症地域支援推進員は、住民への啓発を健康保険課と連携して具体的にどのように行ってきましたか。

3つ目です。福祉避難所以外の第1避難所での認知症の方をケアできる設備の現状は。また、周囲の人が理解できる啓発と広報はどのように行ってきましたか。

4つ目です。9月の認知症月間の取組はどうでしたか。また、住民の若年性認知症とMC Iの啓発はどのように行ってきましたか。

5つ目です。山口県が創設したオレンジドクター制度への啓発はどう進めていますか。

次に、大きな質問の3です。質問は、部活動の地域移行（地域展開）の現状と今後の取組や課題はです。答弁者は、東町長と鳥枝教育長をお願いします。

地域スポーツクラブ活動ワーキンググループは、子どもたちの活動を地域の関係者全体で支えていくという部活動改革の理念をより明確化するため、「地域移行」を「地域展開」などの名称に変更

するようにしています。また、令和8年度以降を改革実行期間として前期・後期合わせて6年間を設定し、部活動改革を平日にまで広げ、さらに進める方針としています。本町では、今年度から部活動の土日祝祭日の地域移行を効率的に進めるために、新たに専任者を会計年度職員として採用しています。

そこで、次の2問に絞り、ただしてみます。

今現在、運動部活動だけでなく、文化部活動の地域移行の受皿はありますか。また、地域展開はどのように進んでおり、今後の取組や課題は何でしょうか。

2番目です。指導員として参加する教員や役場の職員の兼業・兼職を認めますか。

以上です。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、3つの項目について一括して答弁をさせていただきます。

まず、1問目の人が循環するまちづくりについてにお答えいたします。

お尋ねの1点目は、委員等の人選についてでございます。

本町においては、様々な施策の推進に当たり幅広い意見を聞くため、町民や学識経験者、関係団体の代表者等で構成する諮問機関、いわゆる附属機関と私的諮問機関がございます。また、施策上の協議会、委員会等についても、要綱等により設置をいたしております。

これまで委員会等は、様々な多様な御意見や価値観を有する町民や学識経験者、関係団体の代表者などが諮問事項や研究テーマに関し活発に議論し合い、互いの意見や利害を調整しながら提出された答申や提言等について、これまでも施策決定や様々な施策に反映してきたところでございます。委員等の皆様には、本当に感謝を申し上げているところでございます。

議員御指摘の委員等の人選については、委員会等の内容によって、学識経験や地区、性別、年齢、在任年数等を考慮しながら人選を進めているものの、現実として引き受けてくださる適任者を見つけること自体が大変難しくなっていることから、議員御指摘の要件全てを満たすことはなかなか難しく、一律に在任期間の制限を設けるわけにはいかないというのが実情でございます。しかしながら、御指摘の件については、今後、委員等の構成の適正化を踏まえた人選を検討するよう、各所管に指示をいたしてまいります。

なお、今後も引き続き、さらなる幅広い町民の参画促進をさせることで委員会等の活性化を図るとともに、町民との協働のまちづくりによる開かれた町政を展開していきたいと考えております。

続いて2点目は、団地の空き家の移住への提供と、町営住宅の満室化をマッチングしてうまく活用できないかとの御提案でございますが、まず、空き家物件の実態把握のための調査を現在検討い

たしております。その調査によって判明した空き家を移住者へどのように提供できるのか、仕組みを今後構築していきたいと考えております。

次に、町営住宅に関しましては、入居条件に合えば入居は可能でございます。しかしながら、趣旨に理解を得て同意を得ることもさることながら、転居の際の費用負担など、詰めていかなければならない課題が幾つかあるというふうに認識をいたしております。

次に、3点目のお試し暮らし、おいでえ活用の移住者向けの取組と空き家への移住はとの御質問でございますが、平成28年度から、コロナ禍を除いて毎年、おいでえを活用したお試し農業移住体験ツアーを開催し、都市部から体験希望者を受け入れながら、農業に興味のある移住希望者に町内案内や農作業体験を行っていただいております。

空き家への移住につきましては、今年度1件ほど、空き家バンク登録の賃貸物件が町外の方に成立した実績がございます。

次に、4点目の関係人口の創出から移住に取り組める協力隊員の募集をとの御提案でございます。

移住希望者に向けた発信などの取組について、地域おこし協力隊の活用が有効か、先進事例を参考にしながら検討を進めてまいりたいと思います。

最後に、5点目は、麻里府地域夢プランの現状と成果はとの御質問でございます。

プラン作成後、委員会で実行委員会の募集など、組織づくりに向け、市民プロデューサーも交えて協議を行っております。成果といたしましては、地域の人とのつながりをこれまで以上に意識した取組により、盆踊りや文化展にも大変多くの方が来場されたと聞いております。

さらに、「シーサイドグランピング リラマリーフ」のオープン、また「marifuseaside マルシェ」が実施され、麻里府地域を盛り上げようという機運が高まっております。来年には、下松市で開催されます支援者の集いにおいて、麻里府地域夢プランの策定プロセスの紹介を行う予定となっております。

続きまして2点目、2項目めの住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるためにはについてお答えをいたします。

まず、1点目の介護する家族、支援する地域、小・中・高校生、事業所等への具体的な取組についてでございますが、家族への支援は、ケアマネジャーが家族からの相談を受け、専門的な見地から助言を行うケースが多数を占めます。ケアマネジャーが判断しづらい問題については、地域包括支援センターや町に相談されますので、関係者で話し合う個別ケース会議を必要に応じて開催するなどして、問題の解決に努めているところでございます。

また、地域課題などを話し合う協議体の場においては、地域住民への日常生活への支援等を話し

合っているところでございます。麻里府地区、城南地区では、こうした協議体で支援や活動がなされております。協議体が立ち上がっていない地区につきましては、地域活動に関心のある人などの人材発掘等の下地づくりを行っているところでございます。

小・中・高校生については、以前は中学校で認知症サポーター養成講座を行うなどしていましたが、コロナ禍により中断をしておりました。しかし、昨年度は田布施農工高校で再開し、今年度は麻郷小学校、田布施農工高校で2回開催をしております。ほかの小学校については、次年度以降、開催に向け働きかけを行っているところでございます。

また、事業所については、コロナ禍以前に、タクシー会社や銀行等に認知症サポーター養成講座の実施をお願いをしてまいりましたが、受講時間が取れないなどの理由で中止となり、認知症バリアフリー宣言に資するような活動はできておりませんが、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

次に、2点目の地域包括支援センター及び認知症地域支援推進員による住民への普及啓発活動についてですが、まず、地域包括支援センターは民生委員さんなどからの認知度も高く、サロンでの講話などが依頼されております。昨年度は、サロン活動等への参加は7回ございました。そのほか、介護よろず相談会を2か月に1回開催をいたしており、家族介護者の負担軽減、気分転換の場の提供などを行っております。また、認知症地域支援推進員は、普及啓発活動についてはサポーター養成講座が主な活動となっております。

次に、オレンジカフェは町内3か所で開催しており、推進員や町職員だけでなく、多くのボランティアの方の御支援をいただき開催できております。他の地区についても、支援していただける方がいらっしゃいましたら、開催に向け検討したいと思います。また、御提言いただきました講演会等も含め、今後の町民に対する周知啓発活動をどのように進めていくのか、検討いたしたいと思います。

3点目は、福祉避難所以外の避難所で認知症の人をケアできる設備の現状についてでございます。

それでは、1次避難所での認知症の方をケアできる設備の現状及び周囲の人への理解促進に係る啓発と広報についてお答えいたします。

災害時には、まず1次避難所として、より多くの住民の方が早く安全に避難できる環境を整える必要があります。一方で、多くの住民の多様なニーズに対応し、安心して避難できる環境を提供することも重要でございます。

御指摘のように、認知症の方や高齢者、障害のある方など、配慮の必要な方々のニーズに対応していくことも欠かせません。しかし、人的資源や財源的には限りがあり、全ての方に満足のいく対

応することは困難であることも事実でございます。

避難所の施設整備においては、パーテーション等を活用して専用スペースを一定程度確保しており、障害者対応トイレを整備しておりますのは、東田布施公民館、西田布施公民館、地域防災センターの3か所となります。

次に、本町としての避難所の基本的な考え方として、災害が発生した場合には、まずは迅速に1次避難所を開設し、災害の状況、その他避難状況等を総合的に判断して、福祉避難所を開設することといたしております。

既に1次避難所に避難されている配慮の必要な方については、本人や御家族の意向を確認した上で福祉避難所への移動を検討することとなります。この際、自力、または支援者による移動が困難な方については、職員等による移送になろうかと思っております。福祉避難所を集約して運用を行うことで、限られた人や設備等の社会資源を有効に活用することができ、配慮の必要な方にとってより望ましい避難環境を提供できるものと考えております。

次に、住民への理解促進に係る啓発と広報についてですが、高齢者や認知症の方及び障害のある方への一般的な理解促進については、日々の施策の中で啓発をしているところでございますが、災害時の避難所における理解不足については、今後、力を入れていきたいと考えております。多様な方々が一緒に避難生活を送る避難所においては、住民の方々の御理解、御協力も必要です。今後、いろんな機会を捉えて理解促進を図ってまいりたいと考えております。

次に4点目は、9月に行われたアルツハイマー月間の取組についてでございます。

町の取組としては、9月4日に城南オレンジカフェのボランティアスタッフ4名を対象に、認知症サポーターステップアップ講座を実施しております。また、認知症サポーター養成講座は、9月20日に麻郷小学校で、行事の都合により、10月21日、23日に田布施農工高校で実施いたしております。

次に、若年性認知症については、対象者が少ないことから、広報で対応することとしております。当地域の認知症疾患センターであります柳井医療センターが行います地域特例協議会では、今年度、若年性認知症と災害対応をテーマに協議が行われたと聞いております。今後、この協議を踏まえ、柳井地域として啓発活動等を進めていきたいと考えております。

次に、MC Iについては、6月と10月に実施した保健センターの出前講座で、認知症ケアパスを活用して講話を行なっておりますが、その際にMC Iにも触れております。まだまだ町民への周知は進んでおりませんが、認知症や介護予防等について、住民の方へお知らせする機会には、積極的にMC Iについても啓発を行なっていきたいと考えています。

次に５点目でございますが、オレンジドクター制度の啓発についてでございます。

本制度は、物忘れ及び認知症に関する相談等に対応することを目的とし、一定の研修を修了した医師が登録されているものでございます。町内では４名の医師が地域のかかりつけ医として、認知症が疑われる場合、受診に来られた方や家族からの相談に応じておられ、診察の上、必要に応じて柳井医療センターの認知症疾患センターでの鑑別診断につなげておられます。

町としては、医療に関する心配ごととは身近なかかりつけ医への受診を推奨しておりますことから、オレンジドクター制度については特に啓発等は行っておりません。

最後に３点目でございますが、部活動の地域移行の現状と今後の取組や課題についての御質問でございますが、最初に私からは、２点目の後段となります指導員としての役場職員の兼務等についてお答えをさせていただきます。

地方公務員の社会貢献活動に関する兼業については、昨今の人口減少や高齢化により社会環境が大きく変わる中、とりわけ公務員の地域活動への参加は地域の人手不足の解消から期待をされております。

さらに、職員が職務外に積極的に地域貢献活動に参加をすれば、町民参加は進み、町民との協働によるまちづくりがより一層活発になることが期待できるとともに、職員の育成にもつながるものと考えております。

しかしながら、地方公務員法第３８条第１項の営利企業等の従事制限において、副業、または兼業に就く際は任命権者の許可を要することとなります。また、本来の業務への影響はどうなるのか、他の職員への理解が得られるかなど、ケース・バイ・ケースで違ってくるのではないかと思います。

今後、職員の営利企業等の従事制限に関する規則等の制度化について検討はしてまいりますが、許可基準の明確化など課題も多いと思いますので、人事委員会規則や先進的な自治体の取組を参考にして研究してまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） それでは、私のほうからは、３問目の学校部活動の地域移行の現状や地域展開に向けた今後の取組や課題についてお答えをいたします。

まず、地域移行の現況であります。本町におきましては、令和４年８月に部活動の地域移行に関する推進協議会、これを設置するとともに、令和６年２月に新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針、これを策定して取組を進めてきたところであります。

この方針に沿って、令和７年度までに、まず休日の学校部活動を段階的に地域連携や地域移行で

きるように取組を進めております。現在16ある学校部活動のうち、従前から田布施スポーツクラブにて指導を担っていただいている3つの運動クラブに加え、その後、3つの運動部活動はクラブチーム等に移行するとともに、ほかに5つの運動部活動については外部指導者と連携して取り組んでいるところであります。

なお、2つの文化部活動につきましては、団体や個人との協議や相談を進めている最中であり、現在、可能な連携・移行の在り方を模索しているところであります。

次に、今後の地域展開の取組につきましては、7年度末までの取組の進捗状況を踏まえて課題を一度整理するとともに、8年度以降につきましては、子どもたちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる機会を地域で確保できるよう取組を広げるとともに、これまでの平日の活動の在り方を見直したり、異世代型のクラブも視野に入れたりするなど新たな方向を検討していく必要があると、そういうふうと考えております。

次に、地域部活動やクラブ活動に関わる教員の兼職兼業につきましては、文科省のほうから、令和3年2月に、部活動改革に関わり、公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等についての通知が出されておりまして、地域部活動において、休日の指導を希望する公立学校の教員につきましては、兼職兼業の許可を得た上で、地域部活動の運営主体の下で従事することが可能であることが示されております。

教育委員会におきましては、今後の地域移行等の状況を踏まえながら導入の時期を見定め、兼職兼業を希望する教員には適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） では、第1問目の再質問に入ります。

町が選任するという場合には、住民の選挙で選ばれる市長や議員と違って、多様な意見が反映するよう配慮した人選にしなければなりません。

これまで、任期が12年を超える人選には、人が循環するまちづくりの観点から、町内にはほかに適任者あるいは適格者がいないのかや男女比、年齢等から私は疑問を呈し、本会議では、人選された方より人選する町の側に問題があるとの思いから反対意見を述べませんでしたが、町の姿勢を問うために選任には同意していません。

今後、任期の期限について、他の市町の状況を見ながら、任期の上限を研究しませんか。すぐに一挙に変えると引継ぎが難しければ、12年を超える方には顧問として別枠で処遇するのも一案ですが、どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 先ほど町長の答弁にもございましたように、委員会の内容によって、議員が御指摘のあるようなのも考慮しながら人選進めているところでございます。

ただ、なかなか見つけることが難しい状況でもございます。何らかそういう制限を設けるようなものをつくってはどうかというところがあるかも分かりませんが、ちょっとそこは考えておりませんが、今後、委員等の構成の適正化踏まえた人選について、検討はしていきたいというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（６番 國本 悦郎議員） 別枠でというのは、顧問でというのはどうでしょう。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 別枠で顧問でということも含めて、今考えているものはございません。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（６番 國本 悦郎議員） 次に移ります。

本町が策定した第４次田布施町男女共同参画プランによれば、「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。」とあります。そして、施策・方針決定の場における女性や若年層の参画の拡大を推進するようとなっております。

まず、この参画プランの策定メンバーについて、委嘱した町長にお聞きします。男女比は幾らですか。お分かりですね。お答えください。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 資料を持っておりませんので、また後ほどお答えをさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（６番 國本 悦郎議員） 委員長が男性で、残りは全て女性です。男女共同参画と銘打っているが、これでは男性の意見が反映しなく、共同参画の趣旨に反しませんか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そういう見方も当然だと思いますが、女性の参画が少ないわけですから、役場の職員でも課長級の数とか役職の数というのは圧倒的に男性のほうが多くて女性が少ないということで、男性型の社会ということがこれまで続いてきましたので、それを女性のほうからどう見られるかというのを聞きをしたいという時期だったというふうに思います。

これから、熟成していけば、男女それぞれの立場から提案していただいてということになろうかと思いますが、計画の熟成の段階から、少し女性の意見をお聞きしたいということが多かったからというふうに思いますが、別に女性を多くしようというふうにしたわけじゃございませんが、いろんな立場で活躍されている方がたくさんいらっしゃいますので、そういった方の御意見をまずはお聞きしたいということでそういうふうになったというふうに感じております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（６番 國本 悦郎議員） 他の委員会は男性が多いかも分からんです。だけど、委員長が男性でほかは全部女性というのは、男女共同参画社会を協議するのにおかしいでしょう。まあ、それはいいですけど。

こういった選任が偏るのは、町の職員は、デスクワークで仕事するだけでなく、できるだけ地区の人と環境整備や高齢者支援、諸行事、廃れていきつつある祭りといったまちづくり等で交わり、各地区の実情把握をし、適任者、適格者となるような、アクティブな人を見つけ出すということをしていないツケが出ているように私は感じます。これは、ほかの２と３の質問にも全て言えることですが、積極的に地区に出て、アンテナを広げ、人脈をつくることから始めてみませんか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃるとおりだと思います。やはり、できるだけ地域に出てということもございしますが、役場の限られた人数で仕事をしておりますので、どの業務が出て、どの業務が出ないという、内訳はいろいろ変わると思うんですが、議員おっしゃるようにできるだけ出て、意見をお聞きしてということが必要だろうと思いますが、私が見ても職員は一生懸命やっておると思いますし、別に手を抜いておるというふうに私は見ておりません。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（６番 國本 悦郎議員） 次に、町営住宅の長寿命化計画を令和９年度には見直しするといひます。これから高齢者の移り住む住宅の需要が多くなるように予想されます。介護認定を受けている人や高所得者は介護施設や軽費老人ホーム等という選択もできますが、健常の低所得者にはそれはかないません。高齢者用の町営住宅ができるんだったら、団地の空き家対策と移住人口の創出、町営住宅の満室化が一挙に解決できますが、御一考願えませんか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 町営住宅につきましては、先ほど町長の答弁もありましたとおり、条件に合えば入ることができますので。

今のところ、特公賃と麻里府団地がちょっと空き家があるんですけど、今のところ、募集がござ

いません。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 今後、長田と名倉の住宅を高齢者住宅にすれば、需要が多くなるんじゃないかということです。今の空き家、それだけじゃなくて、そういったことも考慮してもらいたいと思います。

次の質問に入ります。

他の市町では、移住に至るステップを作成し、各段階で、町として公的にどんな取組と、どんな支援策があるかも発信しております。本町ではまだ作成していないようですが、先進地のそういったステップを参考にし、早急に策定しませんか。

東峰村の例はお渡ししているかと思います。どうでしょう。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 町長の答弁にございましたように、本町は平成28年度から、お試し農業移住体験ツアーを開催しております。初年度は移住体験ツアーだったんですが、翌年からは農業体験をするということで、メニューは毎年変わってくるんですが、移住に向けた取組を他市同様行っているというふうに自負しております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 町民振興係長ですかね。そちらのほうに東峰村の1から7ぐらいまであるステップをお渡ししているんですが、そういったのは、まだつくられていないということでした。早急にそういった取組をお願いしたいんです。よろしくお願いします。

次に行きます。

空き家と不耕作地が私の住む里でも増えてきています。それを解消するために、都会と田舎の二地域居住が注目を集めており、国はそれを推進していて、県も、さきの一般質問では取り組むように答弁しております。

私は、来年の4月から、住所を平生町に移すつもりです。今ある田布施町の家と土地は当分手放さなく二地域居住で、自然体験を含む活動しながら関係人口を増やしたいと思っています。

国や県の出方を待つのではなく、私も手助けをしますので、他の市町に先駆けて、関係人口の創出と私のような二地域居住をアピールしていきませんか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 参考にさせていただきたいと思います。この前、委員会視察で、先進地視察で関係人口の創出と、いろいろ見させていただきましたけど、東峰村みたいな人口の小さいと

ころでやれることと、ある程度、1万5,000前後の市町がやれることと、やり方がいろいろ異なるだろうと思いますが、関係人口を創出して田布施町に興味を持ってもらうということは、非常に大事なことで、人口増にそれがつながるかどうかなどというのは結果ですが、関係を深めて、町に興味を持ってもらって、田布施町はこういう町だということを発信していくということは非常に大事だと思いますので。

議員さん御協力いただけるなら参考にさせていただきますので、お知恵もお借りしながら対応していきたいというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 私は田布施町の人口を増やそうとは思いません。微減でええと思います。だから、移住者のパイを取り合うちゅうんじゃないくて、ほかの市町と関係人口で、両方に拠点持ってからやっていくちゅう方向がいいんじゃないかと思います。そうすると、地域も活性化するんじゃないかと思います。

次の質問に移ります。

今回、有償ボランティアを麻里府地区では募り、集落が疲弊しないような取組や、にぎわいのあるまちづくりをするようにしています。私も登録している一人ですが、登録者数とこれまでの実績をお聞かせください。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 集落支援員の有償ボランティアのことだと思いますが、社会福祉協議会の有償ボランティア制度のほうを活用して麻里府地域のほうは——社会福祉協議会の有償ボランティアですね。そこで登録のほうをお願いしている部分を……。させてもらっていると思われます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） ビラが配られて、麻里府地区で有償ボランティアを——森課長のほうが詳しいんじゃないかと思うんですが。

登録者数と、いまだにそういった活動はないんです。ないということでええですね。登録者は分かりますか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） この集落支援員制度をつくるときに、有償ボランティアに、おっしゃるように1,000円、出たら報酬払うというものだと思います。

この登録については、集落支援員さん、海田館長さんをお願いしているわけなんですけど、何人

いて、どういう活動しているかというのは、ちょっと今、私は把握していないというような状況でございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 時間がないので、次のほうの再質問に入ります。

2問目の住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるためにはと書きましたが、詳しく言えば、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるようにという文言が入ります。尊厳を保持しつつ、希望を持ってということが一番重要になるかと思います。

では、町長にお聞きします。こういう文言が入っていることによって、随分対応が違ってくるのではないかと思います。町長はどのように捉えていますか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今おっしゃいますように、尊厳という言葉が認知症の中に入ってきました。それは、今までの経緯を踏まえて対応がかなり行われてきて、どういったことをせんにやいけんという、ずっと長い道のりを通して、そういったところへたどり着いたと思います。

これからそれをどう実現していくのかというのは、また今の制度と尊厳とかいう考え方をマッチングしていきませんかといけないと思いますが、当然、今、そういう流れになっていると思いますので、町のほうもそういった対応させていただきます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 難聴により人との関わり方が困難となり、認知症になりやすいとも聞いています。その進行を止めるために、補聴器購入の補助を他の市町ではしているところもあります。少数ですが。

県では、18歳未満の軽度・中程度の難聴児や障害者手帳を持っている難聴者には補助金を出しています。私は、今、ここに、耳に入れているように、難聴です。難聴の私からお願いするんですが、他の市町を参考にし、補聴器購入の支援を早急に取り組んでほしいんです。これは合理的配慮になりませんか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 65歳以上の中程度・軽度の難聴の方に対する支援というふうに理解いたしますが、それでよろしいでしょうか。それであれば、近隣であれば岩国市さんが制度を持ってやっておられます。

これをやるということになりますと、やはり対象者がどれくらいあるか、それから、これ全額、町の単独ということになりますので、そういたしますと、ちょっと財源の問題等も出てまいります。

ただ、一方でそれよりも若い方等についての支援というのも、そういうふうな声も出始めているということは理解をしておりますので、今後の国、県等の状況等も、それと先進事例とかも踏まえながら、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 認知症地域支援推進員の町民への認知度は非常に低いです。それは御存じだと思います。その人の存在すら知らない人が多いです。彼を、先ほど講演会やっていきたいということですが、生きがい教室とかサロンとか、いろんなところに派遣して、認知度を高めませんか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 御提言ありがとうございます。

町として出前講座という制度がございまして、例えば保健センターなんかは、結構、いろんなサロンですとか、というところからそういうふうなお声をいただいて、行かさせていただいています。そういうふうなところで、認知症とかというふうなのが意外とお声がかからないもので、こちらのほうから民生委員さんなどにちょっとお願いをしてというふうなのは、今後進めていきたいなというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 田布施町認知症ガイドブックです。ケアパスです。これは19年に発行しています。

柳井のほうでは、令和5年4月現在ということで発行しております。こちらのほうは、柳井市地域包括センター、柳井市認知症地域支援推進員というように書いてあります。これは、田布施町ではどこが作成するんですか。

それと、これはずっと19年度のままでいくんですか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 認知症ケアパスにつきましては、前回、町で作成をしております。

次回も町で作成する予定としております。令和7年度に見直しを行いまして、作り変えて、また広く出したいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） こういったように柳井市で作っておりますんで、それを参考にしながら。ちょっと比べると、大分違うです。

それから、今度、避難所のことです。避難所は送迎の問題があります。私の住む麻里府地区の一部では、民生委員の厚意でそれをしております。都合がつかなければ、私の所属する魅力ある中郷づくり委員会の会員が対応しています。

これから、のり一ねが使用できる時間帯ならそれもできますが、そういった共助の体制は町内各地区で進めているのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 移動支援ということでちょっと私のほうからお答えさせていただきますけれども、町内で住民主体による移動支援というのは、麻里府地区、そして城南地区において、生きがい教室でありますとか、オレンジカフェへの送迎というのは行っております。

移動支援を実際に地域住民が行うに当たりましては、やはり人材ですとか、事故があったときの対応ですとか、というふうなのをいろいろと乗り越えなければならない課題というのが多々ございます。これらを乗り越えていって初めて動きだすものですし、また、新しい地域公共交通「のり一ね」が始まりますことから、そちらとの共存というのも考えていかななくてはなりません。

それらも踏まえて、麻里府なんかでは協議体のほうでお話合いとかもされてはおられますし、今後とも協議体等の場において、皆様の御意見を頂戴しながら、住民の相互の支援というのは進めていくものだというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 生きがい教室とかというのは知っております。ですから、避難所の送迎、そういったのを重点的にこれから考えていただきたいということです。

それから、認知症の人にしろ、障害者にしろ、周りの理解がないと、避難しても肩身の狭い思いをします。住民の啓発と同時に、避難所には職員が配置されますので、全職員にもそういった研修を課して、認知症とか障害者とか、そういった方が来られたときには職員が対応できるようなマニュアルは作っておりますか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 一般の1次避難所の運営マニュアルの中には、一般的なそういう配慮の必要な方への対応ということについては記載しております。

ただ、認知症に限ってという記述はなかったように思うので、今後、内容について検討していきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 仕切りとかポータブルトイレとか、そういったのがあると、すぐに対応して用意できると思います。それをお願いいたします。

それから、長野県では、鎌田實医師が率先して取り組み健康寿命を延伸したように、保健師や職員は住民の中に入っていく攻めの姿勢が欲しいと思います。

今回の基本計画では、予防を重視して、早期発見から診断後のケアを一貫して行う支援モデルの確立というようにうたっております。そうすると、若年性認知症やMC Iになる前の取組としては、それこそ保健師の出番ではないかと思います。健康保険課一丸となって、そういったことができる体制は整っていますか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 健康保険課の中に、保健師が現在6名おります。現状でいけば、ほかにもおるんですけど、2名ほど、今、育休中でございます。先ほど6名と言いましたけど、うち2名がまた産休に入る予定となっております。

ということで、今、保健師の人員がちょっとかなり厳しい状況。その中で、保健師が本来行わなければならない母子保健でありますとか健康増進事業、予防事業というのを推進しております。職員は皆、保健師は皆、努力して、地域にも入って進めておりますので、現状、また状況が変わりましたら、またさらに広げていきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 3問目の再質問がまだですので、それを言わせてください。

学校の全ての部活がなくなり、地域展開するには、ただ単なる部活の移行だけでなく、幼から老を含めた生涯スポーツの立場で進めていかななくてはなりません。そうすると、受皿には、競技やコンクールを目指すものだけではなく、周南市のように、多種目選択、習い事や塾との両立など広い門戸が必要となります。

本町の部活から地域移行では、これまでどのように進めてきたんでしょうか。これからどのように進めていくんでしょうか。ここ数年間、担当者がころころ替わり、うまく答弁できないと思いますので、この間、ずっと推移を知っています教育長が最後にお答えください。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 今、議員さんの御提案のように、主流は移行から展開へという時期に移り変わってきています。

田布施町では当初、部活動、今、現実ある、16部あるわけですが、地域移行を考えて進めてきた、これは国も県も、ほかの自治体も恐らく同じだったと思います。目標の期間は、令和7年度末

をそれぞれ目標にしております。

まず田布施町でやれることは、平日ではなくて、休日の教員の部活動担当を誰か地域へ移行しよう。その結果、7年度末をもってそれが実現できれば、あるいは課題が残れば、新たな方針を策定して、今度は展開というステージに行くべきだろうと思います。これには、今、議員さんが提案いただいていますけれども、学校の部活動に限らず、様々なスポーツあるいは文化芸術活動で地域で持続的に展開できるところに子どもたちが、中学生に今度は限らず、小学生、高校生も含めて、異なる世代で一つの地域活動を展開できるようにしていこうというのが、全国的にも、専門家たちでも、話し合われているところだと思います。

ただ、それにはいろんな制限や課題があります。その運営に関わる主体の問題とか、経費の問題とか、様々な課題がまだ整理されていけませんので、そのあたりを今後整理を一つずつしていかななくてはならないかなと思っています。

また、短期間に地域の受皿といいますか、地域で親しめるようにやれる体制をつくるには、学者の方によっては5年あるいは10年、定着するまでにかかるのではないかとされていますけれども、できる範囲で進めていくべき内容だろうと私は思っております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 時間となりましたので、以上で國本悦郎議員の一般質問終わりますけれども、先ほど一番初めに言われましたことなんですが、國本議員は次期の選挙にはもう出られないというふうに聞いていますんで、そのために今までのことの反省なりいろんな要望なりのことを言われて一般質問に入と思ったんですが、以前に陳謝したことに対して、またそういうことの発言をされましたので、私が止めました。分かりますね。

そういうことで、この議場の一般質問は、それぞれの議員同士の中傷、または誹謗中傷する場所じゃありませんので、止めましたので御理解ください。よろしいですね。（発言する者あり）いやいや、あなたはそう思うかもしれませんがね。（発言する者あり）だから、その前の、事前に皆の前でその議員は陳謝しましたのでね。あなた、いつも悪いのは、陳謝した後に、またそれに輪をかけて言うからいけないのですよ。やっぱりそれで一回収めましょうよ。そういうことで、終わります。

暫時休憩しますけれども、昼からは1時半ということで、ちょっと時間は短いんですが、まだ一般質問残っておりますので、午後は1時半から再開しますのでよろしくお願いします。

午後0時26分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（南 一成議員）休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、松田規久夫議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 一般質問を始めます。

１２月議会では、流行語大賞、この言葉を使っていつも何らかの自分の思いを述べております。今回の一般質問事前通告は、事業継続計画（ＢＣＰ）があり、あらゆる職場に関連するかもしれませんが——主管は総務でしょうけど——１１月２８日に事前通告を提出しました。予想では、大谷翔平君と同じトップバッターと思いましたが、違いました。私より早い方が１人いらっしゃいました。

私の流行語大賞の予想は、ＭＬＢで大活躍し、記録づくめ、本塁打５０盗塁５０、「５０—５０」、これで決まりというふうに思っておりましたが、発表は違いました。

５０—５０は半分、半分このイメージがあります。行政と議会は５０—５０でイーブンな関係、二元代表制でよく自動車の車輪の関係に例えられます。つかず離れず、住民のため、町の将来のために、両者は目標に向け、片方が強大な力を持つのではなく、適正にハンドルを切らねばなりません。

ところで、大賞の言葉は「ふてほど」、「不適切にもほどがある！」です。本当は言いたいことがいっぱいあるんですが、「ふてほど」だから許してくれちゅうわけにはいきませんので、ここは紳士の発言とさせていただきます。

東京都知事選の頃に、東京で聞いたか、長崎の友人が言ったか覚えていませんが、新宿近辺を２万歩歩きました。２万歩歩いても、選挙看板に出会ったのは３か所です。ニュースになったポスターは見ました。２万歩で３か所ですから、田布施の掲示箇所は集約できる可能性は大いにありと、その看板を見て感じたところです。

本題の「ふてほど」ですが、その彼が言うには、発言する回数あるいは発言時間が長いほど、議員としての仕事はよくしていると勘違いし、会議が長くなって困る。新しい人は、それが住民に評価され、中身を見ない、パフォーマンスに走る傾向があるのは、スマホの影響が大きいのかなと言っていました。安心、安全な住みよい町につながればそれでよいので、数や長さではなく、中身と私は思います。資料に書いてあることを質問し、質問の件数が多いと自慢する議員がおりますが、いかがなものでしょうか。

それでは、本題に入ります。

一問一答で、最初の質問は町長にお願いします。

１２月定例会、議案第５９号、地域密着型サービス事業で、ハラスメント、感染症など事業継続

計画（ＢＣＰ）を含んだ条例の改正が提案されております。田布施町の取組も進んでいるように私は感じてはおります。

田布施町地域防災計画は、４００ページの膨大な量があります。理解するには大変だというふうに思っております。日本各地で大きな自然災害が発生している。ここ柳井エリアは災害の少ない気候温暖な住みよい地域といえます。しかし、いつどこでどんな被害を受けるか予測できません。地球規模で災害が大型化し、多発している現実があります。

巨大地震や大型台風などの自然災害時、また業務のＩＴ化に伴いサイバー攻撃に備えるセキュリティ対策、感染症などのリスクの多様化で、ＢＣＰを見直す必要があるのでお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

田布施町業務継続計画（ＢＣＰ）の見直しについての御質問でございますが、このＢＣＰは平成２９年１月に計画を策定し、直近では令和５年５月に一部の改定を行っております。

本町のＢＣＰは、大規模災害が発生した場合を想定し、町民の生命、身体及び財産だけでなく、町の行政機能も被害を受ける可能性が高いため、災害時における応急復旧業務に加え、通常業務のうち中断ができない、または中断してもできるだけ早く復旧する必要がある業務、いわゆる非常時優先業務を適切に実施できるよう必要な事項等を定めているものでございます。

議員御指摘のサイバー攻撃に備えるセキュリティ対策や感染症などのリスクに対する現行ＢＣＰの見直しでございますが、現行ＢＣＰにある非常時優先業務の基幹系システムやイントラシステム、感染症など防疫活動などについては位置づけを記載をしています。

本町におけるシステムのセキュリティ対策は、田布施町情報セキュリティ基本方針や同対策基準及び実施手順並びに田布施町電算システム管理運営規程や田布施町個人情報の取扱いに関する管理規程等に準じ、災害時においても対応していくものと考えております。

現行ＢＣＰに記載はしておりますが、国が示す地方公共団体におけるＩＣＴ部門の業務継続計画、いわゆるＩＣＴ－ＢＣＰの策定については、現在のところ、検討はいたしておりません。

なお、本年９月から住民情報システムはクラウド化しており、バックアップについても、クラウドサービスを利用して安全に保管をいたしております。

さらに、ネットワークが遮断しても、オフラインで証明書等が発行できるダウンリカバリーシステムを数年前から構築しており、災害時などの非常事態に備えております。

議員御指摘のような様々なリスクに対しては、今後、現行のＢＣＰだけではなく、田布施町地域防災計画や田布施町国土強靱化地域計画、田布施町災害時受援計画などリスク対策に必要な見直し

を適宜行い、より実行性のある計画となるよう継続的な改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 災害時には、住民は大きなストレスを感じるようになると思います。そのストレスによって、各種ハラスメントの可能性も大いにあります。その対策です。職員も、住民も、それぞれ応じたような対応が必要になってくるのではないかと思いますので、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 議員が言われるように、災害による職員、住民のハラスメント対策ということについては、心身の健康管理が重要になるため、メンタルヘルスケアというのが大切な取組になるものと考えております。

ハラスメントが起これないように、メンタルヘルスケアの対応については、県精神保健福祉センターとか柳井健康福祉センター、連携して実施していくということになると思います。また、そういう中でも、町とか県の保健師による巡回健康相談などの保健対策、また在宅の方の訪問指導の在宅保健サービスを併せて、災害時には行なっていないといけないと思っています。

そういった対策を行いながら、ハラスメントの起きない環境というのはつくっていききたい、いかなければいけないというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） ハラスメント対策、よろしくお願いします。

ＢＣＰは、平成２９年、昨年、見直しされて、今は気候変動とか従来とは違った感染症の蔓延とか、当初できたＢＣＰは自然災害を主とした対応であったというふうに思います。見直しの時期じゃないかということで、この１問目の提案をしたんですけども。

ＢＣＰができた以後、職員の採用、退職があって、人事異動等で担当する職場のメンバーも大幅に当時とは入れ替わっているというふうに思います。災害時にＢＣＰが順調に実施でき、住民サービスの低下を最小限にする具体策を、各職場でまず話し合っているかというのが１つと、この議論は防災対策にもつながるんで、大変有意義な会議の場、そういうのが期待できると思いますので、この質問をいたします。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） ＢＣＰのまずは周知、新しい職員への周知と、サービスの低下ということがあったと思います。

このBCPとか、今、全職員に災害対応マニュアルというものを、毎年4月の課長会議を通じて職員の周知を図っているところでございます。その中で、災害時に住民サービスの低下を最小限にする対策という意味においては、必要なのは資源、非常時優先業務、優先的に割り当てるということになると思いますけど、通常業務は非常時優先業務に継続の支障とならない範囲で業務を行っていくことになると思っております。

また、こういうものについても各職場で話し合っていくべきだと思いますけど、なかなかそういう災害について、各いろんな課の中で話すということはなかなかないんですけど、そういうのも含めて、4月、課長会議を通じて周知しているところでございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 通常のルーティン作業で忙しくて手いっぱいかもしれませんが、こういうことについて、職場のみんなで意見を出し合うというのは、また、本当に必要な、みんなが気づかないような、そういうふうな貴重な意見の出る可能性もありますので、何とか時間を取って話合いの場をつくってもらったらというふうに思います。よろしくお願いします。

次は、緊急時の指揮命令系統についてなんですが、職員は災害時の緊急指揮命令系統というのを、まず理解しているかということです。災害を想定した訓練は実施されているか。

災害がもし発生した場合は、いろんな資格を持っている人が大変役立つと思うんです。それで、例えば防災士、ドローン操縦士、重機の操作資格者、取得者など、誰がどのような資格を持っているか。田布施町は職員の資格というのを把握しているでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） まず、最初の指揮系統については、これ、BCPに記載されていたと思いますが、町長が不在の場合は副町長が職務を代理をいたします。副町長も不在の場合は、町の職務を代理する職員の順位を定める規則というものがございます。それに基づいて、指揮命令を出すというふうになっております。

2点目が、それを想定した訓練ということでいいますと、直近では、11月24日、麻郷、麻里府の防災訓練を行いました。それに合わせて、当日、職員の参集訓練、また防災対策本部の設置訓練、併せて災害のシナリオを扮した通常訓練なども行っているところでございます。

資格の取得者というところでは、職員の有資格者について、これは調査すれば把握できることだと思っておりますが、何人いるかというところは、今のところちょっと分かっていない状態なんです。町内の防災士というところでは、これも実際把握できていません。日本防災士協会に、以前、資格取得されている、登録している方、聞いたことがあるんですけど、なかなか日本防

災士会も正確な人数は把握できていないということでございました。田布施町では、昨年、2名の方が防災士の資格取得されて、自主防災アドバイザーは町内5名いらっしゃいます。

ドローンとか重機の操作についても、職員は分からないんですけど、これも実態を調査すれば分かるものだろうとは思っております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 世界各地で、戦争でドローンが大変な武器となっております。今後、災害に関わらず、ドローン操作というのは、田布施町でも広報の担当者がドローンを使って上からの目線で写真を撮るとか、そういうふうな利用もできるでしょうから、いろんな資格を機会があれば取ってもらったと思います。

雑談の中では、副町長が重機の資格を持つとというのを聞きまして、少し慣れれば、本当、遊んでいる重機がありゃ、それを利用して、大きな災害ごみを片付けるとかというようなことも可能になると思いますんで。

毎年、資格を持ったら有効に活躍の場があると思いますんで、このあたりも、まず資格の保有者の把握をされて、必要であれば、私は、町の制度として資格を取ったら補助金を出すと。というのが、資格を取るためには、参考書等購入とかあるいは受験で交通費、受験費なんかも要るわけですから、資格を取るための、防災士で補助を出されるように、各職場でもいろいろ必要な資格があると思いますんで、そういうふうな挑戦する人には、3問目の質問のリカレント教育にもつながると思うんですが、自主的な挑戦を促すような制度をつくってもらったと思います。

本日のトップバッターの神田議員の質問の中で、災害協定の締結している業者が四十数社で、今後また協定を結ぶ予定もあるというふうに聞きました。私、災害協定をどういうところと結んでいるかなというふうに見たんですけど、その中でまだ、予定はあるそうですが、建設業界の事業者とは結ばれていないようですから、何とか早いうちに建設業界の方と協定が結ばればいいなと。特に感じるのが、大きな災害が起きますと、物流網を確保しなけりやなりませんので、道路の通行が早期に可能になるように、ぜひとも建設業界の方とは早期な協定をお願いします。

1問目の質問は最後にしますが、民間委託業者あるいは一部事務組合の場合、その事業者はBCPというのは作成されているんでしょうか。もし作成されていなければ、どのような指導されるのかお伺いして、1問目の最後の質問とします。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 御質問の民間委託業者のBCPの作成についてというところで、民間

事業者の場合は、BCPについての作成は、たしか努力義務ではなかったかというふうに思っております。特に町からBCPつくりなさいよというような指導は、特にはしておりません。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） つい最近のニュースですが、岩国市で小中学校の給食が、2,500程度ですか、4日間ぐらい提供できなかったという事案が発生しました。牛乳とか、何か簡易なものは出されたようなんですけども。

それと、ニュースの中では工事の人がケーブルを配管の中に通すような場面を見ましたんで、予期しないような地盤沈下が、そういうふうなのがあってケーブルに傷がついて、ショートしたのかなというふうな思いでニュースは見ていましたが、委託業者とか一部事務組合についても、業務を止めると住民に大変な被害が数日間にわたって及ぶと思いますんで、このあたりの配慮もよろしくをお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 民間はやっぱ業務が限られておりますんで、行政は多岐にわたる、そういった公共的な福祉というものもあまりありませんので、立ち位置が違うか分かりませんが、一部事務組合の場合はつくっております。そうした公共サービスございます。当然、水道もつくっておりますし、やっております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 分かりました。

それでは、2問目に行きます。

全国民の戸籍の氏名に振り仮名の記載を義務づける改正戸籍法が、令和7年5月26日に施行される。新制度は半年後の実施だが、周知がほとんどされていない。本籍地の自治体から振り仮名を記した書類が届き、間違っていたら修正を申し出る仕組みとなるようだ。自治体のデジタル化に伴う措置と考えられます。

戸籍事務を担う担当部署は、振り仮名の届出での受付体制はできているのか。処理を要す相当数の発生があるのではないか。

出生届は、当然、振り仮名を明記しなければならない。届出には再考を要するものが提出される可能性も大きい。この対応は難しい。指摘すると、トラブルの原因となりそうである。

学校においては、名簿に全てルビを記入し、名前の読み違いを防ぐ必要がある。もう現在もされているかも知れませんが。先生にとって、昔はよかった。今は読めない字が多過ぎる。名前だけでも今後ますます先生にとって負担となり、苦勞するようになりそうだ。

町長、教育長、お二方、よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えします。

まず改正法に関する規定の周知についてでございますが、この改正法は令和5年6月9日に公布され、これにより、これまで戸籍に記載されてこなかった氏名の振り仮名が、令和7年5月26日の施行日から戸籍の記載事項に追加されることとなります。

現在、国は、施行後の手続きに関する届出、通常使っているものと違う場合の届出の方法でございますが、そういった場合について、市区町村の窓口での届出、郵送での届出、マイナポータルによる方法、今現在、3つの種類を示しております。しかし、届出の取扱いの詳細などはまだ明確にされていない状況であるため、現時点では町民の皆様への周知は控えております。

今後、国の方針が確定次第、町の広報や回覧、ホームページ等を活用して速やかに周知を行ってまいります。

次に、振り仮名の届出受付体制についてでございますが、本町における本籍人は約2万人でございます。

本町では、施行日となります来年の5月26日以降に、戸籍に記載される振り仮名の通知を発送する予定となっております。これを受けられた方は、この通知書に記載された振り仮名が現に使用されている読み方と異なる場合には、届出をしていただくということになります。現在、通知書発送後のこうした届出件数を少なくしようとするために、住民票の勘・促音等の表記チェックを現在行っているところでございます。

次に、受付対応についてでございますが、通知書の発送後1か月から2か月程度は届出の提出やお問合せも多いと考えておりますが、住民基本台帳のデータを基に作成いたしますので、多大な業務が発生するということは考えておりませんで、件数も限定的であると考えておりますので、特に別会場設けなくとも、通常の窓口対応で可能だというふうに考えております。

最後に、判断の難しい事案に対する対応についてですが、一般的に認められていない読み方かどうかの審査基準について、一定の基準は示されてはいますが、詳細は現在、国において調整中でございますので、これが示され次第、国の指針に基づいて受付事務を行ってまいります。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 子どもの名前とその読み方に関わる御質問にお答えをいたします。

我が子の命名に際しましては、親や家族等の願いや様々な思いが込められており、それぞれの名前は最大限尊重されるべきものと考えております。

現在、学校におきましては、就学者名簿等に基づいて各種帳簿が作成されており、これには振り仮名も併記されておりますので、これを基に、読み間違ふことのないよう留意する必要があると考えております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 本町に本籍人は約２万人ということですから、２万人分の書類が作成されると。郵便料金が上がったばかりですから、世帯とか送り先の住所が一緒の場合は、経費節減のために、まあ２部なり３部、そりゃあ多いほどまとめて送れば郵送代が節約できますが、こういうあたりは１人１通でばらばらで送るんでしょうか。まとめるんでしょうか。また、送ったら、修正処理をする必要がありますんで、修正で返ってくるようなものがどの程度見込まれておるか。

だから、まとめて送るのか、そのあたりと、修正を要求するようなものが返ってくるのは幾つぐらいを想定されているかという質問です。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 送付先につきましては、原則として筆頭者宛てに送ることになります。ですので、ある程度まとめることが可能だと考えております。

それと、あと、返ってくる件数についての見込みなんですけど、筆頭者の人数から考えて、１万５,０００件程度と見込んで想定しております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 送るときもかなり労力といいますか、人数取られるんだと思うんですが、返ってくるのが５,０００件ということは、５,０００件の修正があるということになります。通常の職員でその処理が可能なのか。あるいは、何らかの人手が不足するんでよその担当課から応援の職員を持ってくるなり、アルバイトあるいはパート、こういうあたりで人手を賄うのかというあたりも質問します。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 先ほどの質問の答えの訂正にもなるんですけど、先ほど言った１万５,０００件というのが、最大１万５,０００件ぐらい。当然、返ってくる、手続が必要になる件数につきましては、振り仮名の修正が必要な方のみ返送というか、手続が必要になりますので。

今、送付する振り仮名データが、住民基本台帳のデータをベースとして通知する予定としております。住民票の振り仮名が基本になりますので、通常の住民票の交付事務の中で、これまであまり修正とか不具合が出た事例、ごくわずかでございますので、さほど多く修正が必要になる件数はな

いというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 私は、よく言われるキラキラネームというのがどういうもんかよく分からないんですが、来年のこの改正で、キラキラネームの歯止めといいますか、このあたりはどのようになるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 今、示されている許容範囲というのが、漢字の意味と反対の意味の振り仮名は駄目であったりとか、一定程度そういうものは示されてはおるんですが、キラキラネームについて特に今のところ示されているものはございません。現在、その辺の基準についても、国のほうで協議されているところと思いますので、それを待って対応していきたいと考えております。

ただし、既に住民票のほうに記載されている一般的にキラキラネームといわれるもので、今使われているものについては今後もそれを尊重するということで通知が来ております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 分かりました。

それでは、最後の３問目、とりあえずやってみようじゃないか、４点挙げてみましたが。

１、ＪＲ利用旅行者の利便性向上のため、有料駐車場設置を。

以前、神田議員も、利用者あるいはＪＲの増収のために駐車場をというふうな質問されたと思うんですが、私、この３月議会で田布施駅の有人化と周辺活性化の質問をしました。トイレや駅舎の結論を待っていたら、日が暮れるぐらいまで、結論が出るまでかかるんじゃないかと。駅に一番近い、勤務する職員が止めていた一等地が、無人駅となり空いていますんで、何とか有料駐車場、無人で管理できるような、コイン入れれば動作するような機械の設置はどうなんだろうという思いでこの質問をします。

２としては、居住者のいない町営住宅の解体撤去をと。

これも３月議会で、長田、名倉の住宅の建て替えは、将来の負担とかあるいは民間事業者の経営の圧迫とか、そういうふうなのを考えて、計画中止を望みました。

現実には、人の住んでいる棟と人の住んでいない棟があります。人の住んでいない、入居者不在の棟は、長田、名倉、波野団地北、いずれも撤去して更地とすれば、災害時の巨大ごみの置場になったり、あるいは今度交流館の駐車場のところへ計画されていますトレーラーハウスなんかを、場所によっては止められますので。

それと、今日の神田議員、内山議員の中でも、国からの補助金を何とか利用すれば、防災という名目で、このあたりは何とかお金が予算化できるんじゃないかという思いで2番の質問。

3番は、新たに舗装される図書館前駐車場は植樹を考えてみるというふうに、たしか9月議会で町長が答弁されたように、私、記憶しとるんですが。

植樹するんなら、落ち葉の問題があるんで、低い木のほうが管理はみやすいんですが、植えるんなら、田布施川のところは桜ということになっていますんで、河津桜を植えたらどうだろうかと。もし河津桜を植えれば、上関に土曜・日曜・祝日——平日も行かれるでしょうが——休みの日に行かれると、狭い道路も混みますし駐車場も混みますんで、田布施のところに何本か河津桜が咲いたら、田布施でええじゃないかと。それで、道の駅で買わんでも交流館があるじゃないかということで、移住者の奪い合いをすると同じように、桜見物客の一部を、上関にやらずに田布施に回してもらおうということも可能じゃないかと思って、3番目の質問をしました。

4番目は、リカレント教育、社会人の学び直しの時代と。

社会人の学び直しには、リカレント教育とリスキリングがあるんです。私の感覚では、日本語に直せば両方とも社会人の学び直しなんですけど、リカレント教育のほうが自主性といいますか、自ら進んで新たなものを身につけていくという、そういうふうに私は、違っているかも分かりませんが、理解しております。

自主的なリカレント教育で、年々、年を重ねても活躍できる人材となり、再雇用もしやすくなるんじゃないかと。田布施町、定年がありまして、その後また再雇用という、そういうふうなんもありますんで、田布施町は職員のリカレント教育をどのように取り組んでいくかということをお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目は、田布施駅隣接地の有料駐車場についてでございます。

これまで、議員の皆様から、田布施駅の改修及び駅周辺の再開発等につきましては、いろんな意見をいただいております。今回は駅臨接地のJR所有地の活用について御提案いただきまして、ありがとうございます。

こうした駅再開発等につきましては、JRが今後計画される2028年からの田布施駅改修計画に合わせて、駅の臨接地等を活用し、地域活性化の取組ができないか、情報等も十分収集する中で、町としてJRや関係機関とも協議してまいりたいと考えております。

なお、この11月15日に公有財産活用ワーキンググループから町内4か所の町有地の現状分析

や利活用方法について報告書を受けました。このワーキンググループの報告を受け、来年度行います調査や方向性について関係課に指示を出しているところでございます。

議員御提案の駅臨接地のＪＲ所有地の整備につきましても、ＪＲとの協議となりますが、引き続き協議検討してまいりたいと思います。

次に、２点目でございますが、居住者のいない町営住宅の解体撤去についてでございます。

入居者不在の棟の撤去についてですが、単純撤去となると、起債がかかりましても、交付税措置等がないため、全て田布施町の財源支出となってまいります。

しかしながら、建て替え事業等と合わせて行うことで、国の補助金等を拡充できますので、次期長寿寿命化計画に向けて今後検討してまいりたいと思います。

３点目は、新たに舗装を予定しております田布施図書館前駐車場にカワヅザクラを移植してはとの御提案でございます。

この件に関しまして、９月の定例会で、中央南町有地舗装等工事として補正予算の御提出をいただきました。

その中で、緑地ゾーンの整備について御説明申し上げましたが、当初予定しておりました遊具の整備につきましては、安全対策上設置することは難しいことから、緑地ゾーンには植樹とベンチのみの設置ということに現在に変更いたしております。

その植樹についてどのような木にするかは、現在、専門家の御意見もお聞きし、管理等も検討しながら進めておりますが、そういった御意見でございますので、検討はさせていただきます。

最後に、４点目は職員のリカレント教育についてでございます。

リカレント教育という言葉が注目を集めているようでございますが、詳しくは存じておりませんでした。調べてみますと、リカレント教育とは、学校教育を終えた社会人が、その後も生涯にわたって学び続け、就労と学習のサイクルを繰り返していくことを指すもので、働く個人が能動的に学ぶことを示す概念と言われております。同じような意味合いのリスキリングとの違いは、誰が指導して行うのかということになるかと思います。

お尋ねの職員への取組でございますが、職員自らが自己研さんで資格取得をすることはありますが、リカレント教育やリスキリングの取組は現在行っておりませんが、また検討をさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） １番ですが、無人の駐車機というんですか、これが設置されると、ちょうど岩国空港から飛行機で行ったような人も、中には駅のすぐ横に車が止めれば、ＪＲを

利用するよというふうな方も出てきそうな気がします。広島とか福岡辺りにも、車で行かんでもＪＲで行くよという、一つＪＲの増収策にもなりますんで、ぜひとも機会があればＪＲの担当者と話をしてもらいたいと思います。

田布施駅の改修計画、２０２８年ですから、これを待ちよったら、私が書いていますように、本当に日が暮れてしまいますんで、何とか担当者と話す機会を見つけてもらって、進めてもらったらと思います。

植えるのは桜がいいというのも言いましたが、植樹については専門家の意見を伺いながら検討ということですから、ぜひともカワヅザクラもお願いしたいと。

それと、伊村議員が、馬島との桜の二刀流ということを言われましたが、私は田布施川の桜と近隣公園の秋の紅葉、黄色と赤ですから、イチョウとモミジに代表されるんじゃないかと思うが、近隣公園の山の斜面に秋の鮮やかな色がつくような、春は桜、秋は紅葉という、こういう二刀流をぜひともお願いしたい。馬島も桜で私もお願いしたいと思います。

頂上に桜を植えると、苗木が小さいうちはええでしょうが、木はすぐ大きくなりますから、上っていく道沿いに何とか植えれば、桜を見ながら頂上へ上がっていくというのは、大変心が晴れるという気がしますんで、私の二刀流は紅葉ですから、これもよろしくお願いします。

今回の最後の質問ですが、資格リカレント教育で、新たなスキルを身につけて、自己研さんし、町役場の職員、定年まで働かれる方がほとんどですから、いろいろな資格を挑戦し、身につけてもらって、それがいざというときに役に立ちますんで、何とか教育のリカレント教育の推進と、防災のときに大変役立つと思いますんで、補助制度を含めて、教育の推進をお願いしたいと思います。

以上で、私の３問の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、高月義夫議員、どうぞ。

○議員（７番 高月 義夫議員） それでは、一般質問させていただきます。

まずは、先ほどからいろんな資格の話が出ております。私も建設機械、大半持っておりますので、どうぞいざというときには声をかけていただけたらと思います。

それでは、通告に従いまして、一問一答形式で２問質問をいたします。どちらも東町長、お願いいたします。

まず１問目、魅力あるまちづくりへの取組についてです。まちづくり全般を質問いたします。

本年４月、民間有識者グループ人口戦略会議から消滅可能性自治体に初めて指定されました。民

間団体での指定ではありますが、このままいけば町の人口減少は急速に進むと思われます。指定されようがされまいが、人口減少は町にとって大きな問題であります。この指定により、より一層の努力が必要だと私は感じました。

10月、総務文教委員会で、福岡県東峰村と香春町に視察に行きました。

東峰村では、過疎化の中、ケーブルテレビを使つての村民の相互理解や村民の手による自主的な番組制作を通じ、より密接な、そして楽しく過ごしながらイベントの計画をし、村外の人との交流・関係人口の創出に力を入れられておりました。

香春町では、今回、消滅可能性自治体からの脱却をされました。前回指定されたとき、まちづくりを専任で行うまちづくり課をつくり、財政、管財、地方創生、企画、地域つながり、移住・定住までワンストップで各課の取りまとめを行い、総合的な専任の部署を創設されました。

まちづくり課を中心に魅力あるまちづくりに取り組み、足りないところは地域おこし協力隊を計画的に募集し、移住などの相談窓口となったり、駅舎を利用しての町民が集う場づくりなど、様々な取組の中で行政と住民との距離を縮めた結果が、消滅可能性自治体からの脱却になったと感じました。

そこで問います。

1、消滅可能性自治体に指定されたが、どう受け止められましたでしょうか。

2、我が町では、総合的まちづくりを行う課はどこでしょうか。それは専任でしょうか。

3、まちづくりに携わる地域おこし協力隊を計画的に募集してはどうでしょうか。

4、あの本が手に届くまちづくり連携協定のプロセスと予想利用者数を教えてください。

5、私は議員になって最初の一般質問で町長へ質問したものです。任期最後の質問として、再度町長へ質問をいたします。町長の思い描く10年後のふるさと田布施の未来像は。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

1点目は、消滅可能性自治体をどう捉えるかということでございますが、深刻な問題ということで、やはりいろんな諸施策がありますんで、それを全力で進めていかんにやあいけんということで、真摯に取り組んでおります。

そういったことがありますので、お答えをさせていただきますが、人口減少は日本が抱える宿命的な課題であり、解決のための特効薬はなく、国、県、市町が一体になって、そして国民も一体になって、長期的な視点に立って、できることから一つずつやっていくことが必要と考えております。

本町といたしましても、人口減少の中で、高校生までの医療費の無償化など、子育て世代への支援を最重要施策として、少しでも人口が減少する速度の抑制を図るため、でき得る対策を限られた財源の中で取り組んでいるところでございます。

今後も、環境的に優れた良質な住宅の提供や移住の促進等を進めるとともに、にぎわいのあるまちづくりを一つ一つ丁寧に行うなど、社会増に向けた対策にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の総合的なまちづくりを行う課はということでございますが、まちづくりはどの担当部署も、その権限・責任で田布施町のまちづくりに取り組んでいるものでございます。

その前提でのお話してございますが、総合計画や地方版総合戦略の策定に係る事務や施策調整、財政については企画財政課で行っております。

御質問の際に例示されました具体的な施策について言えば、本町の場合、総務課、企画財政課、経済課になろうかと思いますが、まちづくりは全ての課が関わるべき課題だというふうに認識しております。

御質問の専任、専課で取り組んでいるのかとのことでございますが、本町の場合では少ない職員数の中で、課や係にとらわれず、皆が情報を共有し、様々なアイデアを出し合い、まちづくりに取り組んできたところでございます。言い換えれば、全員で関わっていると思っておりますし、様々な新しいイベントも企画してくれますし、街ガチャなど他市町にないものも積極的に提案してくれており、今後も職員と一緒に頑張っていきたいというふうに考えております。

次に、3点目の地域おこし協力隊についてでございますが、取り組める施策も地場産品の開発からPR、農林水産業への従事、住民の生活支援など幅広い分野にまたがっており、これまでも田布施町においては、平成25年から施策に応じて採用してきており、現在は1名の採用となっております。

地域おこし協力隊を計画的に採用してはということでございますが、地域おこし協力隊も、昨今では採用が非常に難しい、人手不足の状況ではありますが、取り組みたい意志を明確にされた熱い思いがある方に、田布施町に来ていただきたいと考えておりますので、受入体制をしっかりとつくり、具体的な課題の解決、施策の推進をもって採用を行いたいと考えております。

また、外部人材の活用という視点であれば、現在活用している地域活性化起業人や国が設けている地方創生人材支援制度など、様々な仕組みと併せて外部人材の活用を進め、まちづくりに取り組めればと考えております。

次に、4点目のあの本が手に届くまちづくり連携協定についてのお尋ねですが、先般11月に大

手出版取次会社の株式会社トーハンと締結を行いました。

目的は田布施図書館を中心に読書文化の醸成を推進し、本を起点としてのまちづくりに取り組もうというものでございます。

このたびの連携は、書店がなくなって久しい田布施町に、株式会社トーハン側からのお声がけがあったものでございます。

株式会社トーハンは、書店が全国的に減っている現状の中、より多くの人に本に触れるきっかけづくりを進められるということで、こうした取組は田布施町が初めてでございましたが、その後、福島県の自治体とも同じような連携協定を締結されたと聞いております。

田布施町としての具体的な取組については、まず図書館まつりなどのイベントでの協力をお願いすることとし、現在、どういった取組ができるか、準備を進めているところでございます。

加えまして、田布施図書館に来館していただくことで、新しい本を買うことができるような新たな仕組みづくりにもつなげていけるよう、現在、調査・検討を進めているところでございます。

お尋ねの利用についてでございますが、本を何冊売ろうかということで、最初から考えておりませんので、まずは読書に対する町の姿勢をPRさせていただいて、具体的なものの中から株式会社トーハンのお力をお借りして、できるものから進めていきたいと考えております。

こうした新たな取組により、今まで以上に来館者が増えることにより、田布施は頑張っちょるねといった、田布施によいイメージを持っていただくことが、効果があるのかなというふうに思っております。

最後の質問でございますが、世界情勢をはじめとして、10年後はもちろん、5年先も見通すことが困難な急激な社会変化が起きている時代でございます。

これまで答弁しておりますとおり、人口が減る中でも住民の皆さんが、にぎやかで、安全・安心を感じることができ、楽しく仲よく暮らすことができる町の光景をつくっていくことが、人口問題をはじめとする課題の解決につながればというふうに思っておりますので、そうした未来を目指してまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。おっしゃるとおり、答弁でございますとおり、人口減少対策というのは一足飛びに効果のある対策はないと私は思っております。最後の10年後の将来像、未来像についてお話しいただきましたけれども、いろんな、住民が楽しく暮らしやすい町にすることが人口減少抑制の一端になるのではということをお自身も感じるところでございます。

この人口減少、移住・定住、そういったところで選ばれる町になるということはどういうことかということでございますけれども、移住には大きく2つあるのかなというふうに思っております。1つは仕事の都合、そういったもので移住してくる。昔でいえば、新日鐵や武田薬品が光にありまして、その影響で田布施町に多く居住される方が増えたということもございました。

そういった移住というものがある反面、環境のよさにひかれて移住してくる、町のよさというものが大きな要因となってその自治体を選ぶというようなことが、今現在では多く行われているというふうに感じておるところでございます。

そういうふうな町になる、いわゆる町長が描かれた10年後の田布施町になるようにするには、どういったことがこれから必要になるかということでございます。そういったこと、その未来像に向けて、今の田布施町がやらなければいけないことというのは、どういうふうなことをお考えでしょうか。ちょっと漠然したことではあるんですけども、ちょっとお話いただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 本当、全てのことに真摯に取り組まなければならないと思います。

しかし、この人口減少の中で、消滅という言葉で、上から目線で言われるような時代になってきますと、なかなか立ち位置が難しい時代になってきたなというふうに思います。

そうした中、やはり思いますのは、人口を少しでも減らないように、増やせば減らんわけですから、長寿命、長生きをしていただくということと、子どもさんを、やっぱり2人から3人、3人から4人と生んでいただかない限り、人口というのは移住・定住策も結局取り合いなんですよ。どこから取ろうという話でいくと、施策的には行き詰まるんじゃないかと、私ですね。どこか勝ったところはぐんぐんいくのかも分かりませんが、日本、私が首相であれば、あまりそういう施策は通知をしたくないなという気がします。

ですから、田布施でいきますと、本当に新しい環境のいい住宅提供が、この近隣の都市部にはないような住宅環境が提供できる、それも安く、そうすると、学校も近くにある。ですから、できるだけ4校の小学校というのは維持していきたい。そういった中で、田布施町は、非常にコンパクトでございますので、真ん中に役場とか保健センター、商工会とか、こういう場があって、のりーねも、今から開始しますけれども、非常に住みやすいねというのを実証していかないといけないのかなと思います。

やっぱり独りよがりと言っても誰も評価してくれませんので、住んでいる方が住みよかったねというふうに言っていただけるように、本当、教育から、子育てから、保健から、健康から全てやっていかないといけませんし、特に気になりますのは、今、学校の部活動移行とか、子どもたちが、

私が小さい頃享受していただいた田布施町のよさがつなげていけるのかなというところに、非常に不安がございますので、そういったところへは本当に町としても、応援いただける方、サポートして、子どもたちがよかったねというふうに。今ミニバスも強いですし、ダンスチームも全国制覇しましたし、非常に子どもたちも頑張っておりますので、田布施っていいねというふうに言っただけのようなことを、子どもたちも頑張っておりますので、私たちもね、行政のほうもしっかりと応援していきたいなと思います。

お答えになっているのかどうか分かりませんが、全てのことが、やっぱりここがいかんねというのがあると、やっぱりよくないと思います。ですから、いろんな方がいらっしゃいますので、痴呆症の方もいらっしゃいますし、病気を抱えられたお子さんをお持ちのお母さんもいらっしゃいます。そういった方が、全て田布施って優しいねというような町になるような努力を続けていくことが、一つの考え方かなというふうに思っております。

しかし、現実では予算査定の中で、7年度どういった事業をするかというのを、もうせんにやらん時期になってきておりますので、結果が出るような事業を優先的に、しょうがないんですけども、優先的に実施させていただく中で、高月議員がおっしゃるような、質問いただいているようなまちづくりにつながればということで、予算編成を今後も一生懸命取り組みたいと思います。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ともかく一歩ずつこつこつということではあるわけですが、そこにはやはり大きな指針といいますか、優先順位というものが予算の中にはあると思うんです。

で、よく聞くのが、いろんな要望というのが地域から出てくるわけですが、なかなかやっちゃもらえんという声をよく聞くんです。事情として、非常に私もよく分かるんで、いやいや、予算があつてねということと言うんですけれども。ただ、一般町民にはそういうことが分かりません。お願いしているのを、何年もずっとほったらかされているというような気持ちというもの、その中にはあるわけです。

私が思いますのは、議会も同じなんですけれども、町民に対しての報告会というか、そういうふうな状況、今こういう状況なんだと、例えば今、子育てにともかく力を入れなきゃいけないから、少し待ってほしいというような報告会というのが、やはり必要なのかなと。議会も何一つやっております、今のところ。

そういった、よその市町をいろいろ見聞きすると、そういう定例的な報告会というのをきちんと

やっていたらいい。今後の予算がどういうふうになっていくのかというのを理解いただいて政策を進めるというようなことを、しっかりやっていたらいいところがございます。そういう理解を得ながら進めていくというのが、大事なところなのかなというふうに感じているところでございます。

実は、移住・定住策ということでいいますと、岡山県の奈義町というところがございます。そこは、令和元年に特殊合計出生率が2.95というような、かなりの高い水準を出しているところであります。ここは田布施町と同じで、合併のときに単独町制を選んだ町であります。

ここがされたことというのは、まずは町をこれから発展するには、子どもであり、それから子育て世代であるということで、そちらに重点的に予算を配分するようなことをやってこられました。

ただ、その前に、地域住民への、その町の覚悟というか、そういったことをしっかり説明をしてまいられたということを、当時の担当の方がおっしゃっておられました。やはりそういうふうなことをして、町全体で子どもたちを、それからその施策を支えようというような雰囲気というものを持っていていっていい。その成果がそういうふうに出てきたんだなということも感じるわけがあります。

そういった事例、いろんなところでそういう事例ってあるんですけども、そういったこともしっかり学びながら、うちの町でできることを取り入れていかなきゃいけないんだなということも感じております。

その、奈義町の方がおっしゃるには、子どもやそれから子育て世帯が増えるという、この町を選ぶということは、高齢者も住みやすい町になっているということをおっしゃっております。

そのような大きな転機、決断のときなのかなと、今、この消滅可能性自治体に指定されて、これからやっていかなきゃいけないことってというのは、そういうことなんだなということも感じております。

香春町でも、同じようにその決意を持って内部の改革をして取り組まれたということであります。やはり、その決意を住民の皆さんにも示して、今この危機、いわゆる危機だと思うんです。この危機にしっかりと町全体で取り組んでいこうというようなことを醸成していくのが、まずは先決なのかなというふうに感じております。

いろんな政策、一つ一つの政策がございますけれども、その中で先ほどの本に関して、あの本が手に届くまちづくり、具体的に連携事項としてはホームページに3点上がっております。

読まさせていただいて、ちょっと内容がよく分からない。だから、想定する利用者数はというような質問を出したんですけども、この3点、もう少し詳しく、先ほど町長から答弁ございました。

けれども、ちょっと限定されたものでしたので、この連携事項の3点をちょっとかみ砕いて御説明
いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 今回の連携協定につきましては、内容的には具体的なものではなくて、あくまで包括的な、田布施町とトーハン出版さんのほうで、本を、読書を推進していくという、進めていくという、そういう意思をお互いで交わしたというものでございます。

ですから、正式に何か事業を行うとなりますと、また個別個別のトーハンさんとの話合いというか、必要によって契約の締結とか、そういうことになるかと思えます。

トーハンさんのほうから、具体的ないろんな、こういうことをしていったらどうでしょうかという個別的な御提案は、実際にいただいておりますけれども、それを具体的にどう進めていくかということとは、これからのことでございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） トーハンですけれども、私は本を買うのに「h o n t o」というサイトを利用しております。これは、全国の本屋さんが連携して大きなサイトをつくっていらっしゃるんですけれども、これを束ねているのがトーハンです。そこで試しているのも、今回トーハンということで、実はこのニュースというのはテレビで一番最初に知りました。こういうことをやっているんだということで、ちょっと驚くと同時に、何かそういういろんな意味で期待をすごくしているんですけれども、今まだ決まっていないというような状況ということでございます。

想像では、というか、いろいろなほかの方と話をするのに、どうも図書館で本を売るんだみたいな、図書館に注文したら本が入るといような話も出たりしておりますので、できるだけ早くどういったことをするのかという情報は、出したほうがいいのかというふうに思います。そういうふうなものが必要じゃないかなと、勘違いのまま進んでいくと大変なことになりますので、そういったことは早めに取りまとめて案というか、こういったことをしたいんだという、何か方向性だけはしっかり出していただけたらなというふうに思っております。連携事項の中で読むと、何か漠然とはしておりますけれども、本をとにかく田布施町に持ってきてもらえないかみたいな感じでありますので、そういったことも一つお願いできたらというふうに思います。

あと、あの本が手に届くまちづくり、題材がそうですんで、多分本が来るんだろうなというふうな気がしたわけですが、これは今、所管はどちらの課になるんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） トーハンさんとの連携協定につきましては、企画財政課のほうで

やっております、トーハンさんから御提案をいただいたのもこちらで受けておりますけれども、恐らく図書館の拠点中心にということになっていくので、社会教育課のほうとしっかり連携を取りながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ぜひ複数の課にまたがるということは、いろんな調整が必要であろうかと思います。いろんな政策も同じなんですけれども、その横の連絡というのが非常に必要だなということも、いろんなことを通して感じております。

だから、総合的な課が必要じゃないかということを提案しておるわけです。もしくはコーディネーターさんを入れるとかいうような、何か方向性をしっかり導き出すための方策というのが必要じゃないかなというふうに思います。

いろんな政策が出るんですけれども、どうもその政策が単発で終わっているような気がすごくして、それが総合的にまちづくりに結びついて、多くのことができるというようなところへ持っていければなというふうにすごく感じながら見ているわけでございますけれども、そういったところ、隣の平生町では、コーデさん、コーディネーターさんが内部にいる。また地域振興課ですか、新しいそういう地域を束ねる課というものをつくっておられます。そこでいろいろ今活動されておられますけれども、そういった何か、やはり消滅可能性自治体に指定されたというのを契機に、田布施町こういうふうに変ったんだよということがやっぱり必要なんじゃないかな。で、今までどおりだと、やはり今までどおりなんだろうなというような気が非常にするわけでございます。

そのあたり、しっかりと、まあ提案しても私はできないんですけれども、いろいろ御協議をいただいて、進んでいっていただきたいというふうに思っております。

この田布施町をよくしたいというのは、執行部のほうも、また議員のほうも、皆、総意の思いであらうかと思うので、そういった何か変わるものというのを、やはり多くから学んで、取り入れて、変わっていかなくちゃいけないというふうに感じております。

そのいろんな自治という面では、私が忘れられない方というのがいらっしやいまして、鹿児島県の鹿屋市というところでございます。そこに柳谷集落というところがありまして、通称「やねだん」というふうに言われておりますけれども、その自治公民館の館長さんでした豊重哲郎さんという方がいらっしやいます。この方はやねだんというものを全国に名をとどろかせた方でございます。何をされたか、補助金に頼らない自治というようなことでして、自主財源をとにかくつくって、いろんなことをやろうということで作られた方であります。

実は、今の石破総理が地方創生の担当大臣のときに、1泊2日でそこにお泊りになられて、その

集落を体験されておられます。その集落というのは非常に、どういいますか、うわさでは聞いていたけれども、信じる事ができなかったというふうにおっしゃっております。実際に行って泊まってみて、そこを感じて初めて分かったというふうにおっしゃっておられました。

そういったところも、やはり今そこでは故郷創世塾というのを、鹿児島県鹿屋市両後援で年に2回開かれておりまして、基本的な考え方ですね、地域というものを、まちづくりといった、そういったことをずっとやっていらっしゃるわけでありまして。現在、1,322かな、の方がそこを受けられて、全国に散らばり、まちづくりに精を出されていらっしゃるということでございまして、ともかくいろんなことを知りながら、その中で田布施町が何ができるか、そういうものをしっかりと取り組んでいかなきゃ手遅れになるなということを非常に考えております。

先ほど町長もおっしゃいました、取り合いじゃない、まさにそうなんです。その自治体がいかに魅力ある自治体になるかで、選ぶのは皆さんであると。その中で、田布施町が選ばれるのは非常にありがたいことでありますし、また、魅力あるまちづくりを、つくるということは、町民にとっても非常にありがたい、うれしいことであろうかと思えます。地域づくりというのは、根本は文化の向上だなということも、私、すごく思っております。

そういう一端となる本の奨励というか、非常にうれしいことでありますし、しっかりその辺もお願いできたらというふうに思います。

あともう一つ、お話の中に出ました街ガチャでございます。議会の説明で、こういうのをやりますということと、あとこれは町にとっては費用がかからないことだというお話をいただきました。

各イベント、たくさんイベントがあるわけですが、そのときに必ず見るのが、企画財政課の方がそれを持ち込まれて、一生懸命販売されていらっしゃる姿でございます。

ただ、あれはいかんせんスマホで、スマホ決済でございまして、現金で買えないということで、御自身のスマホで、現金をいただかれて、御自身のスマホでそれを決済するというようなこともされていらっしゃいます。大変な御苦勞をして販売されておられるわけでございます。

今、実際どのくらい販売されているのかということをおちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 本格的に販売を始めたのが、岸辺のステージのときでございますけれども、それから公民館祭り、先日の駅伝とかにも回ったんですけれども、今500を超えたところでございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 大変な御苦勞をして販売されていらっしゃるというのを実感、見

させていただいて非常に感じております。そこまで一生懸命やられていらっしゃるというのは、販売業者の方は御存知なのかなというのが、非常に気になっております。ここまで田布施町、これ頑張ったよというのは伝わっておるんでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） すいません、ちょっと訂正ですけども、500を超えたと申しましたけれども、在庫からみて一応500、それぐらいの程度というふうに御理解いただけたらと思います。

これについては、コンピューターのほうで、クラウド管理しておりまして、当然、業者のほうにもそのデータというのは回っています。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） まずは、結構出ているんだなという印象でございます。

ただ、心配しておりますのは、担当されていらっしゃる方が、体を壊さないのかなというのを非常に心配しております。その辺は、どうぞ御自愛いただいて当たっていただきたいというふうに思います。働き方改革が叫ばれている最中ですので、そのあたりお願いしたいと思います。

あと、今日、公園というような話も中に出たと思うんですけども、実は子育てということで、子どもの遊び場、都会では児童公園、かなりの数ございます。都会に行くと、いろんなところで公園を見るんですけども、田舎では大変少ないです。田布施町も、そこまであるというふうなところではないと思いますけれども、児童公園というのは必要、子どもが自由に遊べる公園というのは必要であろうかというふうに思っております。

また、都会から越されてこられる方の中には、そういうふうなものもやはり選択肢の一つになっているのではないかなというふうに思うわけです。

先月、町民の方から町長へ提案されたプレーパークというのもその一つでございます。子どもが自己責任で、園内で自由に遊べる。泥んこになっても、木登りしても、木で物を作ってもいい、そういう自由な公園というのが、今、結構都会で多く造られております。山口県でも不定期ですけども、開かれているところが3か所ほどあります。そういった公園をぜひ田布施町でも造りたいというようなお声でございました。

大変すばらしいなというか、子どもがなかなか自由に遊べるスペースというのは最近なくなってきております。時間があれば公民館に集まって、公民館、Wi-Fiがある、城南の公民館には子ども来ないんですけど、麻郷の公民館だと子どもさんが集まって、Wi-Fiがあるのでゲームをする。時間過ぎてもゲームをするというのをよく聞いております。

そうではなくて、やはり外でそういう遊べるスペースというものを造っていかなきゃいけないんだなというのを非常に感じておるところでございます。

東京の国分寺市というところに、プレーパークがございます。ここは、子どもゼロ歳児から18歳まで、集まって自由に遊べるスペースというものがございます。中高生向けの夕暮れカフェ、夕方にはカフェを開いて、中高生が集まっていろんな話ができる。また、土日には土日カフェといって、その親御さんたちが集まっていろんな話ができる。そういう居場所づくりというものをされております。

田布施町には、なかなかそういう居場所づくり、居場所というものができておりません。家庭教育支援のほうでも、たのじカフェといって、ポコ・ア・ポコ、平生のほうで今、2回開いておりますけれども、まだまだ宣伝が足りていないというのものもあるんですけれども、参加者はごく限られた方になってきているというようなこともございます。

気軽に寄れる場所に、先ほど空き家のいろんな問題も上がっております。そういったものを利用してできれば、非常にありがたいなということを思うわけでございます。

親御さんは親御さんで子育てで悩まれ、その悩まれるお母さんを見て、子どもがまた悩むというようなことが繰り返されております。そういった子ども同士、大人同士、話せる場というものを創出することを何とか町でお考えいただけないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今おっしゃいました子どもの居場所づくり、これ直接、こういった公園がほしいなというふうな要望をいただきました。これ、大変いいことだろうと思うんですが、ちょっと一つ気になるのが、やっぱり誰かが管理しないと、あそこにおった子どもはどこに行ったんだという、誰か連れていったよとかいう話になるといけませんので、誰かが上から管理して、子どもはその意識がなくて、遊ぶという、子ども本来、自分たちの遊びでという。だから、大人がここに関与すると、子どもの、本来の昔からいう遊びにならないということがあって、都会にそういった場を提供するというところでやられております。

そういうことも存じておりますが、いいことだと思うので、ちょっと気になるのは、やっぱり誰かがどこかで管理しておかないと、やっぱり勝手にどうぞっちゅうて町がやるわけにはなかなかいかん、そこをどうするのか。

だから、移動で、月何回とかということであればと思うんですが、常設のという御提案でございましたので、そうすると場所をどこにするかということになってくると、なかなか名案が浮かばなくて、今いろんな交付金等ありますから、使いりゃせんかなということで若干考えてはおりますが、

内山議員とかも言われましたが、松田議員も言われましたこの辺の公園とか、環境整備を含む、そういうものが、イベント広場みたいなのは造ろうと思うんで、そこを少し仕切って、子どもたちだけでということで管理して、可能かどうかというのは考えておりますが、ちょっと具体的になっておりません。

それと、先ほど奈義町の話がされました。町長さんと親しくさせていただいております、よくお話も聞きます、B & Gがあるもんですから、いろんな研修会行くと、必ず私のところにいらっしゃるものですから、お話を聞きます。

本当にすばらしい、やっぱりかなり時間をかけて丁寧にやられて、地域でそういった雰囲気をつくられているなというふうな実感できましたので、なかなか時間がかかると思うんですけども、参考にはさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 町長さんおっしゃるとおり、管理の面で非常に難しいところがございます。プレーパークというのは、大体よくNPO法人が管理に入っております。子どもたちと一緒に遊べながら、監視じゃないんですけど、間を取るというような方が必ず入っています。周りには必ずフェンスをするというようなこともされて、区画をされているというようなのがプレーパークの多いところだと思います。自然の中にあるのもあるんですけど、いろんな全国にはプレーパークがございまして、参考にはできるのかなというふうに感じております。

管理面で、やはり私たち住民のほうも、しっかりとその体制というのはつくっていかなくちゃいけないというふうには感じておるところでございますが、ぜひ本来の子どもの、自由な遊びというのを味わってほしいなという思いが非常にございます。そういったことで、できれば実現に向けて、いろんな話合い、まずは話合いからしっかりやっていかなくちゃいけないんですけども、していけたらなというふうに思っておるところでございます。

今、東京国分寺のプレーパーク、NPO法人さんとなつなぐことができました。あそこはたくさん視察が来られているようで、見学キットというのがあるようでございます。ちょっといただきながら、勉強していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

あと、奨学金のことでございます。國本議員からも何度となく質問や提案がございまして、今の奈義町でもこの奨学金、取り入れられております。町内に、奨学金が終わって在住してくれる子たちには、半額免除というように、制度として行われておるようでございます。

やはり奨学金、せっかくあるのに全然使われていないというのではなくて、使ってもらえるような奨学金にしていかなきゃいけないんだということも非常に思うわけです。でないと、無駄なお金

をそこに付与しているだけのことになってきますので、その辺もぜひ御検討いただけたらというふうに思います。

それでは、2問目に移ります。

2問目、自治会中心の環境維持活動からの脱却をです。

毎年、自治会主体で設定する日は違うけれども、町内一斉清掃やふれあい・クリーン作戦、班での道普請など、多くの清掃活動が行われています。

自治会へは町道の管理委託費を払い、該当する自治会・班では懸命に除草などの清掃活動がされています。

これは、総じて町の中心部より、周辺部の方が負担が大きいということでございます。周辺の自治会では、高齢化が早く、このままの清掃活動体制では行き詰るのは目に見えております。高齢化の進んだ自治会では、5年先が描けないということもおっしゃられております。

今後、自治会未加入など増えることも懸念され、自治会主体で、未加入を想定した地域づくりは考えられなかったが、今後は地域のマンパワーに頼る政策は著しく困難になってくると思われます。今後の地域づくりを根本から見直す必要があるのではないかと思いますけれども、以下の質問をいたします。

- 1、現在の状況をどう捉えられているか。
- 2、町道委託管理の自治会清掃の負担の軽減を図れないか。
- 3、社会福祉協議会が主導する各地で進める助け合い活動の活用は。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

まず、自治会とは、地域に住む一人一人が、自分たちの地域のことを考え、お互いに協力し合い、住みよい地域社会を形成するため、住民相互の親睦や共同作業、相互扶助などを図ることを目的に自主的に組織された任意の団体のことで、地域住民の皆様が、一番身近な地縁型コミュニティの中心的な存在でございます。

また、少子高齢化等に伴います地域社会の弱体化が大きな問題となっている昨今、自助、共助、公助によるまちづくりの重要性が増している中で、自治会は、住民同士の親睦、生活環境の維持等の活動のほかに、高齢者の見守りや子どもの安全対策等に取り組み、住みよいまちづくりを進める中心的な役割を担っているものと認識いたしております。

お尋ねの1点目は、現在の状況をどう捉えているかについてでございますが、近年、社会経済情

勢の変化に伴い、地域社会に対する住民の関わりが、ともすると希薄化し、日常生活における人と人との触れ合いの場が少なくなるなど、地域社会を取り巻く環境も著しく変化してきていると感じております。

毎年秋に、町内5地域で行います地域連合自治会との意見交換会の中でも、少子高齢化に伴う地域活動の継続や役員等の担い手不足問題など、種々御意見をいただいているところであり、それら課題に対し、持続可能なものにすることができかどうか、大変難しい問題であろうと考えております。

そういった中で、まず大切なのは、災害時をはじめ日常生活の中で様々な問題である環境、福祉、安心・安全、防災などに対し、住民相互が協力・連携し、自分たちの地域をよくしようとする意識を持っていただくことだろうと思っております。

地域主体で行う清掃活動や地域のお祭り行事などについては、それぞれの自治会や運営委員会が中心となって企画し、開催されていると伺っております。

地域住民の高齢化や若い世代の地域活動への参加が少ないなどの担い手不足、世話役不足等が地域活動等の課題となっていることは事実でございます。

一方で、地域のコミュニケーションの場であります清掃活動や地域の祭り行事などの開催は、住民同士のつながりや、地域力の向上に大いに役立つものだと思います。

今後も、地域の結びつきが希薄とならないよう無理のない範囲で地域活動をしていってほしいと願っております。

2点目は、町道委託管理の自治会清掃の負担軽減を図れないかについてでございます。

町道の自治会への委託管理については、今年度から自走式草刈機等の貸出しを行っておりますので、できる範囲で利用していただければと思います。

しかしながら、少子高齢化が進む中で、地元で管理できないという声も多く、今後、町直轄区間が増えることが想定されるため、維持管理費の財源の確保や、路線数の見直し等を検討していきたいと考えております。

3点目は、社会福祉協議会が主導であります各地域で進める助け合い組織の活用についてでございます。

生活支援体制整備事業で実施しております各地域の協議体は、地域で暮らす高齢者等が安心して暮らし続けるための支援策等を話し合う場でございます。

実際に支援を行なう組織ではございませんので、協議体をそのまま活用するということは、設置の趣旨とは異なると考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。なかなか自治会活動というのは、非常に悩ましい問題だというのは、ずっと認識しております。だんだん皆さん、年を取られていくんで、変化が分かんないわけです。気がつくと、もう80過ぎとるよというふうに言われるわけでございます。

そんな中で、草刈り等を一生懸命やっていただける、本当にありがたい話ではあるわけですが、もう来年は無理と言いながら、1年ごと出てきてくださる姿を見ると、何とかしなきゃいけないというのを非常に感じるところでございます。

今、自走式の草刈機の貸出しということのお話もございました。そういったところが使えるところというのはいいんですけど、使えないところもままございまして、川西地区なんかは、川の土手がどっぷり浸かっておりまして、川土手というのがないんですけれども、そこに草がたくさん生えていて、それを取ったりというようなことをしておるわけでございます。非常に、いずれにしても難しい問題であろうかというふうに思います。

ただ、やはり先ほど町長の答弁ございましたように、住民同士のつながりがやはり大きいのかなというふうに思うわけでございます。

先ほど1問目でお話ししました、「やねだん」ですけれども、あそこは集落の人口が300人、そのうち65歳以上が4割を超えている地域でございます。高齢な方は九十何歳という方がいらっしゃいますけれども、もう住民総出でいろんなことをやっていらっしゃる。御年配の方も率先して出ていかれているような、また、そういう人とのつながりで、付き合いで動くというようなことができていく地域だなということを感じております。そういったふうになっていかなきゃいけない、そういうふうになるにはどうしたらいいんだろうなということも、いろいろ考えたり。

ただ、お世話をされる班長さん、班長さんはうちのほうでは1年交代です。自治会長さんは2年というようなことでございまして、どんどん替わっていくんで、なかなかそのつながりを持つときにはもう替わっているというような状況になってしまうわけでございます。いろんな面で見直しが必要になってくるなということを非常に感じております。

助け合い組織、城南にもございまして、オレンジカフェなんかの送り迎えなんかはしておりますけれども、あと、ごみ出し等も依頼があればやるというようなことでやっております。そういう支援策を話し合う場というふうになっておりましたけれども、もう今、話し合う場から実際に動いて実践する場というふうに変わりつつあります。どういうことをしたら年配の方の助けになるか。

ただ、やはりその構成メンバーが、もう70を超えられた方がほとんどでございまして、非常にこれから先、見通すと厳しいなということも感じるわけであります。

そういう助け合い組織、今、麻里府で最初にできて、城南、麻郷、今3か所だと思いますけれども、できております。

そういった意味で、いろんな、この前第1回目の、3つの組織が集まってのいろんな意見交換会もございました。非常に参考になりました。こういうことをされているんだなということも勉強になったわけでございます。

そういった場というものをしっかりつくっていただいて、そういう助け合い組織が、その地域の、何かできることをやらせていただくというような、ボランティアですけれども、そういうふうになっていけばいいなというふうに感じております。

先ほど、有償ボランティアというお話もございました。この有償ボランティア、今、麻里府で行われているようですけれども、城南とか、主に周辺地域。周辺地域は本当に草刈りが、実のところ効率が落ちていきますので、残ってしまうということが多くあります。そういったところで、そういう有償ボランティアの方に手助けをしていただくということが必要になってくるのではないかなというふうに思うんですけれども、拡大してほかの地域に広げるということとはできないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 集落支援員制度の中の有償ボランティアということで、これ自体は、集落支援員さんは1名でございすけれども、それをサポートする地域活動のためのボランティアなんですけど、草刈りだけではないと思っております。

なので、まずこれ自体が、今ちょっとモデル事業として、ちょっと進めさせていただきたいのは、先日もお話しさせていただいたと思います。将来的に、今おっしゃるような高齢化の中で、地域活動が難しいという中で、有償ボランティアがどこまでやっていけるかというのも今検証中でございますので、将来的に次は城南かなとは思っておりますけれども、これについていつからそういうふうに拡大していくかというところは、まずは麻里府地域、様子を見ながら検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。今、実証実験中ということでございます。

ただ、城南もそんなに長くは待てない状況でございます。本当に、多分導入するにはかなり前段取りが必要だと思うんですよ。ということで、できればもう来年度ぐらいから少しずつあたっていただいて、実施できるような方向に進めていただけたら。

というのが、助け合い組織というのも、実際に動き出すまでがかなり長い年月かかりました。話を何回も持ってというようなことで、なかなか進まなかったというのがあるわけでございまして、できればそういう段取りというのは早く着手していただきたいなという思いでありますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 集落支援員の役割としましては、町と田布施町自治会連絡協議会、連合自治会、自治会、それと生活支援体制整備事業の協議体で連携して取り組む地域活動ということに位置づけておりまして、先ほどの國本議員の御質問で、私、中途半端な御回答になってしまって、訂正の意味も含めまして、今、集落支援員の「支えあいまりふ」の計画支援に携わっておりまして、また、生きがい教室では、お家からの送迎、また、各地区の課題についても協議に参画しております。

また、麻里府地域では夢プランがありますので、その計画の中に入って、一体的に取り組んでいるものとなっております。

今、集落支援員の有償ボランティアに関しましては、集落支援員制度の設計の中での有償ボランティアではなくて、社会福祉協議会が既にボランティア登録をしている方が、そのまま兼ねた形で、支えあいまりふなりの送迎サービスの運転手さんとか、草刈りの作業に携わっている方含めて15人程度お願いしている形で、今高月議員おっしゃられる有償ボランティアをどんどん増やしていくという部分につきましては、本来地域でまだまだ活躍できる人材を取り込んで、もっともっと活動していただきたいという意味で、独自でボランティア登録をしていただきたいというのがありまして、その人をまず地域の中で当たっていただいて、そこを掘り起こしていただきたいという部分でございまして、まだ途中段階ということでございます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。先ほど、資格の件で、町内でもどのくらい資格を持っていられる方がいるのかなというようなお話ございました。ぜひそういうボランティア活動、こういったところのボランティア活動を町内でどのくらいできる方、やろうという方がいらっしゃるかというような調査をしていただきたいなというふうに思っております。

あともう一つは、いろんな道路の補修等々、今では自治会に材料費を払って補修していたというようなことを伺っております。

平生町は会計年度任用職員を雇用されて、小さな補修等々はそういう方たちが回るということを

されております。できれば田布施町もそういうふうにしてほしいなというような本音でございます。
なかなか自治会でやれとって、専門家じゃないんで、そういうのが非常に難しいというのがある
かというふうに思います。ぜひ、そういうふうにはできないかな、というふうに思っているところ
でございます。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 現在でも作業員さん2名いらっしゃるんですが、町の職員、作業員さ
ん程度で補修できるようなポット補修、アスファルトに穴が空いたようなのは直接やっております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） そうしたら、ぜひ自治会にもそういう話をしていただけたら、自
治会では補修材料をもらってしなきゃいけないみたいなお話がよく出ますので、その辺はちょっと
徹底をお願いできたらなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 今、職員等でやっているのは町道だけでございまして、いわゆる溝と
かり道等に関しましては、基盤整備事業という事業を活用していただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 町道の側溝というのは、大体、隣接地の方が側溝を造るというこ
とが、よく昔からやっております。そういう側溝というのは、町で直していただけるんですか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） もともののり面で、そこを宅地化して町道に接続した場合は、町側に
溝を造っていただいて、町道側溝として町のほうで管理いたします。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。昔はどうも町道側じゃなしに、自分の敷
地側に側溝を造っていたようで、私がまだちっちゃい頃の話ですけど、そういったことで、私が直
さんにゃあいけんのかみたいなことで、直されている方もいらっしゃいます。町道に関しての側溝
は町のほうで直すということで、お伝えさせていただきたいと思います。

長らく話しましたがけれども、いずれにしましてもまちづくりということで、非常に大きな課題、
なかなか結果が出てこない課題だというふうには思います。

ただ、これを乗り越えていかなければ、田布施町、人口がどんどん減ってしまってというような
ことになってしまうわけでございます。今が正念場だというふうに私自身も感じております。ぜひ、
いろんな政策、総合的に見たくて、総合的な視点に立って、いろんなものを計画して行ってい

きたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、高月義夫議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を１５時２５分、１１分ほど休憩しますので、よろしくお願いします。（発言する者あり）ごめん。３５分。

午後３時２４分休憩

.....

午後３時３６分再開

○議長（南 一成議員） 休憩を終わり、休憩前に続き一般質問を続けます。

西本篤史議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） それでは３問ほど質問いたします。全で一問一答でお願いします。

質問事項１、答弁者は、東町長お願いいたします。

先日、総務文教委員会で消滅可能性自治体を脱却した自治体へ研修に行ってきました。場所は福岡県香春町で、１０年前に消滅可能性自治体になりました。今回、見事に脱却いたしました。山口県では脱却したところはありません。

脱却できた要因をお尋ねすると、町で単独で実施できる分野に注力したそうです。まず学校再編事業、次に子育て支援事業、次に移住・定住事業。香春町は、学校は小学校が４校と中学校は２校ございます。この６校を小中一貫の１校にいたしました。

地域との対話に重点を置き、廃校は地域住民とともに考え、廃校跡地利活用の対話型ワークショップを行って、住民と対話しながら、ここは次に何に使うかということ、いろいろ皆さんで相談したそうです。廃校は子育て支援及び地域活性化交流施設などに活用されております。

子育て支援事業は、保育料完全無料化を行い、移住・定住事業では、地域協力隊のメンバーとともにＪＲ駅舎を利用して、移住・定住空き家相談室を設け、活動してきております。

田布施町の出生数も、昨年約５０人となり、今後の学校再編対策が急務となりますけど、出生数が増えれば学校再編の必要もありません。田布施はＪＲがあり利便性はよいですから、移住対策をすれば消滅可能性自治体から脱却できるのではないのでしょうか。

先ほどの高月議員、同じような質問でございますけれども、御答弁よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

このことにつきましては、先般の６月議会で、西本議員のほか複数の議員の皆様から御質問をいただき、答弁をさせていただいたところでございます。

また、婚活支援をはじめ、少子化対策や人口減少問題につきましても質問をいただき、答弁をさせていただきます。

今回の御質問に対しましても、これまでの答弁と同様になるかは存じますが、やはり人口減少は日本が抱えております宿命でございまして、全国的な課題であり、国、県、市町村、そして全ての国民が一体となって取り組んでいくべきものと考えております。

本町といたしましても、どうしても人口が減少していく現状の中で、高校生までの医療の無償化など、子育て世代への支援を最重要施策として、少しでも人口が減少する速度の抑制を図るために、できる対策は限られた財源の中で行ってまいりました。

今後も、移住の促進等、社会増に向けた対策にも取り組んでまいりたいと思います。

しかしながら、何回も申し上げますが、周辺自治体との人口の取り合いでは、根本的な解決とはなりませんので、本町の住民の皆さんが安全・安心と住みやすさを感じていただけるまちづくりを基本として進めていくことにより、大都市に在住の町内出身者の若い方に帰ってきていただけるような町にしていかなければならないというふうに思います。

総務文教委員会で視察に行かれた町につきましても、人口が減少していくという状況には変わりはないと思いますが、まちづくりの上で参考にできることがあれば学ばせていただきたいと考えておりますので、議会の方も一緒になって取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ありがとうございます。先日行った香春町というところは、石炭、それからセメントをたくさん生産している場所なんですけれども、山口県でいえば美祢市、イメージ的にはああいったところですね。あれも、美祢市も人口減少でいろいろと苦労されておられます。ですけども、いろいろなアイデアによって、人口が増えるというか、そういうこともできるんだなというのはつくづく感じました。

仮に、田布施町が、将来人口が減っていったら、いずれ何十年か後に学校を統合するようになるかもしれませんけども、地域に学校があって、歩いて行けるところに学校がある、これが本当の理想な学校だと思うんですね。地域の核が小学校ですから、何としてでも残していきたい、そういった思いがあります。そのためには、活用できる宅地があれば、そこに家を建ててもらって、若者の家を建ててもらって住んでもらう、そういうのが理想ではないかなと思っておりますけども、今、町内に新しく住宅地というか、宅地ですか、今何区画かできておりますけども、ほかに何か宅地ができるような計画はございますか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今言われるのは、民間の宅地開発の関係で、町が把握しているのは、補助を出す時に申請がいきますけども、これについては把握をしておりますけれども、そのほかについては情報的に入ってきませんので、計画が終わっているかというのは、今ちょっと把握はできておりません。

ただ、通常、補助対象となっていますように、見田団地について、補助対象を申請されるときには、麻郷にそういう団地ができるなというのは把握できますけど、それ以外はちょっと難しいです。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） あと、香春町は、地域協力隊、恐らく十何人いるんじゃないのかな、それぞれ、田布施町だったら辞められたり、3年たったら帰られたりという方が結構いらっしゃるんですけども、この香春町は、皆さんずっと定住して、また定住のお手伝いする、こういったサイクルができとるんです。田布施町、こういったサイクルができたなら、すごくいいと思うんですけど、ちょっと副町長一緒に行かれたんで、御質問します。どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 大変いい町ですね。本当にそう思いました。

地域おこし協力隊については、言われるようにいろんな役割を持った、1期、2期、3期、4期とあって、その方々がまた呼んでとか、何でそういうことができているのかという、ちょっと担当の人に話を聞いたときには、やはりすごいサポートが、やっぱりしっかりしているという。だから、寄り添うという、職員が寄り添って、地域おこし協力隊と一緒に進んでいくという、そういう形で定住が進んでいくというような印象を受けましたので。

田布施も寄り添っていますよ。寄り添っていますけど、前の質問でちょっと答弁させていただいたように、いろいろ募集をかけて、目的で、募集をするんですけど、それに対する応募者がなかなかいない。ホームページとかその辺あたりをもうちょっと活用しながら、応募者が来ていただければ、香春町みたいな形で寄り添いながらやれたらというふうに思うんですけど、その第一歩を今後どういうふうに行動したらいいかなというのが、私が思った印象なので、新しいホームページのほうから公募をしますし、経済課所管ですけど、今まで何人か定住をしていただいていますけども、そのあたり含めて、どこまでのサポートと、それから、とにかく応募者ができるだけあつという感じで来られるぐらい。今まで募集しても、なかなか1人か2人とかいう形で、なかなか面接してもなかなかうまくいかなかったりとか、応募者がなかったりとか、そういうことをちょっと繰り返していますので、そのあたりを、ちょっと活用しようかなというのが印象でした。確かに言われるよ

うに、なかなか地域おこし協力隊の活用が、見事にできているなという、そういうような印象を受けて帰りました。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 今、サポートという言葉が出ましたけども、これは女性の方が主になってサポートされたみたいですけども、やっぱり男性は、女性がいろいろ面倒見てくれたら移住したくなると思うんです。

それと、さっきホームページの話も出ましたけども、やっぱりよそから、他市からここにきたいなと思うときに、どうしてもホームページを見るんですよ。田布施の魅力とか、協力隊で来て何をするのか、その辺を具体的に把握しちよったら、来ても仕事がやりやすいと思うんですね。

今までの例を見ると、田布施来ても何をすればええんじやろうかちゅうことで、感じで、なかなか自分の好きなことをやったらええとかというふうな指導を受けたという話聞きますので、もっともっとこういったことをやってくれば、そういったほうがいいと思います。向こうもみやすいと思いますから。

一番最初来られた方も、最初は自分で仕事見つけてやってみいって言われて、初めて来てから何すりゃあええんじやろうかという話聞いたことがありますから、その辺上手にサポートしていただいたらいいと思います。

あと、田布施駅がありますんで、活用方法として、周南工業地帯のベッドタウンということで、田布施に来てもらうという方法があると思うんですけども、先ほどからなかなか住む土地、住む場所、その辺が、若者向けでないところもあります。今度、長田も高齢者向けの住宅ということで、若者向けの住宅というのもやっぱり必要かなと思います。その辺、ちょっと計画としてはどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 公営住宅でいいますと、若者向けのというのは、今、具体的なものはございません。高齢者対象というのも、言われることはよく分かりますんで、どういった方向で今後、今の長田の跡地を利用するかというのは、もうちょっと時間がありますので、考えたいと思いますけど、ただ、公営住宅の安全管理という面からいえば、今のまま放置しておくのもなかなか難しいんで、近いうちに移住、移動希望を提出するか、要するに、できるだけ空室を、全部空室にしてしまつてというような形で、5世帯に1件ぐらい入られていたところにいろんな人が入っていくと、なかなか怖いというイメージもありますので、その辺を含めて住宅の施策も考えたいと思いますので、若者とか高齢者とか、具体的なものは持ってはいません。

ただ、一つ実感として思っているのは、これ、民間の住宅の似た要望もあるんですけど、若い女性のセキュリティーがしっかりした住宅、これが田布施町なかなかないんで、極端な話すれば、消滅可能性都市も、5人の女性が将来的にいればなってなかったんですけど、今、田布施町に勤めていて、そういうセキュリティーがないために、そこにセキュリティーがある住宅に入っていくというもの聞いていますんで、まあ、これ、なかなか町がやるというのもハードル高いような気もするんですけど、そういった住宅があれば、若い女性は、セキュリティーは今最重要なことだと思いますので、そういったのがあれば非常にいいかなと。若者の対策でいえば、そこがなかなか町では難しいんですけど、民間の方の協力があつて、そういったのがあればですね。

企業も、多分、大晃さん含めて、大勢の企業さんも職員来られて、東京とか大阪から来られて、住むところ探すんですね。やっぱり一般的な住宅もあるんですけど、やっぱりロック、そこに安全対策がしっかりしたセキュリティーのというのがなかなかないんで、田布施町に造っていただけないかなと、そういうイメージ持っていますんで、そういう形の進め方をいろんなところから協議して、進めていけたら若者の対策にもなるかなという思いはします。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 確かにセキュリティー、これから若い人たちにはすごく大事だと思います。下松にしても、光にしても、すごいマンションがみるみるうちにできております。

田布施町では、マンションというか、高層住宅、これ高さ制限とか何かはあるんですか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 用途区域の中に、高さ制限があるところもあります。（「何階ですか」と呼ぶ者あり）ちょっと今、数字覚えていないんで、また回答させていただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 田布施にマンションが似合うか似合わないか、よく分かりませんが、これも一つ手と思うんでね。こういったいろんなマンション型の住宅という部分、どこに建てるのかというところもありますけども、その辺も含めて今後の都市計画、これも一ついろいろ考えていただきたいと思います。

続きまして、第2問目に行きます。深刻な鳥獣被害についてです。

町内至る所で鳥獣被害が出ております。イノシシ、猿、アナグマ、今では熊や、小行司へ行く途中で鹿を見かけたと、こういった情報も出ております。

丹精込めた農作物が収穫時期に被害に遭い、農家の皆さんは落胆し、やる気を失ったとよく聞きます。

対策として、圃場の周りは金網の柵で覆われます。美観を損ね、草刈りにも苦勞いたします。電気柵も一部補助対象となり、使用されているところもありますが、これも草を刈るときに、電線を切ったり、また柱が邪魔になったり、いろいろ苦慮いたします。

また、箱わな、くくりわな、銃器という方法もありますけども、これは狩猟免許がなければ設置、捕獲はできません。箱わなの貸出しもあるようですが、数が少ないと聞いております。

また、捕獲しても各自で処分しなければならず、二の足を踏む捕獲隊員もいます。これ、私のことですけどね。私、狩猟免許持って、今までイノシシ1頭ほど捕まえたことがあります。そして、イタチも1回捕まえました。これは余談です。

捕獲するには、本来は狩猟期、11月から3月に許可が下りますが、今は被害が多いため特別に狩猟期以外でも許可が下り、有害鳥獣捕獲補助金が出ます。

町の捕獲補助金、イノシシ、猿、アナグマ等は幾らなのか。各市町村で捕獲補助金が違うようで、平生町では年間を通じて捕獲補助金が出ると聞いております。各町連携を取り、統一してはどうでしょうか。

あと、捕獲補助金と書いてありますが、報酬金なんですかね。ちょっとその辺も含めてよろしくをお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

本町の鳥獣被害対策としては、電気柵の設置経費の一部補助、県事業としては、圃場整備が実施された農地への金網柵の設置負担金補助、また、田布施町有害鳥獣捕獲対策協議会が交付主体となり、国の事業を活用して捕獲隊に捕獲に対する助成を行っております。

まず、町の捕獲補助金が幾らなのかということでございますが、単価につきましては、イノシシは成獣、幼獣問わず1頭5,000円、猿については3万円、その他アナグマなどの鳥獣は2,000円、カラス800円、その他の鳥類は400円となっており、イノシシにつきましては、先ほどの国補助金を活用し、成獣7,000円、幼獣1,000円の上乗せをして捕獲者に助成をいたしております。

助成金額は、町、県、猟友会、警察等で構成する田布施町有害鳥獣捕獲対策協議会で定めております。

各市町村で助成金異なる理由といたしましては、それぞれの被害状況異なりますので、当然、当初予算の配分も異なってまいります。また、捕獲に従事していただける方の人数等も考慮されることから、各自治体で同じということにはなっていないのが状況でございます。

次の各町連携を取り、年間を通じて捕獲補助金を交付するなど統一してはどうかという御提案に対しましてでございますが、県が策定いたします鳥獣保護管理事業計画書で、「有害鳥獣捕獲隊による対象鳥獣の捕獲については、その年の狩猟期間の開始日の前日まで」と記載されているため、本町においては、この県の計画に即して捕獲期間を設定しております。

よって、年間を通して捕獲助成金を交付することはいたしていませんが、狩猟期間であっても、農作物の被害等が生じる場合は、期間を定めて捕獲許可を行っており、その際には捕獲助成金を交付いたしております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ありがとうございます。この間、田布施町以外、平生町、上関町、柳井、周防大島、そこ辺りをずっと回りました。それで、各市町の状況をちょっと聞いてまいりました。

平生町は、年間を通じて報酬金が、成獣、幼獣関係なしで8,000円なんですね。田布施町の場合は、狩猟期は除いて捕獲許可が下りた場合、成獣が1万2,000円、幼獣が6,000円。まあなかなかあるけども、また狩猟期は何も出ないという状況なんです。

これは、柳井市同じですけども、ほかの上関町、周防大島、これは年間を通じて報酬金は出ます。上関町の場合は、成獣が1万2,000円、幼獣が6,000円ということで、田布施町と同じですね。で、柳井市がこれ1万5,000円と9,000円、周防大島町も全期間で1万4,000円と8,000円、こういう状況になっております。

捕獲数も、各、それぞれ違うんですよね。田布施町は今、年間捕獲数は幾らでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） お答えいたします。

年間において、捕獲頭数は変動いたしますが、令和5年度で関しましては、田布施町は199頭となっております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） これ、令和5年度ですね。令和4年度は、豚熱のちょっと前ですかね。ちょっと多いですか。令和4年度は何頭ですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 令和4年度は244頭、ちなみに3年度は231頭となります。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） どこも、各市町、豚熱によって数が減っております。平生町の場合、令和４年度が５６７頭、令和５年度が２６４頭という、半数以下になっています。上関も似たり寄ったりで、令和４年度が５５３頭、令和５年度は３３９頭ですね。柳井市、令和４年度が１００頭、令和５年度が５００頭。で、周防大島はすごいんですね。令和４年度が３,１５８頭、令和５年度は１,３９３頭、これほど取れてございます。柳井市は、平郡島はかなり多いと聞いております。ほいで、上関町も祝島は２００頭ということで、みんな泳いで島に逃げ込むということで、そういった状況になっております。

田布施町はちょっと少ないんですけど、これはこの狩猟期、一旦狩猟期は抜かれておりますので、狩猟期に取られる頭数というのは把握できますか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 狩猟期間に捕獲した鳥獣につきましての頭数については、把握していません。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） だから、実際には、把握したらかなりの数になるかもしれませんね。

要は、平生町とか、今の太島町とか行っても、まず、幼獣のウリボウの時に捕ったほうが、後、被害が減ってくるという話を聞きました。小さくても、小さいうちに捕ったら、処分もできやすいと思うんですね。しかも、年間通じてやっとなところは、とにかく被害を少なくせんといけんということで、そうした実施しておりますので、田布施町も年間通じて、幼獣・成獣関係なしに、いっぱい報償金を出したほうが効率的だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 助成金額と捕獲期間につきましては、町長の答弁でもございましたとおり、田布施町有害鳥獣捕獲対策協議会のほうで検討されて定められるものと認識しております。

鳥獣捕獲に従事されている方の有害鳥獣対策について、賛同・協力には敬意を表したいと思っております。通年捕獲期間とならないその背景にあるのは、やはり、答弁にありました鳥獣保護管理法にございます狩猟鳥獣の保護を目的とした狩猟期間の制限、捕獲規制、両方の制限がございます。そちらを鑑みて、今、田布施町では銃器捕獲に関しまして、生活環境を脅かす状況、また農作物被害発生防止に向けて現行の運用に努めてまいりたいという趣旨を御理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） この報償金については、今の捕獲隊の協議会ですかね、その辺の協議によって、ある程度賛成意見があった場合は全期間にするとか、そういう方法も取れるんじゃないでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 私がさっき申しました考え方を踏まえた上で、被害が発生していると、それと個体数調整では間に合わないというような状況が見込まれるようでしたら、それはあり得るかなというふうに思いますが、一旦下がってしまうと、ずっと、次の年も次の年もという部分が果たしていいのかという部分もあろうかと思います。その考え方は、柳井市さんと一緒なんじゃないかというふうに思っております。

要するに、野生鳥獣を根絶やしにするというような目的ではございませんので、あくまで個体数調整という枠組みの中で、狩猟期間に狩猟を行っているもので、それ以外は捕獲していいという考え方に基づいて運用しておりますので、そういったところでございます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） ちょっと他市との、町との認識が違うようなんです。とにかく被害を起こさせないために、イノシシを捕獲して処分するんじゃないというのが大島町の考えなんですよ。ということは、とにかく農作物被害を未然に防ぐという目的であって、イノシシを捕って楽しむとか、そういうわけじゃないですからね。とにかく一頭でもたくさん捕って被害を減らそうと、こういう趣旨でやっているから、そういったことを思えば、田布施町、近隣に合わせていったほうがいいと私は思います。

その辺を、平生町とか上関町、柳井含めてもよろしいかと思いますけども、田布施町の狩猟担当者の方、猟友会、その辺と意見交換をして、どうすればいいとかいった、そういった対策協議会をやったら私はいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 直近では、私もちょっと分からない部分があるんですが、以前はそういった会合の中でお話もあるっていうのは、させてもらった記憶があります。

私も、十数年前ですが、担当だったときは、猟友会の支部長さんともこの件について話して、今の枠組みっていうか、これを堅持していこうというふうな話で、今に至っているものというふうに承知しております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） 今、平生行ったら、田布施町のやり方は、何か方法が古いままじゃねとかって言われましたけども、周りはみんな今、年間通じて補助を出して、報償金出しておられるということなんで、ちょっとその辺をやっぱり協議する必要があると私は思います。

田布施町が音頭を取って、ちょっとみんなで話合いましょうとか、どういった状況なのかというのも、ちょっとおっしゃられてみたらいかがでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） こういった、いろんな方の御意見を聞きながら、協議のほうをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） リーダーシップを取っていただいて、今度、協議会のほうを楽しみにしております。よろしくお願いします。

では、次に行きます。３番目になります。免許返納後の移動手段について。

高齢になり運転免許を返納される方が増えております。来年からは、定額乗り合いタクシー「のりーね」の試験運行が始まります。

ほかの移動手段として、シニアカーをよく見かけます。最近では、特例特定小型原動機付自転車の４輪型も発売される予定です。シニアカーに代わると思われます。これは、切り替えにより車道は時速２０キロは出ます。また、切り替えると、歩道では時速６キロでも走行することができます。２０キロのときには、ハンドルのハザードランプ、緑のハザードランプを点灯するんですけども、モードを変えて６キロにしたら、その緑のハザードランプが点滅します。この点滅状態になれば、歩道で６キロで走れると、そういうふうになっております。

これは、小型特定原動機付自転車は、ナンバープレートをつけなければなりません。このナンバープレートに自賠責、これを貼り付けて走行するということで、自賠責は義務化されております。

ただし、免許は要りません。

いずれ４輪型が発売されると思いますけども、そのときに、購入時に補助金を出せないでしょうか。

また、ナンバープレートは、今まで見たことないですけども、どんなものなのでしょうか。

現在、町内の登録は何台でしょうか。

皆さん乗られておる既存のシニアカー、これは６キロ以下しか出せません。しかし、ナンバープレート、自賠責はなくて、歩道が走れます。

これは、今度、６キロ以下で歩道を走るとなると、特定小型原動機付自転車と同じクラスになる

と思うんですけども、この分類はどうなるのか、以上、よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

御質問にありますように、令和5年7月から一定の要件を満たす車両を特定小型原動機付自転車とし、そのうち最高速度6キロメートルとする機能を備えた車両は、特例特定小型原動機付自転車とされ、16歳以上であれば、免許を取らずに公道で運転することができます。

さて、御質問の特例特定小型原動機付自転車は、最高速度が20キロメートルとされております。普通の自転車の平均時速が10から15キロでございますから、それよりも速い速度で走行することができます。こうした車両は、高齢者にとってはいささか危険なのではないかと考えております。

また、国土交通省では、保安基準適合性が確認された車両を公表しておりますが、本年12月2日現在、認定されている車両は2輪または3輪のキックボード型または自転車型となっており、4輪タイプの車両はまだ認定されていないことから、道路交通法上、一般の原動機付自転車に分類され、免許が必要となります。

こうしたことから、当該車両に対する補助金の交付等は、現在のところは考えておりません。

また、特定小型原動機付自転車のナンバープレートは10センチ平方、こういうものであると思います。記載内容は、通常の前動機付自転車と同様でございます。本町では2台の登録がございます。

なお、高齢者がよく使用されているシニアカーは、最高速度6キロメートル、人間の早歩きと同じぐらいの速度に制限されており、分類上は電動車椅子と同様に歩行者として取り扱われております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） これは、今度発売される4輪型の特定小型原動機付自転車となります。大きさ的にはシニアカー、これちょっと長いというか、大きいです。これだと後ろに、青いほうは荷台がついていますので、作業面でもね、ちょっといいかなと思います。速度も20キロありますんで、6キロじゃあ遅いというお年寄りの方は、とても便利な乗り物じゃないかと思います。

私の知り合いの同級生が自転車屋をやっておるんですけども、シニアカーっていったら、お客さんが、6キロ以上出んからと言ったら文句を言われるらしいんですけども、これであれば20キロ出せますから、十分急いで行けると思います。

先ほどナンバープレートを見せていただきましたけども、もともと電動キックボード、これが対

象のナンバープレートというか、それから始まったと思うんですけども、各メーカーが3輪型、4輪型、こういったものを出しておりまして、これから高齢者向けにたくさん出るのではないかと思いますけども、補助金は出ないというお話でしたね、新しく買うときは。出したらいかがでしょう。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） この特例特定小型原動機付自転車、最高速度20キロ出るということで、お話があるように、例えば免許を返納された方が、そういうふうなものに乗るということでございます。

であるならば、1点としては、やはり自転車よりも、普通の自転車よりも速いスピードで走ると。しかも、特性としては、通常の車とかとはちょっと異なる挙動をするという点もありますので、事故の危険性がやはり高いのかなというふうに考えます。

そこが1点と、そもそもこの車両というものが、そもそもターゲットというのは、かなり若い人とか都会に住んでいる方々なのではないかというふうに現在のところ認識しております。

そのような状況を考えますと、現状においては、まだ補助金等の交付というのは時期尚早なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 今現在、シニアカーがありますよね、6キロ以下の。これに関しては補助とか何とか出るのでしょうか。えっとね、6キロ以下の、現在の既存のシニアカーですよ、これは、今補助は出ているんですか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） シニアカーについても、補助は行っておりません。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） これから免許返納されて、移動手段に弱るという方が結構出ると思います。

今回ののりーね、来年から実証実験を行いますけども、ちょっと街に行くには、これはすごい便利はいいと思います。だけど、ちょっと畑に行くとか、田んぼにちょっと行くとか、そういった近場を、ちょっと行ってくるという、足が痛うて歩かれんという人がこれを利用すれば、すごい助かるというふうに思います。

私の母もシニアカーに乗っておいりましたけども、足が痛うて歩かれん状態でしたけども、このシ

ニアカーがあると、毎日に１キロ先の畑まで行って、毎日通っておいりましたけども、こういった乗り物というのは、これから高齢者にとってはとても大事なものだと思いますので、時期が来れば、こういった補助金とか出していただいて、お年寄りの助けになるような施策を取っていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） ちょっと答弁だけ。吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） １問目の御質問の中で、高さ制限について御回答させていただきます。

用途地域の中で、第１種低層住居専用地域につきましては、高さ制限１０メートルとなっております。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（南 一成議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会します。

（ベル）

午後４時２３分延会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 河内 賀寿

署名議員 内山 昌晃

令和6年12月12日（木曜日）

議事日程（第2号）

令和6年12月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第53号
令和6年度田布施町一般会計補正予算（第5号）議定について
- 日程第4 議案第54号
令和6年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第5 議案第55号
令和6年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第6 議案第56号
令和6年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第7 議案第57号
令和6年度田布施町下水道事業会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第8 議案第58号
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第9 議案第59号
田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第60号
田布施町下水道条例の一部改正について
- 日程第11 議案第61号
刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第62号
田布施・平生水道企業団の解散に関する平生町との協議について

日程第 1 3 議案第 6 3 号

田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分に関する平生町との協議について

日程第 1 4 議案第 6 4 号

田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 1 5 議案第 6 5 号

工事請負契約の締結について（給食センター改修Ⅰ期工事（機械設備））

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 5 3 号

令和 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 5 号）議定について

日程第 4 議案第 5 4 号

令和 6 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について

日程第 5 議案第 5 5 号

令和 6 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について

日程第 6 議案第 5 6 号

令和 6 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について

日程第 7 議案第 5 7 号

令和 6 年度田布施町下水道事業会計補正予算（第 1 号）議定について

日程第 8 議案第 5 8 号

田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について

日程第 9 議案第 5 9 号

田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

日程第 1 0 議案第 6 0 号

田布施町下水道条例の一部改正について

日程第 1 1 議案第 6 1 号

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ
いて

日程第 1 2 議案第 6 2 号

田布施・平生水道企業団の解散に関する平生町との協議について

日程第 1 3 議案第 6 3 号

田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分に関する平生町との協議について

日程第 1 4 議案第 6 4 号

田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 1 5 議案第 6 5 号

工事請負契約の締結について（給食センター改修Ⅰ期工事（機械設備））

出席議員（12名）

1 番	内山 昌晃議員	2 番	神田 栄治議員
3 番	西本 篤史議員	4 番	松田規久夫議員
5 番	落合 祥二議員	6 番	國本 悦郎議員
7 番	高月 義夫議員	8 番	河内 賀寿議員
9 番	谷村 善彦議員	10 番	瀬石 公夫議員
11 番	伊村 渉議員	12 番	南 一成議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	増原 慎一君	書 記	羽山 齊克君
書 記	有吉 純一君	書 記	穂枝美乃里君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税 務 課 長	藤本 直樹君	税務課長補佐	友森 康之君
町民福祉課長	長合 保典君	健康保険課長	寶城 和之君
経 済 課 長	長谷 満晴君	建 設 課 長	吉藤 功治君
建設課長補佐	松葉 譲児君	学校教育課長	山中 浩徳君
社会教育課長	福田 幸治君	会 計 室 長	江良 和美君

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、松田規久夫議員、伊村渉議員を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。瀬石公夫議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） それでは通告に基づきまして、2件の質問をいたします。質問

方式はいずれも一問一答方式です。

質問事項１は、高齢者の誰でもが社会の支え手について、お伺いいたします。答弁者は町長でお願いいたします。

質問要旨ですが、総務省は９月１６日の敬老の日に合わせて、６５歳以上の高齢者の人口推計を公表した。高齢者は前年より２万人多い３,６２５万人で、総人口に占める割合は２９.３％、高齢化率は世界の２００か国・地域で最も高い。こうしたことで、働く高齢者も増えている。労働力調査によると、２３年の６５歳以上の就業者数は前年より２万人多く、増加は２０年連続で過去最高を更新した。就業者は１０年前の２.４倍になるなど、働く高齢者が増えている。そこで、次のことについてお尋ねします。

１、高齢者の働く理由は、３割が家計に不安を抱えており収入が欲しいとなっている。高齢者の働く場があり、生活できる環境が必要では。

２、健康寿命の延びとともに働きたい高齢者が増えているが、適当な仕事が見つからないと聞く。働く場の誘致、創設やあっせんが必要ではないか。

３、人口減少の中、これから企業の人材不足が進むと考えられる。企業の求める人と働きたい高齢者のニーズに応える環境はどのようなになっているか。

以上、質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

我が国の平均寿命及び健康寿命は、健康意識の増進等により、世界１位で、定年を迎えた後も社会貢献やより豊かな生活を志向し、就労に意欲を持たれる方が多数いらっしゃることは承知いたしております。

国においては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律が令和３年４月に改正され、事業主に定年の延長や廃止等の努力義務が制度化され、また、高齢者雇用確保のための助成金やアドバイザー派遣などの支援が行われております。

御質問の１点目でございますが、高齢者の働く場、またその環境構築の必要性についての御質問でございますが、近年、定年の延長や定年を廃止する企業もあり、シニア社員を確保し、会社への貢献を期待する取組が一定程度はなされております。しかしながら、現状、多くの企業が定めている６５歳までの雇用では、働きたい高齢者の意向に十分に沿うものではなく、生産年齢人口が急速に減少する現代においては、働く意欲のある方に就業機会をいかに確保するかが重要となってきております。経済社会の活力を維持するため、高齢者がその能力を十分に発揮し、活躍できる環境の

整備が必要となり、企業の人事制度の見直し等が課題であると認識いたしております。

次に、2点目でございますが、高齢者の働く場の誘致、創設やあっせんの必要性についての御質問でございますが、誘致や創設というものは早々に行えるものではございませんが、就業機会のあっせんについては、ハローワークやシルバー人材センターと連携し取り組んでいるところでございます。引き続き、関係機関と現状、課題を共有し、本町といたしましても後押しをしていきたいというふうに考えております。

次に、3点目の質問でございますが、企業の求める人材と働きたい高齢者のニーズに応える環境がどのようになっているかとの御質問でございますが、長年培った知識や経験を生かし貢献したいと考えていらっしゃる高齢者も大変多いのではないかと思います。企業においても、高齢者であっても責任感や勤勉さを持ち合わせた働く意欲のある労働者を望んでいるというふうに思われます。

一方、組織の新陳代謝をどのように考えるべきか、環境を整えるための課題は幾つかあると思われます。今後も企業の動き、または国の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） このたびの新聞等の報道によりますと、働く高齢者の支給拡大で、働いて一定の収入がある高齢者の厚生年金を減らす在职老齢年金制度の適用基準、賃金と年金の合計を現在の月50万円から62万円に引き上げる方向であり、満額支給となる対象を拡大し、働き損を解消して高齢者の就労を促し、人手不足対策にもつなげるとなっております。私も聞いているんですが、年金をもらい出して働くと年金を下げられるので働かんほうがいいとか、そういうことも耳にしたことがあります。我々の年代でございまして、年金をもらっているんで、そういうことを解消しようと国のほうでも進められていると。そういうことで今後、働く場の確保と働く者と働き場のマッチングというのは非常に大切になると思うので、先ほどもハローワークとかそういうことを言われましたが、町としてそういうことを広報、あるいはそういう職業、どういう町内で求めているかという。市なんかへ行くとそういうチラシが窓口にも置いてあることも見たことがあるんですが、そうしてもう一度日本をつくり上げるためにも喫緊の課題と思います。日本もなかなか経済が前に進まない。今こそ日本をつくり上げる一歩にしなければいけないと思うので、そのあたりをマッチング、またその職業のあっせんというものをもうちょっと拡大していただきたいと。お年寄りの働き場所ということ、若者はもちろんでございますが、お年寄りにもそういう光を向けていただきたいと。ちょっとそのあたりのお考えを。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、高齢者の労働力の確保というのは、やっぱり企業にとりましても、今は労働力が大変不足しておりますので、重要なと思います。瀬石議員おっしゃいますように、企業で65の延長をどのように弾力的に考えるのかということ、ハローワークとか求人広告に出てくるといのは、ちょっと、なんと言うんでしょうか、本来のものからいうと、企業の雇用というものはちゃんとやっぱり制度でしっかりして、優秀な人材については経験を生かしてということで雇用していただきたいと思いますが、そうじゃなくて、仕事を変えて違うところへ行ってみたくとかいうときには、ハローワークとかいうことが必要になると思いますし、その経験とか能力とか知識とかいうものをどのようにつないでいくのかというのは、やっぱりシルバー人材を含めてフォローしていかなきゃいけない。それは行政機関がやっていくべきところだろうというふうに思いますので、企業側の努力と行政側のその穴を埋める、ミスマッチですかね、それを埋めるところはしっかりやっていきたいなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） どうもどうもありがとうございます。行政もそのように努力をしていただきたいと。

今、あらゆる物価が上がり、特に生活になくてはならない電気、ガス、ガソリン、水道代の高騰の中、年金は増えない、生活は大変である、高齢者の働く場のあつせんを進めていただきたい。先ほど答えにありましたが、次に、次のことをお答えをしていただくと助かる。田舎は非常に環境がいい。住むんでも。そういうことと生活費が安くつくということで、働く場があれば、リタイアした人がIターンやUターンもしてくれるんじゃないかと思うわけで、とにかくそのあたりの向上といいましょうか、産業の誘致、農業、漁業、商業、工業の誘致。特に農業は今、圃場整備をずっと田布施町中やっております。そこに企業参入、あるいは農事組合の参入等で、そういうことで人手も要るんじゃないかと。町の方でちょっと農業にも興味があるとか、漁業にも興味があるとか、商業にも興味があるとか、そういう人は商業も、——昨日、麻里府のほうではカフェが開かれるとかいうような話も聞きました。そういうことで、そのあたりの産業の誘致といいましょうかね、その辺のちょっとどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 農業分野におきましては、数年前は定年帰農者を見込んだ農山村での従事という仕組みがポピュラーなものだったわけなんですけど、定年延長等でなかなかそういった60歳代の方が見込めないということで、現在は若者、高齢者問わず、受皿となる農業法人等で担っていただけるような仕組み、そういった部分はしっかりと担保した中、その部分を町のほうでもし

っかりと後押ししていく仕組みを、今、構築している状況でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） 今言われたように、農業もなかなか忙しいときは一気に重なる
つつゆうことで、そういう高齢者が、農業も草刈り等いろんな仕事があるわけですが、そういうこ
とで職業のあっせんを、田舎へ来たらそういうこともあるんだというような、農業に企業の参入、
農事組合の参入をされても、そこに働く人が要るわけで、そういうところへの就職というか、そう
いうものもネット、ホームページなんかでお知らせできるように農業の構築をしていただきたいと、
このように思うわけです。

そして漁業については、これは一人経営者みたいなもので、そういうものも麻里府のほうには相
当来ていらっしゃるので、特にそのあたりもアピールをしていただきたいと、このように思ってお
ります。

漁業のほうはどのような関係か。漁業してなかなか収入が上がらないという、お魚を買えば結構
高いわけですが、何で収入が上がらんのか。ここへ入っていくと百姓よりええんじゃないかと。百
姓は初めから作らんにゃいけんが、海にあるものを捕って売ればと、我々は漁業のことが分からな
いのでそう思うんですが、そのあたりの振興というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 本町としまして、新規漁業者——ニューフィッシャーの育成につい
ては様々な支援のほうを展開しておるところでございます。まだまだ漁業を取り巻く状況というの
は厳しいものがございまして、そのための環境整備というか、漁協さんを通じて意見交換しながら、
本町が取り得る施策というものを、支援のほうを継続していきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） 次に商業の関係ですが、サテライトスタジオとか、そういうも
のを誘致をするように町のほうでも方針をされておりますが、その後の進捗状況というのはどのよ
うになっておりますか。分かれば。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） サテライトオフィスということでございましたら、補助制度は設
けておりますけれども、現時点でこれまで実績等はございません。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） それと工場誘致の問題ですが、土地がなかなかないと。水道料
は高いと。なかなか引っ張ってくるのが難しいんじゃないかと思うんですが、そのあたりの、今、

計画とか見通し。そうは言いましても大和紙器ですかね、そういうのをちょこちょこは誘致で入ってきてもらう。あんまり大きな企業でなくても、小さくても来てもらう。そうしたら高齢者もそこへ雇っていくというような形も進められるんじゃないかと思いますが、その辺の企業誘致の関係、どのように思っておられるか、分かれば教えていただきたいと。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今景気がいいのか、工場を増築したいとか、新たに建てたいとかいう話は役場のほうにちょくちょくあるんです。町も町有地としてその適正な町有地というのはなかなかないんですけれど、米出のほうに民間が持っている工業団地があるので、その辺の話とか、いろいろマッチングをするように話は、——民間の土地ですから固定資産税が上がって雇用が上がるといような形にはなるんですけれども、話があるたびにうまくいけばいいかなという思いがあるんですが、なかなか用地の価格とか、企業さんの考えとか、一致なくて、何件か今まで話がうまくいかなかったことがあるんですけれども、話自体はあって、間に入って交渉したり、そういうことは機会があるごとに行っておりますので、うまくいけばいいなという思いはしています。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 経済の活性化というのは非常に大切なものと思っておりますので、ひとつ難しい中、努力をしていただきたい。そうすることが町民の生活向上になるんじゃないかとこのように思っております。

次に、ちょっと町では答えにくいかもしれませんが、30年間も賃金が上がっていないわけです。そうするとき、国も現在、持続的な賃金上昇を各企業に求めています。そういうことで、その辺を踏まえて、地方からもデフレからの脱却と経済の好循環というものを進めていかなきゃいけないと思うわけです。役場でいえば賃金もある程度上げていく。周りの会社のほうにもある程度のレベルの賃金を上げていくということも要求していかなきゃいけないんじゃないかと。そうすると、この田布施に住みやすくなるということで、国はそうように企業に求めています。町としても、経済と賃金、そして、言えば、付加価値の高いもの、労働生産性を上げてもらって賃金も上がるようにしてほしいとかいう、そういうようなことも企業に対して提起をされるのは非常にいいことではないかと思うわけですが、そのあたりのお考えを。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そういった場がなかなか、国があって、県があって、市があって、町があって、一番末端でございますので、今回の人事院勧告も実施させていただきますが、国がやるんかな、県がやるんかなと見ながらやっているような状態でございますので、企業さんのほうも、商工

会議所とか商工会のほうでやられますが、どうしてもやっぱり大企業のほうから進んでまいりますので、田布施町は中小企業が大変多いところでございますので、また商工会の総代会、いろんな会がございますので、その場において私もいろいろ発言する場がありますので、そういったお話はさせていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） 大変難しいとは思いますが、そういう雰囲気をつくるということが、この町において住みやすい町になるんではないかと思っております。そして産業、農業、漁業、商業、工業の活性化と誘致を進め、経済を力強くし、若者の働く場や高齢者が働きやすい場をつくると。そういうことをすると、この町が豊かになって、住みやすい町になるんじゃないかと。幸せで豊かで住みやすい町になるんじゃないか。そして、住み続け、移り住んでくる町になるんじゃないかと思っておりますので、ひとつ大変とは思いますが、御努力をよろしくお願いいたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

それでは次の質問に移ります。質問事項２は、相続登記の申請の義務化についてお伺いします。答弁者は町長でお願いします。

質問要旨は、令和６年４月１日から法律が改正され、相続登記の申請が義務化された。相続登記することは、土地や建物の所有関係をはっきりさせ、相続によって自分が所有していることを他人に主張することができるメリットがある。また、全国では、土地や建物の相続登記がされていないために、所有者が不明となった土地や建物が防災、減災、まちづくりなどの公共事業の妨げとなっている。そこで、次のことについてお尋ねします。

法律が改正された令和６年４月１日以前の相続で、相続登記の申請がされていないものは、義務化の対象外か。

２、法務局では、他の公共機関との情報連絡を取るとされているが、田布施町と法務局との情報提供とはどのようなことを指しているのか。

３、正当な理由なく相続登記の申請をしない場合、１０万円以下の過料を科すとなっているが、正当な理由とはどういうことでしょうか。

４番、過料はどのような手続で、どの機関が科すのでしょうか。

５、本町で防災や公共事業の妨げとなっている未相続登記の件数は何件ありますか。

以上、質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

相続登記の義務化について、1点目は、法律が改正された令和6年4月1日以前の相続で、相続登記の申請がされていないものは義務化の対象外かという御質問でございます。

この相続登記の義務化は、所有者不明土地の増加等、社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を予防するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の継承の一層の円滑化を図るための民事基本法制の見直しでございます。

制度の内容といたしましては、相続により、不動産の所有権を取得した相続人は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、その不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請が義務づけられたものでございます。

施行日は令和6年4月1日でございますが、施行日より前に開始した相続により不動産を取得した場合であっても、相続登記をしていない場合には相続登記の申請義務化の対象となり、令和9年3月31日までに、もしくは不動産を相続で取得をしたことを知った日から令和6年4月以降の場合はその日から3年以内に相続登記の申請を行う必要がございます。

2点目でございますが、田布施町と法務局との情報提供についての御質問でございます。

こちらは相続登記の義務化に先立って、平成30年11月に施行されました所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による、長期相続登記等未了土地解消事業の関係でございますが、登記官が、公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じ、当該事業を実施する区域内の土地について調査した場合において、当該土地が長期相続登記未了の場合は、亡くなった方の法定相続人等を戸除籍等で探索した上で、職権で、長期相続登記未了である旨を登記へ付記し、法定相続人等に登記手続を直接促すなど、不動産登記法の特例が設けられたものでございます。

具体的には、災害復旧や新規道路開設時など、町が登記官に要望し、登記官が対象となる地域を調査した場合に、登記名義人が亡くなって10年以上経過しているときには、市町の戸籍情報等を照会し、法定相続人情報を作成することによって、事業の円滑化を図ろうとするものでございます。

そして、もう1点は、まだ未施行でございますが、令和8年4月から始まります住所や氏名の変更登記の義務化における情報提供についてでございます。

こちらのほうは、転居や婚姻等により登記名義人の住所や名字などが変更した場合には、2年以内にその変更登記を行わなければならないというものでございます。町が直接的に情報提供を行うものではありませんが、登記名義人があらかじめ住所や氏名、生年月日等の情報を法務局に提供することによって、法務局が住基ネットを使用して異動情報を取得することが可能となります。法務局が異動情報を取得した場合には、登記名義人に対して変更登記の意思確認を行い、了解を得た上で職権による変更登記を行うことで、登記名義人の負担を軽減しようとするものでございます。

次に、3点目の正当な理由なく相続登記をしない場合の「正当な理由」とは何かとの御質問でございます。

法務省通知によりますと、次の5つの例が挙げられております。

1項目めは、相続人が極めて多数に上り、かつ、関係書類等の収集や相続人把握等に多くの時間を要する場合。

2つ目でございますが、遺言等の有効性や遺産の範囲等が相続人等の間で争われている場合。

3点目でございますが、申請義務者自身に重病等の事情がある場合。

4点目でございますが、申請義務者が配偶者からの暴力による被害者で、避難を余儀なくされている場合。

5点目でございますが、申請義務者が経済的に困窮し、登記申請の費用を負担する能力がない場合などでございます。

また、これらに該当しないでも、個別の事案における具体的な事情に応じ、その理由に正当性が認められる場合には、正当な理由があると認めて差し支えないこととされております。

次、4点目の過料はどのような手続で機関が科すのかという御質問でございます。

相続登記未了に関わる過料に関しましては、1点目で御説明しました期限までに、正当な理由なく登記の申請を怠ったときは10万円以下の過料に処することとされましたが、全てが対象となるわけではございません。過料が科されますのは、登記官が過料に処せられるべき者を職務上知ったときに、その者に対し申請をすべき旨を催告し、それにもかかわらず申請がされないときに限り、管轄の地方裁判所にその事件を通知し、その通知を受けた裁判所が過料を科すかどうかの裁判を行い、決定がされるものでございます。

以上の4点までのいずれも事業主体が国でありますので、さらなる詳細につきましては、町としてはお答えしかねる部分がございますので、御承知願いたいと思います。

5点目で、本町の防災や公共事業の妨げとなっている未相続登記の件数はとの御質問でございます。

こちらにつきましては、土木関係事業におきまして相続登記未了の土地等はございますが、全て相続人等を把握しておりますので、現在妨げになっているという事案はございません。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 先ほどお答えにありましたが、相続者が多い、また海外にいたり、不明の方がいたりで登記が困難な場合があると聞くわけです。私も役場におったとき、土地を

買おうと思っても、なかなかブラジルにおけるじゃ何だ、もう大変なことがありましたが、そういう場合、公共の場合だったら先ほど言われたように職権等で何かスムーズにやれるということがありましたが、相続登記、個人の場合でしたら、そこで、その登記をする期間が、すぐできない場合は時間的猶予があるということで、そのできないものを免除するとかいろいろ、職権でみやすく相続登記ができるということはないんでしょうかね。そのあたり、分かれば。

○議長（南 一成議員） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 直樹君） 職権で相続登記ができないかということでございますけども、これは法務局での話になるかと思います。町でも固定資産税の納税義務者の調査とかでかなり苦労するところもあるんですけども、こういった登記が困難な事例があるということは承知しております。しかし、答弁にもありましたように、現行の不動産登記法上、法務局が職権で登記できるというのが今度8年から始まります住所等の変更のみでございまして、相続登記についてはできないものというふうに認識をしております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 分かりました。そのように本人が努力しておれば過料はないものだと思えるわけです。それを無理だからやらないよとか言うとかやはりいろいろと問題があると思うので、そういう解釈でよろしいですかね。ちょっともう一度。

○議長（南 一成議員） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 直樹君） そうですね。法律的にはやらなければならないということになっていきますので、町としてどうこう言えることではないんですけども、法務局としても、法律がそうになっている以上はやらなくてもいいという回答にはならないと思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 分かりました。

それで、次に、古い家で家屋の、昔に、明治時代とかその頃建てたものは、未登記の家が多いと思うんです。ほいで、現在は古くなって、あんまりなかなかもうもてない、次には建て替えなきゃいけないというような形で未登記のまんま置いているような家があるわけなんです。そういう場合はみんな一旦登記をしようと思ったら、図面も何にもない。税務課には図面があるかも分かりませんが、みんな測量して、そしてその図面をもって登記をしなきゃいけないということか、それがかなり古い家だったら登記をしなくてもいいとか、そのあたりちょっとお聞かせいただきたいと。

○議長（南 一成議員） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 直樹君） 未登記の家屋についてなんですけども、登記の申請をする場合には図

面から作成して表題登記をする必要がありますので、専門的な知識を持った土地家屋調査士さんとかにお願いして登記をするのが一般的なことになっております。

相続登記についてなんですけど、もともとこれは登記がないものですので、相続登記の義務の対象ではないと思います。ただ、これもやっぱり登記法上の話なんですけども、所有権を取得したもののについては、それから1か月以内に登記をする必要があると、しなければならないというものがありますので、これも法務局からすれば登記をしなくてよいというものではないと。ただ、もうすぐ崩されるとかそういうものであれば、町としては所有者の変更届を出していただければ、それで町のほうは対応するということでございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） よく分かりました。そういうことで、もともと登記も何もないものを相続登記できんですよね、よく考えてみれば。はいはい、分かりましたよ。

いろいろ私ぐらいの年になると親がみんな亡くなりよるということで、人と話をするのに、今頃みんな定年になった人なんかは自分で登記をやるという人が非常に多い。自分でやったよと。それは法務局に行ってやり方を教えてもらったと。それじゃが、かなり何回も通うたちゅうようなことを言っておりました。それじゃからできんことはない。そういうことで、このたびこういうことが義務化されたということで、個別に法務局に行くというのも、私もいろんな書類をもらいに行っただんですがね、なかなか職員さんも少ないしね、聞くのも遠慮ぎみにいろんな手続のことやら聞いたんですが、そういうことで法務局と協力を連携されて、相続登記の講習等をちょっと計画されてはどうですか。こういう義務化されたということで、いろいろなもので。そのあたり計画できるかどうかということをお聞きいたします。

○議長（南 一成議員） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 直樹君） 法務局と連携して講習会を開催してはということなんですけども、相続登記というものは難易度が人それぞれ違いまして、簡単なものであれば、法務省のホームページ、事細かく詳細に記されていますので、ちょっとパソコンが使えるとか、そういう方であれば可能かと思えます。

一般的な手続内容については、法務局のほうで随時予約を受けて説明をしているということでございます。ただし、法務局では、例えば遺産分割協議書、どうしたらいいだろうとか、遺言とか、遺贈によるものはどうしたらいいとか、そういった内容については、法律行為になるので相談は受けられないということでございます。それと、書類の作成に当たってのまた相談とか援助、助力、そういったものも法務局では行えないというふうなことでございますので、町としても直接的にそ

れに関わることはちょっとできないかなとは思っています。

ただ、そういったことで法務局からの場所提供依頼とかそういうものがあれば、町としても協力していききたいなと思っています。

以上です。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） 私も登記手続の案内の御利用というのを法務局に行ってもらったんで、現在はちょっとコロナの関係で電話のみの対応というように、今は変わっているかも分かりませんが、もらったときからなっている。そういうことで、もしか、できりゃあこういうホームページで入れるとかいうのも知らない人は結構いると思うんです。それで相続登記が義務化されたら、そういうことと同時に合わせてこういうことをして、ほいで、まあ本人、個人が登記をされる場合はこういう手続でと、さっき言われたみたいに手取り足取りは教えてくれんようです。これを見ても。それは分かりますが、その入り口だけでも皆さん、町民の方が分かれば自分でやってみようというような人もおられるんじゃないか。先ほどの話に戻りますが、高齢者の生きがいといいましようか、ちょっと勉強してみようと、一生懸命やってみようと、そういうことも起こるんじゃないかと思うんで、そういう講習会をぜひ開いていただきたいと、このように思っております。

それから、このように相続登記が義務化されたということで、いろいろ幽霊土地といいましようか、所有者が分からないという土地が、これ今後減ってくると思いますが、今現在そういう所有者が分からないという、税務のそういう内容性とかの中でそういう方はやっぱりいらっしゃいますか。

○議長（南 一成議員） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 直樹君） 相続登記の未了は相当数あるのはあります。で、税務課としては、相続人を調査して、相続人代表者に対して納税義務をしていただいているということで、相続人がいない場合にはまた別の法的な措置がありますので、そっちのほうで対応をしております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） この相続登記の義務化になりまして、ずっと所有権等がはっきりしていくと思いますので、税務のほうも、そのあたりはよくバックアップされて、指導されて、スムーズにいくようお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、落合祥二議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） 私たち議員は任期が来年の２月２６日までですので、今回は最後の定例会で、私にとりまして最後の一般質問になりますので、よろしくお願いいたします。

それでは通告に従い、２件の質問をいたします。

質問方式は一問一答で、答弁は２件とも町長にお願いします。

まず、１問目の上関の中間貯蔵施設についてです。

上関町で中国電力が進めている中間貯蔵施設計画について、中国電力は、先月の１５日に立地の可能性を調べるボーリング調査の掘削工事が終了したと発表しました。上関の中間貯蔵施設について、本年９月議会で西本篤史議員の一般質問で回答されたように、町長は当初から「本町は、温暖で瀬戸内海に面した豊かな自然と住みやすい環境に恵まれており、そうした中で、これまで将来にわたり安心して結婚、出産、子育てできる環境づくりに積極的に取り組んでまいりました。これからも継続してそうした取組を進めていく際には、仮に中間貯蔵施設が上関町に建設されるということになれば、本町のこれまでのそうした将来に向けてのまちづくりや移住・定住に向けての取組に対して大きな影響を与えるものだと思いますし、本町を含めた周辺市町のイメージ低下にもつながるのではないかと危惧をしている」と見解を述べておられます。多くの町民は町長の見解に賛同していると私は思っています。一方、本町では、本年２月２７日に田布施町議会に対し、上関町の中間貯蔵施設の建設に反対する田布施町民の会から、上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する決議の採択、議会に対してですけど、決議の採択をお願いする陳情書が提出され、その後、町内２,５４９名、町外４６４名、計３,０１３名の署名簿も提出されました。

さらに、本年５月１７日には、田布施町連合婦人会から議会と町長に対して、上関町での中間貯蔵施設の建設の反対をお願いする陳情書が提出されました。

また、隣の柳井市では、先月の２２日に平郡島の地元自治会が、上関町の中間貯蔵施設について市内の約半数の自治会で行った住民アンケートで、計画の反対が７割に上がったことを示して、計画に反対意思を示すよう柳井市長に要望されました。

これらを踏まえて、次についてお尋ねいたします。

１点目、多数の原発が立地している福井県内で、かつて中間貯蔵施設を容認する動きがありました。具体的に申し上げれば、原発を立地している福井県美浜町では、今から２０年前の２００４年、平成１６年ですが、４月１４日に、その町議会の臨時会において中間貯蔵施設誘致推進決議が採択されたことから、町では翌１５日に、関西電力に対して、中間貯蔵施設の立地に向けた調査等の諸準備に取り組むよう申入れを行っています。

もう一つ、原発が立地している同じ福井県の高浜町では、同じく今から２０年前の２００４年、

平成16年4月に当時の町長が、当時は今井町長というふうに書いてありましたけども、関電社長に対して、引き受けるところがなければ引き受けるかと打診しているというようなことも聞いております。

原発が立地している福井県おおい町に隣接する小浜市では、議会が同じ20年前の2004年、平成16年3月24日に使用済み核燃料中間貯蔵施設の誘致推進に関する決議を賛成多数で可決しています。

そうした動きがあった後、私も同僚の高月義夫議員と内山昌晃議員と一緒に、今の福島第一原発、事故が起こったその視察をしたんですけども、その事故がその後に、ちょっと話が前後しますが、2011年、平成23年の3月11に起こったわけです。マグニチュード9.0、震度7という日本観測史上最大規模の地震が発生して、その大津波が東日本の沿岸部を襲い、地震と大津波で東京電力福島第一原子力発電所事故が起きたわけです。この事故の影響があつてか、福井県内の中間貯蔵施設を容認する動きは止まっているわけですね。そして今に至っていると思っています。

東京電力福島第一原子力発電所事故以前は、福井県内でこのような誘致が推進されていたわけです。それが事故を起こってからはやめている。それをそういうことから今、上関に船に乗って上関まで運ぶということで、それが進められているわけですけども、このことについて町長はどう思われますでしょうか。

それから2点目に、田布施町民の会、田布施町連合婦人会の陳情書をどう考えておられますかということで、ちょっと陳情書を読まさせていただきます。

上関町の中間貯蔵施設の建設に反対する決議の採択をお願いする陳情書——これは議長に対して出されておりますが——陳情書は上関町の中間貯蔵施設の建設に反対する田布施町民の会です。陳情の要旨は、田布施町議会として上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する決議を採択するよう陳情しますということです。

2番目の陳情の理由は、令和5年8月2日に中国電力は、上関町に対して、関西電力との共同で、原発の使用済み核燃料の中間貯蔵施設に係る立地可能性調査を上関町に申し入れ、上関町長は、中国電力と関西電力が共同で、使用済み核燃料を保管する中間貯蔵施設を上関町に建設する計画をしていることを発表した。同年同月18日に上関町長は、住民に十分な説明もしないまま、周辺市町に相談することもなく、異例の早さで調査の受入れを決定した。中間貯蔵施設は、使用済み核燃料を一時的に保管する施設として建てられ、六ヶ所村再処理工場に搬出することを想定しているが、再生工場は着工から31年経過した今も稼働していない。また、原発の使用済み核燃料から出る高レベル放射能廃棄物、核のごみの最終処分場の場所も、今もって決まっていない。昨年の10月3

0日、処分地選びをめぐり、日本地質学会の会長経験者を含む研究者、教育関係者や地質コンサルや300人が、地殻変動の激しい日本では廃棄物を10万年にわたって地下に閉じ込められる場所を選ぶのは不可能、つまり日本には適地はないと指摘し、処分の抜本的な見直しを求めています。つまり、核燃料や核燃料サイクルは行き詰まっていると言わざるを得ない。そうした状況から計画されている上関町の間蔵施設は最終の処分施設になる可能性が高く、強い懸念を抱く。中間貯蔵施設を建設するものなら、運搬の安全性やコストを考えれば原発の敷地内に造るのが望ましい。なぜ上関町に設置するのか。なぜ関西電力のものまで上関町に持ってきて貯蔵するのか理解できない。風評被害も確実に起きる。既に起こりつつある。上関町の間蔵施設計画の話聞き、移住希望者も移住を取りやめる事態になっている。子育てをするなら安全で安心な場所で生活したいと思うのは当たり前のこと。上関町に中間貯蔵施設ができれば、田布施町のイメージ低下は避けられない。田布施町のまちづくり計画の中で、人口定住対策、企業誘致等の施策に不透明感が漂う。元日に能登半島で震度7の地震が発生した。日本は地震大国と言われている。上関町や田布施町を含む周辺市町に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70から80%の確率で発生するとされている南海トラフ巨大地震がある。政府の中央防災会議の被害想定によれば、この巨大地震が一たび発生すると、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7になる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域で震度6強から6弱の強い揺れになると想定されている。また、関東地方から九州地方にかけての太平洋岸の広い地域に10メートルを超える大津波の襲来が想定されている。こうしたことから、もし中間貯蔵施設や運搬経路において事故が起これば、上関町だけにとどまらず、周辺市町、山口県、瀬戸内海、西日本、日本全体に影響する。これは、これほど重要な問題は上関町だけで判断することはできない。今、我々は田布施町や周辺市町の子どもたち、孫たちのためにも安全安心で豊かな地域づくりの選択を間違ってはならない。将来にわたってこの命に関わることだけに、想定外であるということは許されない。正しい選択は今生きている我々の責任である。よって、別紙のとおり決議を採決されるよう要請、陳情しますと。

決議につきましては、時間もありますのでちょっと省略します。

これは、先ほど言いましたかもしれませんが、令和6年、今年の2月26日に出された陳情です。

もう一つ、田布施町連合婦人会から出された陳情、これは令和6年の5月15日ですけども、議長と町長に対して出されていると思いますが、「上関町での中間貯蔵施設の建設の反対にお願いする陳情書。中国電力は使用済み核燃料を保管する中間貯蔵施設を上関町に建設を計画していることを発表し、上関町は調査の受入れを決定しました。悲惨な福島原発事故を見て、他人事ではなく、身近な問題となり、このままだと建設を受け入れることになりかねません。今後30年以内に発生す

るとされている南海トラフ巨大地震が発生すると、中間貯蔵施設においても事故が起こる可能性があります。風光明媚な瀬戸内海と住み慣れた田布施町を子どもたち、孫たちのために安全安心に暮らせるよう、建設に反対をお願いいたします」というものです。

3点目に移ります。田布施町民の会が本年4月27日から5月31日の約1か月間で集めた署名数について、どう捉えておられますか。

次、4点目、今後、上関町の間接貯蔵施設についてどのように対応するのですか。

以上4点をまず最初の質問といたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えをいたします。

1点目の福井県でのいろんな過去の経緯、御質問でございましたが、私も詳しく承知しておりませんので、この場の具体的な回答というのは差し控えさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

次、2点目でございますが、田布施町民の会、そして田布施連合婦人会の陳情をどう捉えているかとお尋ねでございますが、これまで上関町の間接貯蔵建設に関する私の考え方につきましては、今、落合議員申されましたように、当初から私の見解として申し述べさせていただいており、しかし、お尋ねの陳情につきましては、現在議会でも審査をされているところでありますが、私といたしましては、それぞれのお考えや立場で寄せられたものであり、非常に重く受け止めております。

3点目の、田布施町民の会が集められた署名数についてでございますが、町内・外合わせまして3,000名余りと聞いております。これは中間貯蔵に対する不安や、このときの上関への中国電力の申入れが突然で、なかなか理解し難いというか、様々な理由があったのかも分かりませんが、そうした多くの署名になったのではないかなという受け止めでございます。

4点目の、今後の上関町の間接貯蔵に対しての対応でございますが、これまでも答弁してまいりましたが、周辺1市2町で、国や電力会社に対しまして、地域の住民が十分理解できる説明をしていただくなど、まず周辺地域の住民に寄り添った丁寧な対応をしていただきたいというのが私の実感でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） ありがとうございます。町長にはこの件について権限がないわけですから、なかなかその辺は発言というのは難しいところもあるとは思いますが、町長さんがそういうまちづくりとか人口定住の立場で、そうやって踏ん張っていただいているということは大変うれしく私は思っております。

それで、再質問に入るわけですが、私は、中間貯蔵施設ができなければリスクはありません。全く今までないのと一緒にですから。でも、できれば、田布施町民は将来にわたってリスクを背負うことになります。何かあったときにはあれは大丈夫なんだろうかということですね。それが今からもし仮にできるとしても、工事もある、そして50年間も保管するということですから、本当に50年で済むかどうか分かりませんが、将来の町民に、やっぱり私は一議員として、この問題を見過ごすわけにはいかないというふうに思っております。

そこで、ちょっと上関町の中間貯蔵施設から田布施町の距離というのを、ちょっとパソコンで調べてみたんですが、たまたま上関町原発予定地からの距離というのがありましたんで、それで調べますと、田布施町で一番近いところは刈島ですけども、10.5キロメートルです。12キロメートルになると馬島全島と梶取岬ぐらいまでになります。そして15キロメートルだと上組のテクノセブン、高松八幡様、浜城のボートレースのオラレ田布施、役場は18キロメートルぐらい、多少誤差はありますよ。そして田布施駅が18.5キロメートルです。20キロメートルになると潤田とか、宿井団地の北側のいちごランドとか、行者山の山頂、大波野のうどんの克付近、そして25.5キロメートルで小行司を含む全町がその円の中に入ります。

ちなみに、東町長の家を調べてみたら19.6キロメートルでした。私の家が17キロメートルです。仮にできて事故が起これなければいいんですけども、放射線というのは目に見えないし、いろいろその辺があります。

先ほど原子力発電所に同僚の議員と一緒に3名で行ったという話をしましたが、原子力発電所は事故というのは、福島第一原発と第二原発があつて第一原発のほうで起こったんですが、これは1号機から6号機まで合わせて6つの原子炉があります。東京電力と日本政府は、福島第一原発の全原子炉を廃炉にすることを決めております。事故当時は稼働していたのは1号機から3号機、4号から6号機は定期点検中でしたが、5号機と6号機の原子炉には核燃料が入っていました。1号機から3号機は津波などによる影響で冷却装置が停止して核燃料が溶け落ちるメルトダウン——あの頃メルトダウンは有名な言葉になりましたけど——が起きました。さらに発生した水素が建物の上部にたまり、1号機と3号機、それに水素ガス、3号機から流れ込んだ4号機で水素爆発が起き、放射性物質の放出、拡散と汚染の状況というふうになったわけです。放射線も、ベント、水素爆発、格納容器の破損、冷却水漏れなどにより大気中土壌、たまり水、立坑、海水及び地下水への放射性物質が放出されました。放射性降下物は日本国内外に広がり、福島第一原発から放射性物質の放出は、3月14日深夜から16時まで最大のピークがあり、3月20日から23日にも、これに次ぐ放出量があったと見られます。3月15日前後の放出は、主に2号機からのものと考えられ

ているが、3月20日からの放出の原因は不明です。放射性物質の拡散及び土壌の沈着状況は、風向き及び降水に大きく左右されるため、原発からの距離が同じでも放射線量は大きく違い、放射線状況は同心円状ではなく、放出された放射性物質は、14日深夜から15日未明までには南西への風で茨城県方向へ流されたが、風向きは次第に南向きが変わって、やがて降り出した雨によって放射性物質が地上に降下したことで、群馬県と栃木県の北部に汚染をもたらした。さらに15日午後には福島県中通りで、15日夜には原発から北西方向の地域で、雨によって放射性物質が地上に降下し、高濃度の汚染地域が作られた。また、3月20日午後には北向きの風で運ばれた放射性物質が、雨によって宮城県と岩手県の県境付近に降下、3月21日夜から22日未明には南向きの風に運ばれて茨城県南部や千葉県北部、柏市付近へ汚染をもたらした。千葉県は福島県とは隣接していないんですよ。でもそっちのほうまで行ったということでございます。

それともう一つ、村岡知事の記者会見でのことをちょっと紹介させていただきますけど、11月13日の知事の記者会見で、これは以前にも言っておられたことですが、前に二井知事が、上関原発について国に意見書を、平成13年の4月23日に、2001年のことですが出しておられます。そのときには当然、福島事故はなかったわけですが、その中の安全確保についての中に「特に使用済み燃料の貯蔵・管理について、発電所内での新たな貯蔵施設に頼らないで済むよう、また、発電所内での貯蔵管理が長期にわたらないよう、適切な対策を講じること」という意見書があります。これは要は、上関原発ができてもしようしてくださいよということです。ところが、そのことに関連して村岡知事は記者会見で、「問題意識とすれば、本体といいますか、原発そのものがそこに立地するという計画はあるわけで、そこで生み出された使用済み燃料というものは、そこにためるのではなく、外に出してくださいねというのが基本的な考え方なわけです。そういう中で、その計画がありながらということは、それがまた動き出すということを計画として持ちながら、一方で他の地域から使用済み核燃料を受け入れるということについては、それはそごするところがあるものではないかと思えますし、負担として、自分のところでも出しながら外からも受け入れるというのは、その分余計にかかるわけですから、負担として大きいものであると思えますので、そこについてはよく確認をし、我々としても判断をしていかなければならないと思えます」というふうにおっしゃられているんですよ。村岡知事は賛成でも反対でもないが、この件についてはこういうふうに触れられています。

述べれば切りがないんですけども、先ほど福島原発事故の場所に3名で視察に行ったという話をしましたけども、本当閑散としています。昔のにぎやかさというのはないんだろうと。至るところに帰還困難区域というのがありまして、バリケードが敷いてあるし、除染した土とか、そういう

除染したものが至るところに袋に入れて置いてあったりしてありました。なかなかそういう形で、住民が帰ってこられるというのはなかなか難しいんじゃないかなというふうに、私の直感ですけど思いました。

それだけ悲惨なということで、ユーチューブなんかを見ますと、原子力村で働いて、原子力のために働いた方のユーチューブのインタビューとかいろいろそういうのを見ますと、やっぱりもう帰れないというような意見、あれから何年もたちますので、今さらそこで生活するというのは難しいというのがありますので、なかなかこれは大変な事故が起こってしまったなというふうに思います。上関に万が一できて事故が起きるかどうかちゅうのは分かりませんが、万が一のことはやっぱり考えていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っています。

そういう意味で、回答は難しいとは思いますが、見解をちょっと町長、述べていただいたらと思います。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、落合議員がおっしゃいましたことは確かでございます、いろいろ時間的なあれが違いますんで、福島の話もそうですけども、結構時間経過があるものを今日ぱっとこう並べると、なかなか知事の発言も評価が難しいと思います。お分かりでしょうが。確かにそうなんです、私が申し上げておりますのは、危惧していますということしか申し上げておりません。いろんな考え方があって、想定もできるわけですけど、やはり相当心配をしている、危惧していますというのが私の今の本当の実感でございます。

今後、国として、原子力を20%ですか、使っていこうという国の考え方があって、ここにも原子力の光が入ってきているのかは知りませんけども、そういった中で、それをどう考えるかというのは、やっぱり国民的な論議をまず経てやっていかにやいけんのじゃないかなというのが、米軍の話と一緒にですね。米軍は要らない、沖縄へ持ってっちょきやいいという論議がもう今は通らないという話、それとあんまり変わらないじゃないかなと思います。ないほうがいいよと。でも、あっても困るよという話なんで、原子力、電力、その経済的なものを位置づけというのは非常に大切だろうと思いますが、一方、落合議員が申されますように、そういう人間と共存しないというリスクが当然前提としてありますものですから、それをどういうふうに管理していくのかというのを注視をしていきたいなと思いますし、これから上関のほうでも結果報告があって住民の方へも説明があるかと思いますが、その辺も注視しながら、周辺にも同じ目線で説明をしていただきたいというのが1市3町の考え方でございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5 番 落合 祥二議員） 国民的議論が当然なけりゃいけないと思います。一方的に進むような気がしてなりません。

陳情書にもありましたように、結局将来の町民のためにどうなんかということであります。

それと、どっちの陳情にもそういう将来のことを踏まえて陳情されております。今後、この反対の運動というのはどういうふうに展開するかは私も分かりませんが、多くの町民は、町民含めこの周辺での反対が間違いなく多いんですね。それは、やっぱり首長というのは、そういう民意を見て判断していただきたい。もし知事からそういう問われたときには、その辺のことをちゃんと、住民あつての市町村ですから、そういうふうにしていただきたいなというふうに思っております。

この件については言ってもしょうがないんですが、あと、またネットで調べていたら、さっき言うた高浜町、最近の町長さん、前のとは違いますけど、どうも、新聞記事を見たんですけども、福島原発事故があった後も「どこも引き受け手がないのなら引き受けてもいいよ」というようなことも言っていらっしゃるみたいなんです。だから今後これがどういうふうに動くか分かりませんが、反対なら反対の意思ちゅうのはちゃんと継続していかないと、ずるずるといつてしまう、それはあるというふうに私は思っております。

それでは、1 問目の質問はこれで終わります、2 問目の予約型定額乗合タクシー「のりーね」について質問をいたします。

地域公共交通については、令和4年3月議会、6月議会、12月議会、令和5年6月議会で一般質問という公開の場で実現を求めてきました。私だけではありませんけど、他議員も一緒に実現を求めてきました。そして来年2月3日、月曜日から予約型定額乗合タクシー「のりーね」としてスタートすることに感慨深い気持ちであります。この事業に携われた職員の皆さん並びに町長及び副町長に感謝申し上げます。

一方、今月2日から開かれたのりーね利用説明会の5会場に私は参加しました。その説明会での質問や意見をお伺いして、予約型定額乗合タクシー「のりーね」について多くの方が大変関心、会場に来られた方はそんなに多くはなかったですけども、いろいろ私の周りに聞くのに、大変関心を持たれているとともに期待されていると感じております。

この事業については、まず実証運行を行い、その利用者の意見を聴いてよりよいものにしていくとのことですが、これらを踏まえて、次についてお尋ねいたします。

1 点目、「のりーね」というネーミングは大変すばらしい名前だと思います。命名の経緯を教えてくださいたいと思います。

2 点目、実証運行はいつまで行うのですか。実証運行期間中でも、サービス内容を住民の声が大きければ変えることがあるのでしょうか。

3 点目、運賃は月定額 3,500 円で、1 日 2 回乗車まで、1 か月 20 回乗車までと制限されております。1 日 2 回という乗車までの制限については、普通私らでも出るときには 1 日、例えば自宅から病院に行けば、次は病院からスーパー、スーパーから自宅というように最低 3 回は乗車するという人がほとんどだと思うんですけども、実証期間中は 1 日 3 回乗車はできるようには期間中でもできないのでしょうか。

4 点目は、この制度とは別制度なんですけど、よく聞かれるので確認のために質問します。のりーねが運行されても、自動車等を所有していない 75 歳以上の在宅高齢者や障害がある方を対象としたタクシー初乗り運賃を助成する制度は継続として考えてよろしいのでしょうか。

以上です。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

令和 6 年 11 月の全員協議会並びに広報、ホームページでもお知らせをいたしております予約型定額乗合タクシーののりーねの実証実験につきましては、令和 7 年 2 月 3 日の運行開始に向け、現在準備を進めております。

1 点目の御質問の「のりーね」の名称についてでございますが、子どもたちに考案してもらおうということで、愛称募集のチラシを夏休みの間に児童生徒さんにお配りし、50 点近くの応募がございました。その中から採用させていただきました。

当初は、子どもたちに乗合タクシーという、もともと子どもとの関連が薄く、いい名前がもらえるだろうかという不安ではございましたけども、子どもたちも十分理解していただいて、素晴らしい名称を多数応募していただきました。しかし、中でもこれしかないと思うほど分かりやすく、「乗りいね」という方言も含めた、ひときわ目を引くいい名前ではなかったかなと思っております。

2 点目の実証運行はいつまで行うのか。実証運行期間中でもサービス内容の変更を変えることができるのかとの御質問でございます。

現時点では、来年夏頃に利用者アンケートを実施させていただき、効果測定などの検証を行った後、内容の見直し、または新たな内容を盛り込めるか協議を行う予定といたしております。

実証運行期間中の変更につきましては、中国運輸局に届出をしております運行内容に影響のない範囲であれば、必要に応じて変更できるものと承知をいたしております。

3 点目でございますが、1 日 2 回ではなく、3 回乗車できるようにならないかとの御質問でござ

います。

今月、各公民館で行いました利用説明会でも同様の御意見を多数頂いております。回数につきましては、運行を開始する上で幅広く御利用いただきたいとの考えから設定をしたものでございますが、期間中に受付オペレーターと利用者の方でトラブルが発生しないように、お一人に1日何回も予約が偏らないようでしたら、柔軟に対応していただければと思います。ある人に利用が集中して、ほかの方が全く乗れないということになってはいけませんので、その辺、実証運行の中でオペレーターの能力の開発とか、システムの改良、その辺も含めて考えていきたいと思います。

また、御要望も多いようでしたら、1日4回までという乗車が可能となるように変更していきたいという考えも持っておりますが、しかし1か月20回という、月の20回という回数制限がございますので、これは運行を委託している業者との基本的な取決め事項でございますので、こちらのほうは当分の間ちょっと変更することができないと思いますので、月を優先するか、日にちを優先するか、その辺はまた利用者の方の御意見も聴きながら協議をしてまいりたいと思います。

最後に4点目の、今後の高齢者福祉タクシーの利用助成制度等を継続してほしいとの御要望でございますが、高齢者福祉タクシーの利用助成制度は引き続き当然実施をしてまいりますので、目的に応じて、のりーねと福祉タクシー、相互に利用していただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 一度、実証実験ということでチラシも作られて走っておりますので、今すぐというわけにはいかないし、アンケート調査を夏頃やってみるということですので、その辺で十分住民の意向も分かるんじゃないかなというふうに思っております。中には、初めは1回だけ1,000円でしたかね、そういう案もあったと思うんですけど、1回だけ利用するちゅう方もあるんじゃないかな。1日ですから、行って帰れば2回になるんですけども、そういうのはどうなんかなという気もするんですけども、大体、柳井市とかいろいろやってところは1回当たりでやっているわけですから、定額というのも大変いいアイデアとは思っているんですが、一方でその辺の需要はどうなんかなというのを思っております。

それともう一つは、町外への運行、これが今後課題になってくるんだろうと思いますので、隣接している市町との協議も必要になってくるんだろうと思うんですが、その辺もよろしく願いしたらということと、今言われた1日の回数、質問して申し訳ない、月は20回というのは運行委託業者との取決めで、これはもう変えられないというように理解してよろしいんですかね。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） この件につきましては、今までも議員さんから何回も御質問を頂いていますが、タクシー業者がいて公共交通があるという、これが前提の仕組みなんです。タクシー業者がない地区に公共交通がある場所がありますけれども、これは自由にタクシーみたいにやられて結構なんですけれども、田布施町はタクシー業者の育成も含めて、弱者も含めてウィン・ウィンの関係ができないかということでこの制度を始めていますので、1回で金銭のやり取りをするということを業者と、当初は定額と、言われるように1回限りというのが案としてあったんですけれども、運行する業者のほうで金銭のやり取りができないということなので、その話は今回の実証実験の中では消えています。将来的にそれが出てくる、可能性として業者のほうでやりますねという話になれば、そういう案も出るかも分かりませんが、現時点では今、業者との間でそれは成り立っていませんので、それは今難しい状態です。

それと町外につきましては、基本的には公共交通の中ではできませんので、だから先ほど申し上げましたように、のりーねがタクシーと同じと考えてもらっては困るということなんです。だからタクシーのように便利にのりーねが乗り回せる、それは利用者にとっては、多分それがいろいろ要望意見としてこれからも上がってくると思うんですけれども、そうするとタクシーのほうも、やっぱり業務が減ってきたり、いろいろ影響を受けたりするんで、今現在時点で町と運行业者との間で合意できている点は、20回の上限設定、これもだから運行の様子を見て、これが変更になる可能性はあります。でも現時点の実証実験の中では、上限は20回で、のりーねプラス通常のタクシーも利用していただきたい。要するに、町外に行くときはバスとの接続が今回ののりーねはできるようになっていますんで、バスとか電車とかの接続が可能な方法を取らせていただいていますんで、それとまた別に直接柳井の病院に行きたいという方は、それは目的に応じて福祉タクシー等を利用して、そういう形の利用、だから、用途に応じていろんな形で利便性を求めてほしいというのが今回のこの制度の構築なんで、これによって免許返納も、今まで補助を出していましたが、この制度を取り組むことによって免許返納もやりやすくなるのかなというような形でこの事業を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） それと研修も副町長とは一緒に行ったんですけど、そこで、子どもがふるさと納税を使うて、子どもがそういう券の1か月分を町のほうに奨励金としてもらって、親にやるというのもあったと思うんですけど、その辺は何か、この計画の中にはありませんので、例えば私の子どもが東京におったときに、私がそういう車を運転しないときに、子どもが親のためにふるさと納税をして、その返礼品としてこの乗車券を1か月とか、2か月、3か月買ってくれる

と。それを親が使うというそういう制度、それについて、今は無理なんだろうけども、どういふふうを考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） ふるさと納税の田布施町の現状というのは、ちょっとじり貧の状態が続いています。高額商品というのがなかなかないんで、指示したのは総務省の許可が要るので、こののりーねの事業自体をふるさと納税にできたらいいということで、今指示をしていますので、総務省のほうでオーケーが出るとかいうのは来年に多分なると思うんですけども、それになると言われるように、子どもさんとかお孫さんが都市部とか田布施町以外でいらっしゃるって、所得税とか、要するに税金を納めていらっしゃる方がいらっしゃれば、ふるさと納税としてやっていただければ2,000円程度の金額で寄附ができるというような制度があるので、やるとしても1年とか半年とかぐらいのレベルの期間を設定しないといけないと思うんですけども、言われるようにできたらいいなということで方向性はそちらに向いております。ただ、許可が出るかどうかというのは分かりませんけれども。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 了解しました。できたらいいですね。とってもいい制度になると思います。

それと「のりーね」というネーミングですが、後で気づいたんですけど、広報に命名した方の、小学生であったと思うんですが、2名の方が載っておられましたけど、2名は、たまたま2名いらしたのか、それとも話し合って2名になったのか、ちょっとその辺教えていただきたらと思うんですけど。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） この決定した「のりーね」の愛称につきましては、城南小学校2年生の女子の方、また麻郷小学校3年生の女子の方、たまたま同じ名前を考案されて、2名の方が採用されたということでございます。

それと、ちょっとこの場を借りて補足なんですけど、来年2月3日運行開始ということで、午前中10時から、のりーねの出発式を保健センターで行いますので、また来週、議員さんにも御案内文書をお渡ししますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） そしたら私も周りの人や友人らに「のりーね」「のりーね」と言って宣伝しますんで、よろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、落合祥二議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を１０時４５分、再開したいと思います。よろしくお願いします。

午前１０時３１分休憩

.....

午前１０時４５分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、河内賀寿議員。

○議員（８番 河内 賀寿議員） 私ごとですけど、秋から病気入院で長期入院しましたので、皆様に大変御迷惑をおかけしました。そして温かいお言葉、どうもありがとうございます。非常に心にしましたので。大分もう、１２月になりましたのでよくなりましたので、今後ともよろしくお願いします。本当にいろいろとありがとうございました。

それでは一般質問に行きますので。

１問目、行きます。質問事項１、南海トラフ地震対策は万全かということで、東町長、お願いします。そして一問一答でございます。

いずれ南海トラフ地震は来ると言われています。明日かも１０年後かも予知は無理らしいが、震度７で死者が万単位の予想とのこと。ちょうど３日前に見たテレビですけど、南海トラフのシミュレーションでしたので、何と３２万人とまで言っていました。発生の時間が朝なのか、昼なのか、深夜なのかにも関わり、被害はいろいろとあるようでした。本町もいろんな対策をされていると思いますが、十分でしょうか。

そして、役場や公民館などのレトルト食品の缶詰などの食料備蓄は、１週間分はあるのでしょうか。

都会ではなく農家も多いため、飢えることはないと思いますが、災害時の連携など、新しい対策などあればお答えをお願いいたします。

イメージとしては、震度７で古い家がかかなり潰れて、スーパーマーケットの地元だとマックスバリュや丸久などの駐車場に一例に並び、ペットボトルやレトルト食品を受け取れるというようなシミュレーションなどを民間ともされているのではないかと思います。そういった連携などについても御説明をよろしくお願いします。

これ、町長、よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

南海トラフ沿いの大規模地震は、マグニチュード8から9クラスで、今後30年以内に発生する確率が70%から80%とされており、昭和東南海地震や昭和南海地震の発生から約80年が既に経過していることから、切迫性が高いと言われております。しかし、南海トラフ地震に限らず、風水害など大規模な災害はいつ発生してもおかしくない状況だと考えております。

田布施町における南海トラフ地震の被害想定は、最大震度が6弱、最高津波水位3.4メートル、被害想定の人的被害については、死者についてはゼロでございますが、負傷者が21人、建物被害は全壊・焼失49棟、半壊551棟の被害想定となっております。しかし、こうした国や県が示します被害想定をさらに超える被害も考慮して防災・減災対策をしておかなければならないと考えております。

また、県では令和6年能登半島地震を踏まえて、有識者等による山口県地震・津波防災対策検討委員会が設置され、県内の地震・津波被害見直し作業が進められております。令和7年度中には、当委員会の調査報告書が公表される予定と聞いております。

町では、この調査報告書を基にハザードマップの更新や田布施町地域防災計画、田布施町国土強靱化地域計画等の改訂を進めていくことといたしております。

御質問の役場や各公民館、避難所の備蓄品の確保については、昨日、神田議員の一般質問でもお答えしましたが、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達、その輸送方法については、国、県及び町の役割分担を踏まえ対応してまいりますが、町では、災害対策基本法及び田布施町地域防災計画における食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画に基づき、今後の備蓄における基本的な方針、備蓄品目、備蓄数量等の見直しを行い、今年度中を目途に田布施町備蓄計画を策定することといたしております。

今後、厳しい財政状況ではありますが、財源の確保を図りながら備蓄品の整備を進めてまいりたいと思います。

また、民間企業等からの物資調達については、災害協定の締結企業等との協力体制をしっかりと確保していきたいと考えております。

最後に、南海トラフ地震の防災・減災対策や津波災害対策については、町民の命と生活を守るまちづくりのため、第6次田布施町総合計画や田布施町地域防災計画、田布施町国土強靱化地域計画等を推進し、防災・減災対策に引き続きしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○議員（8番 河内 賀寿議員） どうもありがとうございます。今聞いた話でいくと、備蓄計画を

まだこれからやるということの話でしたが、1週間分ぐらいこの下の倉庫にありますとかいう話じゃないという感じで捉えてよろしゅうございますね。やっぱり予算の関係もあるから、あと賞味期限とかの関係もあっていろいろ大変なんだろうと思いますけど、差し当たってないんですね、この下に。そういうことですね。ちょっとお願いします。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 備蓄品の日数の確保というところで、例えば避難所って34か所ございます。全員が収容できるのは6,190人と今、田布施町はなっていますけど、それ1週間分というものは今確保していないという状況ではございますが、ただ、避難所11か所と備蓄品倉庫10か所ございます。それぞれにいろんな、例えば食料等が12種類とか、生活用品が13種類、毛布とかアルファ米とか、あと台所の食器が3種類と、また衣類であれば使い捨ての手袋が2種類、あと応急用品等であればテントとか、避難所用のマットなど19種類あったり、電化製品なども4種類という形でそれぞれ避難所11か所と備蓄倉庫10か所あります。ただ、これでいいとは思っていないので、十分まだまだ整備していかないといけないと思っていますので、ちょっと今年度中に備蓄品目とか数量の見直しを行いまして、先ほど町長の答弁ございましたけど、今年度中を目途に備蓄計画のほうを作成していきたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） どうもね。ゆっくりね。ゆっくりというとなあれですが、備蓄を充実させるやつをいろいろ検討されるんと思いますけど。今、電化製品ということもありましたけど、さすがに電気が来んかったら、懐中電灯みたいな、あれ等を考えたら違うんと思いますけど、例えば扇風機が動くとかは結構な電力だと思うんで、あれですかね、やっぱり折り畳み式のソーラーの何か、ああいうのも買ったりするんですかね。テレビショッピングなんかでもよく見ますけど、ああいうイメージですかね、電化製品というのは。すみません、お願いします。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 先ほど電化製品4種類と言いました。その中には懐中電灯等は当然入っているんですけど、それ以外にもLEDの投光器とか、主に投光器などが想定をしております。ただ、それ以外にも、先ほどちょっと町長答弁ありましたけど、民間企業等の物資調達については、災害協定結んでいますんで、物資だけじゃなくていろんな資機材等も含め、43の民間業者と協定を結んでいますんで、本当に大規模災害が起こったときは、もちろん国・県との連携も必要だとは思いますが、そういう民間企業との協定を基に物資調達等をしていくようになるんだろうというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（８番 河内 賀寿議員） ゆっくり協議されて立派なそういう備蓄の関連をやっていただきたいなと思います。

今、朝のドラマで「おにぎり」というやつをやっている、ちょうど主人公が幼稚園児ぐらいのときに阪神大震災に遭って、体育館に避難するシーンがありまして、ニュースでは見たことのないシーンで、せっかくおばさんが一生懸命ガスコンロぐらいとかで炊いてきて２０個ぐらいおにぎり作ってきて、食べないってやったら、冷たくてレンジでチンしてくれっていう、レンジしていないのを無邪気に幼稚園児が言うシーンがあって、ああ、こういう感じのことが実際にあったんだなと思いました。そしてやっぱり温かい飯というか、温かい御飯、炊き出しというのはすごい大事なことで、テレビの朝のシーンで思ったんですけど、炊き出しとかに関しての野外炊飯ジャーがあるということもないと思いますけども、温かい御飯を提供するというイメージでの関心、もちろん１日目からしろってのはないですけど、３日目とか４日目とかになるかもしれませんが、温かいものを提供するということに関しての協議されたことがあったら、ちょっとお願いします。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） やはり避難所生活というのは大変で、温かい食品とか出せばいいんですけど、今議員おっしゃるように、やはり発災後しばらく、一日二日というのは、やはりレトルト食品とか、温かいものを必ず出せるとは思っていません。もう本当におにぎりとか、カップラーメンもお湯が沸かせるのかとか、それはいろんなことをやっぱり想定しないといけないと思います。炊き出しも各地域いろいろ、婦人会含めていろんなことを訓練をされていますけど、本当にそこもできるのか。質問でもございましたけど、田舎だと野菜とかがあるっていうのもありますけど、本当にいろんな方からそういう調達もしていかないといけないんじゃないかと。そういう取組もいざというときは必要ではないかと思います。そういうのも含めて、そういう話をされたかといいますと、特に炊き出しに限っての話し合いはしたことはございませんけど、災害が起こったときにどういう行動をしたらいいのか、町として、災害対策本部としてどういう指示をしたらいいのかというのは、シミュレーションとしては行っています。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（８番 河内 賀寿議員） やっぱり炊き出しとかもいろいろ考えていただければね。やっぱり温かい御飯は３日目、４日目頃は特に欲しがるという表現もあれですけど、体が訴えると思いますので、いろいろまた御検討お願いします。

南海トラフだと地図で見るととんでもない広い、この辺から東京辺りまで物すごい地震の被害だ

から、さすがに自衛隊の皆さんとかがいろいろ炊き出しの野外炊飯車ですか、あんなの持ってすぐこの辺に来てくれるということではなくて大変だと思いますので、やはり町独自でいろいろ考えてやることも考えられるんじゃないかなと思います。あの南海トラフの被害想定、すご過ぎじゃないかって、ちょっとイメージが実際にあってみないと分からないぐらいすごい被害になりそうなので、ぜひまたいろいろ御検討よろしく願いいたします。

本当に備蓄をよろしく願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 備蓄計画を今持っていないわけじゃなくて、備蓄品は持っているんですが、それぞれ買っていますので本当にバランスよくあるのかどうか、予算がついたら買う、予算がついたら買う、寄附をもらう。それであるのはあるんですが、本当にそれだけでいいのか、これがないんじゃないのかというのを見直さないと、だから、そういう面での備蓄品の整理ができていなかったものですから、取りあえず最初は量を確保しよう、もらえもらえ、買え買えということでやってきましたけども、それでいいのかということで今、見直しをさせていただいているということでございます。

それと今給食センターがありますので、米飯の場合、コンベアですずっと米飯、お米炊いてくれますから、本当に災害のときには給食センターを今度平生町との共同運用になりますけども、今後も日米クックさんが今調理していただいておりますが、協定の中に入れて、そうしたことも入れておりますので、一回そうした訓練もやってみたらいいのかなと思います。やはり温かい御飯、みそ汁とかは基本でございますので、なかなか実際の訓練というのは、既にうどんが用意されておって用意されたもので作っていくという、訓練ではないんですけども、やっぱり訓練ですともう何もない状態から集まって、じゃあ何を作ろうかちゅうところから、この釜を使って、じゃあどうするのかというところから始めんと、やっぱり公民館まつり等のものというのはあらかじめ物販しようということで調達して用意しているものですから、災害のときにはそうじゃなくてスタートしますので、PTAの方とか若い方も加わっていただきながらやっぱりやっていかんやいけん。そういった訓練は今までやっておりませんので、やってみたいということで今やっております。

付け加えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） 本当に心の込もった感じで、私は、この、本当、田布施町の人たちが真面目にすごく考えていただいているので、ぜひね、災害のときはどうのこうのという表現はちょっといけんと思いますけど、本当に備蓄にしても、炊き出しにしても、よろしく願いいたし

ます。ということで、それは今後にもありますので、次の質問に移行したいと思います。

質問事項2で、学校のグラウンド芝生化してみてはということで、鳥枝教育長、よろしくお願いいたします。これも一問一答でございます。

以前にも、プロサッカー選手を目指すのにもいい、足の裏にもいいなどの理由から、学校のグラウンドを芝生化してみてはという質問をしました。PTAの水やりなど管理は大変だと思いますが、周辺の市では何か所も実施済みでございます。多分非常に評判はいいんだと思います。もちろん大変だなとは思いますが。

さて、今年の夏の異常な暑さは、地球の温暖化など様々な理由でしょう。仮に、学校のグラウンドが緑の芝生だと、学校の周りの温度が数度は下がり、過ごしやすはず。モデルケースとしてまずは1校実施してみたいかでございますでしょうかということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 学校のグラウンドの芝生化についてお答えをいたします。

グラウンドの芝生化につきましては、以前にも御質問を頂き、お答えをしているところでございますが、グラウンドの芝生化のメリットにつきましては、既に長年お取組をされている学校や関係者等から、議員御指摘のように、地球温暖化防止や熱中症対策として一定の効果があるというふうにとっております。

一方で、グラウンドを芝生化する上では多くの課題があることも事実であります。

1つ目には、芝のグラウンドを利用して行うスポーツ競技は限られておりまして、本来の運動場の機能を十分に果たすことができるかどうかには課題が残ります。

2つ目には、何よりも、長期にわたり芝生を維持管理していくことは極めて難しいというふうに思われます。特に夏の暑さの厳しい時期には、朝夕の2回、各1時間以上の散水を欠くことができず、水量も多く必要となります。

また、学校の教職員の働き方改革が進められている昨今にあつては、学校の教職員がその管理の業務を担うことが難しく、多くの地域の方々等の支援や協力を得ることが必要となり、課題は極めて大きいと思われます。

3つ目といたしましては、芝生の購入や定植に向けた土壌の改良工事の実施、維持管理に関わる機材や資材の整備など、これを含めると多額の経費が必要となってまいります。

こうした点を総合的に勘案いたしますと、教育委員会といたしましては、現時点では、学校での校庭の芝生化を進めることは難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（８番 河内 賀寿議員） もちろんね、おっしゃるとおりでね、実際のところ、本当、管理する人というのが、PTAにしても、子どもたちもするかもしれませんが、大変だと思います。草引きもいろいろあると思いますけど、おっしゃるとおりだと思います。本当、これはモデルケースとしてやられるようなことがあるようではという意見提言でございますので、そんなにやれやれという感じではありませんけど、ちょうど何十年、何年にもなりますけど、Ｊリーグが発足した頃、少年サッカーの皆さんたちが結構物すごく真面目に学校の芝生にして、プロもできるから、いわゆるサッカー選手もできやすいと思う、言ってみてくれよとかいうような話を、私まだ全然議員になる前の頃の話でしたから、すごく盛り上がった頃がありまして、さすがに今はそこまではないかと思いますが、実際のところ芝生のグラウンドで結構やっとならば、田布施から何億円プレイヤーのサッカー選手が出るかもしれませんが、これは本当希望で、どこかの垂れ幕で何々さん、サッカーおめでとうみたいに書いてある垂れ幕が出るようなこともおめだたいと思いますので、芝生化に関してはいろいろ芝生の値段とかもあるかもしれませんが、ぜひね、どこか。それと、既存の今やっとならば小学校でなくて、廃校というか、廃校という表現もあれでしたけど、麻里府とかのグラウンドとかを、例えばそういう芝生にして、もちろん維持管理のようないろいろややこしいことをするのはちゃんとせんといけんのですけど、麻里府とかのをを使って、いわゆるそういうサッカー用にするなり、テニス用にするなり、麻里府とかはどうですかね。それもちよっと聞いてみたいと思ったんです。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○学校教育課長（山中 浩徳君） お答えします。

グラウンドですので、小学校であろうと町民グラウンドであろうと一緒にございます。やはり維持管理という面がやはりどうしてもかかってくるということでございます。議員がいろいろとやっとならばというふう聞いておりますけど、芝生化するに当たっては、やっぱり長い目で見ていかないといけないと。やはりどうしても管理していく人が、その場は盛り上がっておりますけど、例えば小学校であれば６年生で終わります。その後の後のPTAの方がやられるかというのは非常に難しゅうございますので、そういった簡単なことを考えますと、先ほど教育長も答弁いたしました、非常に厳しいということでございます。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（８番 河内 賀寿議員） もうおっしゃるとおりだと思いますので、本当それこそ町ぐるみで

物すごい盛り上がるようなときになった場合は、またいろいろ御検討をお願いします。今は割とそこまでじゃないかなと思いますけど、ぜひ、何々サッカーさんの出場おめでとうみたいな垂れ幕が出て田布施が盛り上がるようなことがあれば本当これはもうイメージの盛り上げでいい気持ちだけのことでございますので、今はちょっとそういう感じの時期みたいな説明でございましたので、別にどうこうすぐせえとは言うわけではございませんので、検討の課題の一つぐらいと思っていただければと思いますので、芝生化のことも頭の隅にでも、皆さんよろしくお願いします。

ということで、私の質問は終わりますので、また、本当いろいろありがとうございました。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

日程第 3. 議案第 5 3 号

日程第 4. 議案第 5 4 号

日程第 5. 議案第 5 5 号

日程第 6. 議案第 5 6 号

日程第 7. 議案第 5 7 号

日程第 8. 議案第 5 8 号

日程第 9. 議案第 5 9 号

日程第 10. 議案第 6 0 号

日程第 11. 議案第 6 1 号

日程第 12. 議案第 6 2 号

日程第 13. 議案第 6 3 号

日程第 14. 議案第 6 4 号

日程第 15. 議案第 6 5 号

○議長（南 一成議員） 日程第 3、議案第 5 3 号令和 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 5 号）

議定についてから、日程第 15、議案第 6 5 号工事請負契約の締結について（給食センター改修Ⅰ期工事（機械設備））まで 13 件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本定例会に提出いたしました 13 議案の概要について御説明を

申し上げます。

まず、議案第53号は、田布施町一般会計補正予算（第5号）でございます。

まず、歳入の主な内容でございますが、国庫支出金は、障害者自立支援に関わります介護訓練等給付費の増などによる増額補正でございます。

県支出金は、介護訓練等給付費や農地中間管理事務費の増などによる増額補正でございます。

繰入金は、収入調整として財政基金繰入金により増額補正といたしております。

次に、歳出の主な内容についてでございますが、各費目において、令和6年山口県人事委員会勧告に準じて実施する給与改定及び人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

まず総務費は、町有地等整備事業として平田地区の排水路整備及び湧水対策経費を計上したことなどから増額補正といたしております。

民生費は、障害者自立支援に関わります介護訓練等給付費や法人保育園の委託料の増などによる増額補正でございます。

農林水産業費は、農地中間管理事業における集約化奨励金の増などにより増額補正といたしております。

商工費は、予約型定額乗合タクシーのりーねの実証事業を行う町地域公共交通協議会への補助金の増などによる増額補正でございます。

土木費は、町道維持管理費におけます修繕料の増による増額補正でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ1億4,099万2,000円を追加し、予算総額を79億1,793万8,000円とするものでございます。

議案第54号、55号、56号は、特別会計に係る補正予算でございます。

まず議案第54号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

主な補正内容は、前年度精算とそれに伴う国民健康保険事業基金の調整でございます。

議案第55号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

主な補正内容は、山口県人事委員会勧告に準じて実施する給与改定に伴います人件費の補正でございます。

議案第56号は、田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

主な補正内容は、前年度精算、そして給与改定に伴います人件費の補正でございます。

次に、議案第57号は、田布施町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

主な補正内容は、収入で、下水道事業債の増額、一般会計からの繰入金を下水道事業収益から資本的収益に組み替えるものでございます。

次に、支出でございますが、修繕費の増額及び委託料を工事費に組み替えるものでございます。

次からは条例改正でございます。議案集の５ページから御説明を申し上げます。

議案第５８号は、田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてでございます。

これは令和７年１月から、田布施町複写機等利用取扱要綱を改正し、複写機等の白黒の複写料金をＡ４の場合１枚当たり２０円から１０円に引き下げ、カラーの複写利用料についても１枚１００円から５０円に引き下げることであり、行政不服審査に関わります書面の写しの交付に関わります交付手数料についても同様といたしますことから、本条例を改正するものでございます。

次に、１６ページでございます。

議案第５９号でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定等に伴い、関係する４条例を一括改正するものでございます。

改正いたしますのは、田布施町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、次に田布施町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わります介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、そして田布施町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、そして田布施町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、以上４条例についてでございます。

主な改正の内容は、地域指定密着型サービス事業者、地域指定密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者に対する業務継続計画の策定に関する規定、感染症対策に関する規定及び虐待に関する規定を設けるものでございます。

次は、７６ページでございます。

議案第６０号は、田布施町下水道条例の一部改正についてでございます。

これは、下水道法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所定の改正及び引用規定の整備を行うものでございます。

次に、７９ページの議案第６１号は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

これは、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係６条例を一括整理するため条例を制定するものでございます。

主な内容は、刑法が懲役及び禁錮から拘禁刑ということに改められることにより関係条例を整理

するもので、条例制定に当たりましては、山口地方検察庁に罰則の定めのある条例の事前審査を受け、審査は完了いたしております。

次に８８ページですが、議案第６２号は、田布施・平生水道企業団の解散に関する平生町との協議についてでございます。

令和７年４月１日から、柳井地域の全ての水道事業を柳井地域広域水道企業団へ経営統合することに伴い、令和７年３月３１日をもって、田布施・平生水道企業団を解散することについて、平生町と協議するに当たり、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、８９ページの議案第６３号は、田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分に関する平生町との協議についてでございます。

さきに御説明いたしました田布施・平生水道企業団の解散に伴い、財産処分を定めることについて、平生町と協議するに当たり、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次からは、本日上程いたしておりました追加の配付資料の２ページでございますが、議案第６４号は、田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

本年８月、人事院は、国家公務員の月例給、特別給のいずれも民間を下回っていることから、給料表について初任給及び若年層を中心に平均で２．７６％引き上げ、期末勤勉手当支給率についても０．１か月分引き上げるよう勧告し、昨年に引き続き月例給、期末勤勉手当ともに引上げの勧告となりました。これを受け政府は、勧告どおり国家公務員の給与改定を１１月２９日に閣議決定し、改正給与法は現在召集されております臨時国会において承認・公布される見通しとなっております。山口県でも、この閣議決定に基づき、民間や国家公務員給与との比較結果や人事院勧告の内容等を総合的に勘案して判断した県人事委員会勧告に沿った給与改定を県議会に提案する見通しとなっており、本町につきましても、県に準じた給与改定を行うため本案を提出するものでございます。

提出の内容でございますが、給料表については、若年層に重点を置いた改定で、平均３．４９％の引上げとなります。また、期末手当及び勤勉手当については、６月期及び１２月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ０．０５月分引き上げ、期末勤勉手当の総支給割合を年間４．６月分とするものでございます。

次に、１５ページの議案第６５号は、田布施町給食センター改修Ⅰ期工事（機械設備）におけます工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本工事は、来年９月から平生町と協働して調理場を稼働するに当たり、田布施町給食センターの

機械設備を整備するもので、保健体育施設整備事業債を充当し、厨房機器改修、ボイラー改修、調理場の配管改修を行うもので、さきに１１月２７日に執行した条件付一般競争入札により落札されました牛島電設株式会社と８,６７９万円で請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、工期は令和７年３月３１日までといたしております。

以上、本定例会に御提案申し上げました議案１３件について、その概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第５３号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第５４号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第５５号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第５６号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第５７号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第５８号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第５９号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 6 0 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第 6 1 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 6 2 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 6 3 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 6 4 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 6 5 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 5 3 号から議案第 6 5 号までの 1 3 件は、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

----- . ----- . -----

○議長（南 一成議員） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

（ベル）

午前 1 1 時 2 6 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 松田規久夫

署名議員 伊村 渉

令和6年12月19日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和6年12月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第53号
令和6年度田布施町一般会計補正予算(第5号)議定について(委員長報告)
- 日程第3 議案第54号
令和6年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第4 議案第55号
令和6年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第5 議案第56号
令和6年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について
(委員長報告)
- 日程第6 議案第57号
令和6年度田布施町下水道事業会計補正予算(第1号)議定について
(委員長報告)
- 日程第7 議案第58号
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について(委員長報告)
- 日程第8 議案第59号
田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について(委員長報告)
- 日程第9 議案第60号
田布施町下水道条例の一部改正について(委員長報告)

日程第 1 0 議案第 6 1 号

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(委員長報告)

日程第 1 1 議案第 6 2 号

田布施・平生水道企業団の解散に関する平生町との協議について
(委員長報告)

日程第 1 2 議案第 6 3 号

田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分に関する平生町との協議について
(委員長報告)

日程第 1 3 議案第 6 4 号

田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
(委員長報告)

日程第 1 4 議案第 6 5 号

工事請負契約の締結について（給食センター改修 I 期工事（機械設備））
(委員長報告)

日程第 1 5 議員提出議案第 1 号

田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

日程第 1 6 閉会中の継続審査及び調査

日程第 1 7 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 5 3 号

令和 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 5 号）議定について（委員長報告）

日程第 3 議案第 5 4 号

令和 6 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
(委員長報告)

- 日程第 4 議案第 5 5 号
令和 6 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
(委員長報告)
- 日程第 5 議案第 5 6 号
令和 6 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について
(委員長報告)
- 日程第 6 議案第 5 7 号
令和 6 年度田布施町下水道事業会計補正予算（第 1 号）議定について
(委員長報告)
- 日程第 7 議案第 5 8 号
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 8 議案第 5 9 号
田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 9 議案第 6 0 号
田布施町下水道条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号
刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号
田布施・平生水道企業団の解散に関する平生町との協議について (委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 6 3 号
田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分に関する平生町との協議について (委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 6 4 号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について (委員長報告)

日程第 1 4 議案第 6 5 号

工事請負契約の締結について（給食センター改修Ⅰ期工事（機械設備））

（委員長報告）

日程第 1 5 議員提出議案第 1 号

田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

日程第 1 6 閉会中の継続審査及び調査

日程第 1 7 議員派遣について

出席議員（12名）

1 番	内山 昌晃議員	2 番	神田 栄治議員
3 番	西本 篤史議員	4 番	松田規久夫議員
5 番	落合 祥二議員	6 番	國本 悦郎議員
7 番	高月 義夫議員	8 番	河内 賀寿議員
9 番	谷村 善彦議員	1 0 番	瀬石 公夫議員
1 1 番	伊村 渉議員	1 2 番	南 一成議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	増原 慎一君	書	記	羽山 斉克君	
書	記	手島 千晶君	書	記	有吉 純一君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税 務 課 長	藤本 直樹君	税務課長補佐	友森 康之君
町民福祉課長	長合 保典君	健康保険課長	寶城 和之君
経 済 課 長	長谷 満晴君	建 設 課 長	吉藤 功治君
建設課長補佐	松葉 譲児君	学校教育課長	山中 浩徳君
社会教育課長	福田 幸治君	会 計 室 長	江良 和美君

午前9時06分開議

(ベル)

○議長（南 一成議員） これから、本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、落合祥二議員、高月義夫議員を指名いたします。

日程第2. 議案第53号

日程第3. 議案第54号

日程第4. 議案第55号

日程第5. 議案第56号

日程第6. 議案第57号

日程第7. 議案第58号

日程第8. 議案第59号

日程第9. 議案第60号

日程第10. 議案第61号

日程第 1 1. 議案第 6 2 号

日程第 1 2. 議案第 6 3 号

日程第 1 3. 議案第 6 4 号

日程第 1 4. 議案第 6 5 号

○議長（南 一成議員） 日程第 2、議案第 5 3 号令和 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 5 号）議定についてから、日程第 1 4、議案第 6 5 号工事請負契約の締結について（給食センター改修Ⅰ期工事（機械設備））まで 1 3 件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本総務文教委員長。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 1 2 月 1 2 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 5 3 号及び議案第 5 8 号及び議案第 6 1 号、議案第 6 4 号から議案第 6 5 号の議案 5 件について、1 2 月 1 7 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第 5 3 号令和 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 5 号）議定について、1 2 月 1 7 日に経済厚生委員長から予備審査の経過と結果について御報告があり、審査の結果、経済厚生委員会では原案のとおり全会一致で可決されました。

本委員会での主な質疑は、歳入では補正予算の繰入金について、歳出では総務管理費の財産管理費、土地購入費について、企画総務費の役務費、広告料の内容について、社会福祉総務費の繰出金では人権費以外の支出について、児童福祉費、保育所費では麻里府保育園の入所状況について、教育費、保健体育費、共同調理場運営費の消火器使用期限について、保健体育施設のスポーツセンターの備品の充実についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 5 8 号田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてであります。

主な質疑は、今後の行政サービスの向上についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 6 1 号刑法の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

質疑もなく、採決の結果、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 6 4 号田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

主な質疑は、一部事務組合等の出向職員の取扱いについてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 6 5 号工事請負契約の締結について（給食センター改修 I 期工事（機械設備））であります。

主な質疑は、平生町と共同利用に伴う改修工事の負担金についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（南 一成議員） 次に、伊村経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（伊村 渉議員） それでは、経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る 1 2 月 1 2 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 5 4 号から議案第 5 7 号及び議案第 5 9 号から議案第 6 0 号並びに議案第 6 2 号から議案第 6 3 号までの議案 8 件について、1 2 月 1 3 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案第 5 4 号令和 6 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定についてであります。

本委員会の主な質疑は、歳入の基金繰入金、国民健康保険事業基金繰入金の減額補正内容についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本委員会は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 5 5 号令和 6 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定についてであります。

本委員会の主な質疑は、歳入の県補助金、地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業の内容についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 5 6 号令和 6 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について、議案第 5 7 号令和 6 年度田布施町下水道事業会計補正予算（第 1 号）議定についての 2 件であります。

2 件とも質疑なく、討論なく、採決の結果、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 5 9 号田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてであります。

本委員会の主な質疑は、田布施町指定地域密着型サービスの事業に関わる町内の事業所数等についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号田布施町下水道条例の一部改正について、議案第62号田布施・平生水道企業団の解散に関する平生町との協議についての2件であります。

2件とも質疑なく、討論なく、採決の結果、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分に関する平生町との協議についてであります。

本委員会の主な質疑は、田布施・平生水道企業団の財産の種類及び敷地面積等についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（南 一成議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第53号から議案第65号まで、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号令和6年度田布施町一般会計補正予算（第5号）議定についてを採決します。

議案第53号に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号令和6年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５５号令和６年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第５５号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５６号令和６年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第５６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５７号令和６年度田布施町下水道事業会計補正予算（第１号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第５７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５８号田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第５８号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５９号田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立

願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号田布施町下水道条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号田布施・平生水道企業団の解散に関する平生町との協議についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号田布施・平生水道企業団の解散に伴う財産処分に関する平生町との協議についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第 6 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 4 号田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第 6 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 5 号工事請負契約の締結について（給食センター改修 I 期工事（機械設備））を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第 6 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 5. 議員提出議案第 1 号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第 1 5、議員提出議案第 1 号田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。内山議会運営委員長。

○議会運営委員長（内山 昌晃議員） それでは、田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、提案理由を説明します。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため本案を提出するものでございます。

○議長（南 一成議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっています議員提出議案第 1 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の

規定により、委員会負託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第１号は委員会負託を省略することに決定しました。

これから、議員提出議案第１号田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを討論します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議員提出議案第１号田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議員提出議案第１号は可決することに決定しました。

日程第１６．閉会中の継続審査及び調査

○議長（南 一成議員） 次に、日程第１６、閉会中の継続審査及び調査を議題とします。

総務文教委員長より、会議規則第７５条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、陳情第１号上関町での「中間貯蔵施設」の建設に反対する決議の採択をお願いする陳情書及び陳情第４号上関町での「中間貯蔵施設」の建設の反対をお願いする陳情書について、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

日程第１７．議員派遣について

○議長（南 一成議員） 次に、日程第１７、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第１２９条の規定により、お手元に配付しました議員派遣についての

おり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日、日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は、議長に委任されました。

_____ . _____ . _____

○議長（南 一成議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。令和6年第7回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時22分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 落合 祥二

署名議員 高月 義夫